

平成 27 年

第 2 回飯館村議会定例会会議録

自 平成 27 年 3 月 3 曜  
至 平成 27 年 3 月 17 曜

飯 館 村 議 会

平成27年第2回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期15日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	3. 3	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任 6. 議案審議
第2日	3. 4	水	休 会		議案調査
第3日	3. 5	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	3. 6	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～7番）
第5日	3. 7	土	休 会		議案調査
第6日	3. 8	日	休 会		議案調査
第7日	3. 9	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～7番）
第8日	3. 10	火	予算審査 特別委員会	午前9時	平成27年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第9日	3. 11	水	予算審査 特別委員会	午前9時	平成27年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第10日	3. 12	木	予算審査 特別委員会	午前9時	平成27年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第11日	3. 13	金	休 会		議案調査
第12日	3. 14	土	休 会		議案調査
第13日	3. 15	日	休 会		議案調査
第14日	3. 16	月	休 会		議案調査

15日	3. 17	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 予算審査特別委員会審査報告 3. 議案審議 閉　　会
-----	-------	---	-----	-------	--

( )

( )

平成27年3月3日

平成27年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

( )

( )

平成27年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成27年3月3日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成27年3月3日 午前10時00分				
	閉議	平成27年3月3日 午後 2時10分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	1番 高野孝一		2番 渡邊計		3番 菅野新一	
職務出席者	事務局長職務代理者 但野正行		書記 菅野久子		書記 糸田文也	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	○
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年3月3日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長職務代理に諸般の報告をいたさせます。事務局長職務代理者。

事務局長職務代理者（俎野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件11件、条例案件16件、その他案件2件の計29件であります。

次に、各常任委員会から、所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、2月27日に議会運営委員会が、本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から、1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。  
以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊計君、3番 菅野新一君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの15日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第2号から議案第30号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成27年第2回飯舘村議会定例会を招集いたしましたとこ

ろ、議員の皆様には何かとご多用のご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、12月定例議会以降の村の主な動きと、平成27年度の村政運営の所信を申し上げます。

初めに、村政の主な動きであります。

総務関係ですが、新春の1月4日には村消防団による観閲式と出初め式を飯館中学校仮設体育館で行いました。

次に、2月8日に福島県文化センターを会場に、全村避難後、4回目となる村民ふれあい集会を開催しました。この事業は、ご存じのように、全村避難で離れ離れになった村民が一堂に会し、近況を話し合ったり交流を深めるという目的でやっているものでございます。当日は、平成26年村の10大ニュースの投票結果発表と南こうせつコンサートなどを開催し、村民約800人が久しぶりの再開を楽しんだところでございます。

次に、「までの復興計画第5版」ですが、今回の計画のまとめの方針といたしましては、一人一人に寄り添うという復興の基本方針はそのままとしながら、村民部会で出された意見や方針を踏まえ、村として帰村に向けて当面取り組んでいく事業及び長期的に取り組んでいく事業を示していきたいと考えているところであります。

また、今後の村づくりを考えるに当たって、帰村する村民だけで復興を進めるのではなく、すぐには帰れない人、帰らない人、さらには、新たな村民や外部からの協力者も含め、村とつながり、かかわりを持っていただき、避難先からでも一緒になって村づくりを進めるネットワーク型の村づくりについてその具体像を検討中でございます。

今後の日程といたしましては、3月18日に第8回目の委員会が開催され、その中で答申が出される見込みでございます。議会にも3月中に提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、復興庁、県、村の共催で実施しました飯館村住民意向調査アンケートのことでございます。

国のまとめた速報では、回答者数は1,413件、率にして47.5%、これは25年11月が48.2%でありましたので、若干は下がったもののほぼ同数の回答が得られたというふうに考えていいのではないかというふうに思っております。

主な回答結果を見ますと、まず、帰村の意向の問いには、「戻りたいと考えている」方が29.4%、「まだ判断がつかない」が32.5%、「戻らないと決めている」というのが26.5%ということになりますが、そうしますと、前回「戻りたいと考えている方」というのは21.3%でありましたので、8.1%増加をしたということになります。「判断がつかない」というのは前回36.1が3.6%減った、「戻らないと決めている」方が前回30.8に対して4.3%減ったということになりますと、つまり、昨年は除染が大きく前進を見せ、帰村への環境が少しづつではありますが進んでいる現状を反映したものと、こんなふうに考えているところでございます。

また、帰村意向で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」と答えた方も、「村とのつながりを保ちたいか」という設問に対して、「まだ判断がつかない」と答えた方で55.6%、「戻らないと決めている」と答えた方で45.6%が今後も村とかかわりた

いと、このようにお答えをしていただいているということではありますから、すぐに帰らなくとも、あるいは村外に暮らしていても、村とつながっていきたいという気持ちがあらわれているものと思っているところであります。今後、この思い、きずなをどう生かしながら復興を進めていくかというところが重要なポイントというふうに考えているところであります。そのほか調査で得られた結果は、内容を検討しながら、今後の施策につなげていきたいと思っております。

住民課関係でございます。

昨年に引き続き、原子力災害の被災者に対する減免及び課税免除の措置を講じてきましたので、今年度の税収については22年度比では昨年度同様大幅な減少を見込んだところであります。

主な税目の26年度の現年度分の税収見込みでありますが、普通税全体では約3億4,390万円で前年度決算額より7,000万円ほど多くなるものの、原発事故前の22年度決算額の5億607万円に対しては1億6,210万円ほどの減ということであります。約68%の税収にとどまるものと推計しているところであります。

次に、平成26年度の申告相談であります。2月9日から3月16日まで、飯野学習センター青木分館をメイン会場として現在行っているところであります。

次に、防犯関係であります。

いいひて全村見守り隊は、現在、平常どおりパトロールを実施しております。1月以降現在まで、特別な盗難というような報告もない状況であります。今後も、隊員の安全確保を行いながら、より効果的なパトロールに努めてまいりたいというふうに思っております。

村内のごみ処理であります。

ごみの処理量は、全村避難の影響で少ない状況が続いております。村民の皆様には引き続き、分別の徹底と不法投棄の防止にご協力をいただけるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、復興対策課関係の事業でございます。

福島再生加速化交付金を利用して整備を行ういわゆる昇口舗装事業について、須賀地区の7戸分について工事を終了いたしました。今年度は初めての取り組みでもあり、工事手順などについて請負業者と確認をしながら工事を進めてまいりましたところでございます。今後、平成27年度から工事を本格化させ、2ないし3年の期間で、希望する全世帯の工事を完了したいというふうに考えております。

農政関係では、現在、各行政区からの要請により、除染後の農地の保全管理等将来の営農再開に向けた事業について説明会を順次開催しているところであります。除染作業の進捗により営農再開に向けた村民の関心も高まっており、村といたしましては、除染完了後の農地引き渡し時期に合わせて適切に農地管理に入れるよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、有害鳥獣捕獲ですが、2月末現在でイノシシ86頭、猿4頭であります。捕獲実施隊18名のほか獣友会の皆様にも活動していただいておりますが、昨年同期よりは捕獲頭

数は120頭ほど少ない状況であります。

次に、ため池などの汚染拡散防止対策にかかる国の実証事業の結果であります。

2月10日に国・県の担当者より報告を受けました。実証試験では15のため池についての汚染状況や集水域からの放射性セシウム流入状況について、また、うち6カ所のため池については、いわゆる底の質の分離除去方法によりおおむね75から94%の放射性物質の低減が見られたという報告を受けています。なお、村としてこれらの調査結果を踏まえて、今後の対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、農業委員会ですが、1月24日に月館の花工房において、認定農業者あるいは村外で農業をやっている方などなど、農業委員、JAそうま、農業総合支店の関係者など30名が参加して意見交換を開催したところであります。

次に、除染推進課のほうの事業でございます。

除染同意の進みぐあいですが、2月2日現在の同意取得率が98.7%で、未同意は44名であります。未同意の理由は、除染の手法に対する不満、除染そのものの拒否、所在不明で連絡がとれない方のようでございます。このうちの所在不明者の17件について、国は1月7日に官報掲載をしたところでございます。残りの27件については、今後、国と連携をとりながら、未同意の方々と交渉を重ねながら、春からの除染に向けて未同意者の解消を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、除染工事の進みぐあいですが、先行5行政区の二枚橋、須萱、白石の2行政区は、宅地・建物・農地・森林・道路など、昨年の12月末までに除染対象面積全て完了いたしました。

次に、前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚の3行政区ですが、除染対象面積の宅地・建物については昨年12月末までにおおむね完了したところでありますが、まだ農地・森林・道路は除染対象面積の約56%を12月末までに完了しているところであり、ですから、昨年の春から着工した14行政区については、1月末現在、宅地・建物の除染は94%であります。完了ができなかった宅地・建物は今年の6月末までに完了するよう国と協議を今、しているところであります。

次に、国の実証事業として、宅地などの放射線量の低減を図るために実施してまいりましたイグネの伐採です。1月22日で全て完了いたしました。伐採件数が1,112件で、伐採本数が2万5,296本という実績であります。

次に、屋内片づけごみの収集状況ですが、1月末現在の実績ですが、収集した世帯数が1,062件、収集したフレコンバッグの数が1万2,500袋となっております。国とは新年度にも屋内片づけごみ収集を実施することを確約しているところであります。これらの屋内片づけごみの焼却をしております小宮仮設焼却炉の稼働状況でありますが、試験稼働及び本格稼働により、1月末までに352トンを焼却しております。

生活支援関係です。

4年11カ月となる村民避難状況について報告をします。2月1日現在、県内自治体には福島市が3,863人、伊達市595人、相馬市424人、南相馬市394人、川俣町537人、二本松が90人、国見町71人、郡山市55人などが主な避難先でございます。住まい方は、県内の民

間借り上げアパートが3,151人、応急仮設住宅に1,062人、公的宿舎などに419人、県外へ自主避難している村民は482人でございます。ほかに、自主避難、村外の親戚宅や老健施設、病院などが1,551人ということになります。なお、村内に残る未避難者は10世帯の14人であり、飯舘ホームには43人が今、入所しているということでございます。

次に、長期化する避難生活の中で、一時帰宅支援事業ということで「いっとき帰宅バス」を平成25年8月2日に運行を開始をし、12月26日現在1,089人が利用をしていただいている。心身の健康と財産の維持管理を図っていくことにつながっており、3月1日より再開をしているところでございます。

村民の癒しと安らぎということで平成24年9月からスタートしたいやしの宿いいたては、1月末現在7万4,686人を数え、村民の心身の健康や交流の場、ストレス解消などに大きく寄与をしているものと思っているところであります。

次に、平成24年7月19日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド、自動車整備業、建具製造業など、平成27年1月末までに40事業所が国の許可を得て村内で事業を再開をしていただいている。なお、この事業所、全てというわけではございませんが、グループ補助金というものを使って、総額13億2,000万円、補助金9億6,000万円を使って、再開に向けて頑張っていただいているところであります。

次に、国県の義援金の5回目の給付であります。1人当たり9,000円、対象者6,570人、総額5,589万9,000円を12月18日以降、各世帯から届けがありました銀行口座に送金をしているところであります。

次に、帰還・再生加速化事業にて実施しました一時帰宅トイレということで「いいたて ほっと安心寄つトイレ」は、3月6日で1年となったところであります。大変喜ばれているということです。

次に、賠償についてであります。課題となっていました高額な家財の賠償の手続を進めることで東電との交渉を終えております。また、引き続き、さまざまな村民からの賠償相談に対応しながら、弁護士などとも賠償相談を続けてまいりたいというふうに思っております。

次に、健康福祉関係でございます。

12月18日、「いいたて子育て支援センター すくすく」の開所式を行ったところでございます。開所式では、三井物産株式会社から全て福島県産材を使用した約40坪の木造平屋建ての建物が寄贈されたほか、J P I Cから絵本などの書籍約900冊などが送られたところでございまして、開所後、終了後には、震災後休止していた村の乳幼児健診を約4年ぶりにすくすくで再開をしたところでございます。今後は、福島市周辺に避難をする乳幼児はすくすくで健診を受けられるようになるほか、育児サークルや各種子育てイベントを充実させ、さらに子育て世帯の支援を進めてまいりたいというふうに思っております。現在、毎日平均5組10人程度の方が利用しておられるようあります。

なお、福島市民の方の利用も、当初の目的であった避難先でお世話になっている福島市の皆さんとの交流にも活用させていただいているところであります。今後も、さらに効果のある施設の活用法について議会の皆様とも検討をさせていただきたいと考えている

ところであります。

次に、12月29日、川俣町に避難する借り上げ住宅の村民を対象に、しあわせカフェ川俣を新たに立ち上げさせていただきました。しあわせカフェは、避難先で新たな地域コミュニティの活性化を図り、村民同士の見守りにより閉じこもりを予防したり、長引く避難生活による健康状態の悪化を予防する目的で開催をしております。自治会の企画で定期的に開催するものであり、毎回、健康講演や健康相談を実施しております。川俣自治会は渡利に続き、2カ所目となるところでございます。

2月18日には、今年度4回目となる健康リスクコミュニケーション講演会を遠藤雄幸川内村長を講師に迎えて開催をいたしました。いち早く、帰れる人から川内村に帰ろうと村民に呼びかけた当時の遠藤村長の決断の経過や、帰村を進める上での山積みする課題など、激務の中で実際に経験した貴重なお話を聞かせていただきました。今後、飯舘村の帰村、復興を進める上で非常に有意義な講演会をいただき、文字どおり、ふるさと復興への思いを新たにしたところでございます。

最後に、教育委員会関係であります。

冬場に入り、各学校におけるインフルエンザ等の感染性疾患の流行が懸念されましたが、大きな流行は見られておりませんので、数名の欠席で何とか今、済んでいるところでございます。今後ともバスの中や通学時のマスク着用や手洗い、あるいはうがいを指導してまいりたいと思っております。

冬休み期間中でありますが、まず、松本市からの招き事業で29名の子供たちがスキーや松本城見学を3泊4日でやってきました。1月18日には、北塩原村、美しい村連合の同じ仲間でございますが、雪つ子体験ということで、スキー、スノーボードの体験を16名の子供たちが参加しました。さらに、いいたてスポーツクラブ主催による留学生とスポーツで交流を図るいいたてっ子未来プロジェクト事業が行われ、18人の子供たちが参加をしているところであります。各方面からの支援に改めて心より感謝を申し上げる次第であります。

1月11日には、飯野学習センターを会場に成人式を実施したところであります。78人中60名が出席をし、多くのご来賓に見守られながら晴れて大人の仲間入りを果たしました。式では、大倉の神楽舞や、メジャーリーグの川崎選手を初め中学校からの恩師からのメッセージビデオを披露され、新成人の門出を祝ったところでございます。

次に、2月6日には小学生が議員となり、飯舘村みらい議会が開催されました。小学生議員からは、ツール・ド・飯舘や飯舘スタンプラリーなど、村をPRして復興につなげていこうとする提案が数多く出され、子供たちの村を思う気持ちに深く感銘を受けたところでございます。

以上が12月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、平成27年度村政運営の所信を申します。

さて、原発事故によって村が全村避難を強いられてから早いもので4年が経過しようとしているところであります。村民の皆さんにはなれない環境のもと、家族と離れ離れになり、しかも長引く避難生活、この4年間、何ほどかつらく、また、悔しい思いをされ

てきたものではないかと思っているところであります。村としては一日も早い復興・復旧と帰村できる環境づくりに向け、職員ともども日夜懸命に努力をしているところでございます。

特に、この1年間は村の復興にとって大きく前進した年であるというふうに考えております。その主なものとしては、村外拠点施設として飯野町に復興公営住宅の建設がありました。さらに、福島市に子育て支援センターの建設、また、村内には小宮地区に仮設焼却炉の建設並びに蕨平地区に仮設焼却炉及び減容化施設の具現化を進めてあります。深谷地区拠点エリアの整備計画の推進、大火山にメガソーラーの建設、村の公民館及び大谷地住宅の建てかえ時期の明示、役場機能の一部、2つの課が本庁に移ったなどなどであります。さらに、大幅におくれていた除染が、作業員の増員体制などにより、帰還困難区域の長泥地区を除き住環境周辺を中心にはほぼ完了できたことなどなど、懸案でありました多くの事業が予想以上に前進した1年であったというふうに思っています。村民の理解はもとより、議員各位の深いご理解とご支援のおかげであり、改めて感謝と御礼を申し上げるところでございます。

それでは、平成27年度村政運営の所信の一端を申し上げさせていただきます。

まず、復興計画第5版であります。現在、案をまとめており、3月18日に答申をいただくことになっており、答申され次第、できれば今月中に議会の復興対策特別委員会を開催していただいて、議員各位にもご意見・ご提言をいただき、修正をかけた後、村民に説明してまいりたいというふうに考えております。

今回の復興計画第5版ですが、村民にできるだけ先が見通せるよう、4つの村民部会を中心に検討していただきました。より具体的な事業が各部会から提案されております。優先順位を決めながら、国・県などとの協議に基づき、採択され次第、順次実施してまいりたいというふうに考えております。

また、今年度は復興をさらに加速させるために、村公民館及び大谷地住宅の建てかえを初め深谷地区拠点エリアの整備促進、井戸水などの飲料水確保、陽はまた昇る基金の積み立てなどなど、ハード・ソフト両面から各事業、例年にもまして予算化をさせていただいているところであります。

次に、除染対策であります。

現在、住環境周辺が90%程度完了しており、残りについても梅雨入り前までには完了する運びになるのではないかというふうに思っております。また、今年から14行政区の田畠の農地除染がスタートします。適切な除染はもとより、除染計画に示している工程どおり、平成28年度までには完了できるよう環境省に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

あわせて、住環境周辺の除染後の線量管理、いわゆるガンマカメラなどによるものであります、これを徹底し、再除染の必要な箇所については環境省にフォローアップ除染を求めるなど、村民の不安解消に努めてまいりたいというふうに思っております。村民から要望の多い除染後の農地保全管理についても、地元住民と十分協議をし、適切に管理できるように取り組んでまいりたいと思います。

次に、健康福祉対策であります。

避難生活4年という長期化に伴い、生活環境の変化から精神的にも肉体的にもさまざまな障害を抱える村民が多くなってきてているのも事実であります。特に、高齢者の健康悪化が心配されますので、引き続き保健師、看護師、栄養士などによる巡回指導・相談を徹底してまいりたいと思います。内部被ばく検査、甲状腺検査、各種検診事業の受診率向上とあわせて、村民の健康管理並びに不安解消にも努めてまいります。

また、避難が長期化し、介護の必要な村民も増加傾向にあります。要介護者の施設入所対策や在宅介護のあっせんなど、介護サービスの向上と介護予防事業にも積極的に取り組んでまいります。さらに、村民の放射線量に対する不安の声が多くありますので、リスクコミュニケーション講座あるいは「かわら版 道しるべ」の定期発行などにも努めてまいりたいと思います。

次に、帰村の時期であります。復興計画第4版に帰村の時期を平成28年3月ごろとさせていただきましたが、これはあくまでも目安として示させていただいたものであります。ことしは全村避難から5年目になります。村民の避難生活にも限界感が出ており、特に高齢者を中心に一日も早い帰村を望む声が日増しに強まっております。また、村民から、帰村の時期が不透明なため今後の身の振り方が決められないなどの声も多く寄せられているところであります。したがって、除染の進捗状況やインフラ整備状況などにもよりますが、今後、議会、行政区長などとも十分協議をさせていただいて、今年の上半期あたりに具体的な帰村の時期を決めることができればとも考えておりますので、議員各位の特段のご理解をお願いするものであります。

このほか、各課の主要事業並びに財政運営方針については、これから後ほど述べさせていただきたいというふうに思っております。

まず、各課の主要施策であります。

総務課関係は、広域消防飯館分署建てかえであります。非常に劣化しておりますので、この東日本大震災により壁に亀裂が入るなどしていますので、平成27年度において国の事業に要望し、消防防災施設の拠点の充実を図るべく飯館分署の建てかえを計画しているところであります。

次に、復興計画につきましては、委員会からいただいた答申案を議会に説明後、承認を得ましたならば、住民懇談会を開催して丁寧に説明を行っていき、6月ごろを目途に成案としたいというふうに考えているところであります。復興計画につきましては、国からの復興交付金、再生特区過疎債、各種補助事業など、復興に係る国・県予算確保のための根幹となる計画でありますので、村の復興を確たるものとするため、各課及び村民各層の意見を調整の上、策定してまいります。

特に、第5版では、「戻る」「戻らない」の二極の整備ではなく、村に思いを寄せていただく方みんなでつくり上げるネットワーク型村づくりという新しい村づくりの仕組みについての考え方を示していくべきだと考えております。また、今回の策定に当たっては、4つの村民部会から多数の方針案が出されました。残念ながらそれを一遍に実現させることはできませんが、村としては当面、取り組む必要性の高いもの、実行可能なものが

ら取り組んでいきたいと思っております。また、これら事業の実施に当たっては、国県などの補助金をできるだけ確保をし、対応が難しい案件については今年度新たに「までの村陽はまた昇る基金」を創設し、その財源として活用していきたいと考えております。今回、村民部会からの方針に対し、さらに具体的な検討が必要なものにつきましては、4つの部会のテーマに沿って、担当する課を中心とした協議を来年度に継続してまいりたいということで予算措置もさせていただいているところであります。

次に、広聴・広報・情報提供であります。

意向調査を来年度も時期を捉えて実施をし、村民の意向の把握に努めてまいりたいと考えております。復興計画第5版の案策定にあわせて、村民各層や各種団体、行政区などを単位とした懇談会を開催し、意見の集約と施策への反映に努めてまいりたいと思います。広報につきましては、広報紙あるいはお知らせ版の充実に努めていき、ホームページやタブレット端末なども活用し、広報活動に努めてまいりたいというふうに思っております。タブレットの利用率が低いため、特に高齢者に対する利用率向上に向け、取り組みを強化してまいります。

次に、行政区及び自治組織活動の支援でございます。

避難生活が4年を経過する中、ストレスや生活の不便さを解消しつつ、帰村に向け、旧来の行政区ごとのコミュニティ維持と避難先での村民同士の連携維持のため、制度の見直しを図りながら、引き続き行政区及び自治組織に対し助成事業を実施してまいります。昨年実施した行政区ワークショップ以降、自分たちの行政区の将来を考える動きや集会が、また、自治会においては避難先で芽生えたコミュニティ活動がそれぞれ徐々に活発化しております。村は引き続き支援してまいりたいというふうに考えておりまして、ただ、自立をこれから進めるという観点からも、補助率など制度の見直しをさせていただき、相応の負担もお願いしながらと考えておりますので、何とぞご理解をお願いしたいというふうに思っております。

このほか、村民を対象とした昨年実施しましたいいたて村民ふれあい号のバスツアーも大変喜ばれておりますので、27年度も継続したいというふうに思っております。

生活支援課対策であります。

仮設住宅の住環境や公的宿舎の施設設備については、これから適切に管理をし、教育費の補助や駐車場借り上げ、さらには避難先に確保した市民との交流施設を適切に管理運営してまいります。支援団体と連携し、イベントやボランティア受け入れなど避難村民の支援を充実してまいりたいと思います。

いやしの宿ですが、これからも送迎バスの運行による利便性を確保し、温泉の管理を充実し、新年度も村民が利用しやすい環境に心がけまいりたいというふうに思っております。なお、「きこり」の改修を進めながら、いやしの宿の機能をきこりにシフトチェンジしていきたいとも考えております。

義援金も、引き続き、対象者の認定と相続や未支給者の調査など、公平な支給業務を行ってまいりたいというふうに思っております。

商工業関係でありますが、企業や事業者の支援でありますが、避難先での事業再開は相

馬市、伊達市、福島市、川俣町など18事業所が仮設店舗や仮設事業所で営業をやっているところであります。24年7月の区域見直し以降、先ほど申しました自動車整備その他の40事業所が村に戻って事業を再開しているということであります。避難の長期化現象となる中で、これまで事業や営業を見合わせていた事業者が廃業を示唆するなどの動きも出ておりますので、商工会や事業者の皆さんと随時意見を交換しながら、実態の把握に努め、事業者の支援に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

観光交流事業や、目黒区や鹿沼市などとの交流などもありますし、どぶろく、おこし酒、かへちゃんの力プロジェクトの商品、までい着などなど、いろいろな特産品などを使いながら交流を深めてまいりたいと考えております。

次に、緊急雇用対策であります。27年度も同様に見守り隊を16事業所に268人を雇用し、5億7,400万の予算を予定しておるところであります。

次に、住民課関係であります。

村税について、原子力災害に伴う平成27年度の市町村税の減免措置については、26年度と同様の減免措置などが継続されるものと想定されます。国の税制措置の動向を見ながら、村税の減免措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

収納対策でありますが、長年の課題であつたいわゆる未納対策であります。震災以降、村税などの減免により新たに発生する滞納額が大きく減少している一方で、賠償金の収入があつたことなどもありまして、震災前に滞納額が1億2,552万9,000円だったものが現在は約2,300万と震災前の2割以下までに減ってきているところであります。平成27年度においても、しっかりと解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、村内の防犯対策も、27年度は防犯カメラを村内各所に配置をし、防犯体制の強化と犯罪防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、ごみ処理対策でありますが、26年度にはごみ処理基本計画などの策定を行い、帰村後のごみ処理対策に支障を来さないよう準備をしてまいりたいというふうに思っております。飯館クリアセンター内に村独自の焼却炉を整備してまいりたいと思います。27年度においては、焼却炉建設に向けて測量調査、事業選定、実施設計などを進めてまえればというふうに思います。

健康福祉関係であります。

まず、長期避難に係る健康対策でありますが、住民健康の分析結果から、被災前に比べ、村民の体重が平均2キログラム余り増加していることがわかつております。運動不足や生活環境の変化から、生活習慣病にかかる危険が高くなっています。ということで、少しでも減らすために、引き続き、保健師、看護師、栄養士などによってしっかりと栄養指導などをやっていきたいというふうに思っております。

村の総合健康診断、各種診断、あるいは寝たきり予防あるいは閉じこもり予防などなど、仮設住宅等健康管理事業などについて引き続き実施をしていきます。

放射線に関するもの、内部被ばく検査、甲状腺検査など、県立医大と連携をとりながら今年度も実施してまいります。さらに、リスクコミュニケーション事業についても、村

内企業で働く村民や小さな子を持つ親など、放射線に対する不安が大きいと思われる方を主に対象として実施してまいりたいと思います。自分のものさしで正しく判断できるためのさまざまな情報も、道しるべやタブレットなどを使ってまいりたいと思っております。

子育て支援については、先ほど開きましたいいたて子育て支援センターすぐすぐを拠点としてこれからも充実してまいりたいというふうに思っております。今年度においては、冠婚葬祭、通院などで急な保育が必要になった場合などにすぐすぐでお子さんを一時預かりする事業の立ち上げも予定をしているところであります。あわせて、子育て支援センターの出前講座として、川俣町や伊達、相馬、南相馬などに巡回型の実施もやっていくつもりでございます。

心の健康づくりについては、自殺予防を目的としたゲートキーパー養成講座を受講した方を対象にスキルアップ講座を実施をし、心の支援が必要な方を早期に気づいてあげられるよう、体制を民生委員や自治会役員の皆さんと連携をし、つくってまいりたいというふうに思っています。

いいたてクリニックの指定管理者である地域医療法人秀公会と、平成25年6月22日付で「飯舘村帰村における いいたてクリニック再開に向けた協定書」を結んでおります。今年度は、具体的な地域医療再開の準備の年と位置づけまして、村と秀公会、有識者などを交えて、復興プランとの整合性、あるいはよりよい地域医療の再開確保について検討してまいりたいと思っております。帰村に向けて、在宅介護サービスなどの再開確保について、平成29年度には策定しなければならない地域包括ケアシステム構想を視野に入れながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、介護予防の充実についてですが、これから最も効果的な事業に介護予防事業があるわけでありますので、要介護認定者が40%余り増加している状況を考え、そなならないための予防事業に力を入れたいと思っております。

次に、認知症対策ですが、なれない土地への避難、認知症になる方が増加傾向にあります。そういう方が万が一、徘徊などで行方がわからなくなつたときの対策として、QRコード配布事業を実施する予定でございます。

次に、国民健康保険の運営であります。避難による健康状態の悪化や一部負担金などの免除により給付費が増加し、大幅な保険税の引き上げが余儀なくされているのが現状であります。近い将来には保険税などの免除が廃止され、必ず課税されるときが来るということを念頭に、行政執行に、また、村民の皆様への周知に努めてまいりたいというふうに考えております。免除関連の補正予算については、6月定例会に上程を予定しているところでありますので、よろしくお願ひいたします。

復興対策課関係であります。

工事関係では、福島再生加速化交付金事業として帰還再生生活整備事業、いわゆる昇口舗装であります。これは先行5行政区の50世帯分、1億円を計上させていただきました。なお、現在、工事の申し込み受け付け中であります、村全体としては500ないし600世帯の希望が見込まれますので、予算の確保に向けて国と協議中でありますが、財源確保

をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

次に、大谷地住宅建てかえ工事では、第1期工事として2棟8戸を建設いたします。年内の完成を一応目指していきたい、このように思っているところでありますと、10月ごろ、入居募集を行う予定でございます。

それから、道路の機能回復ですが、二枚橋地区の見石線146メートルのオーバレイをやります。また、県営ふるさと林道岡部前乗線道路改良工事が再開されることとなりましたので、負担金を計上しているところでございます。

次に、農林業関係ですが、営農再開支援事業については、除染先行5行政区を中心に除染完了農地の保全管理に係る支援事業を見込んでおります。有害鳥獣対策その他、いろいろな支援事業をやっていきたいと思います。

それから、農地・水・環境保全対策事業は、平成27年度から多面的機能支払交付金事業に移行となります。また、中山間地域等直接支払制度も第4期の初年度を迎えます。現在、各行政区に協定農用地の見直し作業をお願いしており、新制度への移行作業が円滑に進むよう支援を強化してまいりたいというふうに思っております。

次に、除染推進課であります。

帰村や村の復興において必要不可欠でありますので、最優先課題として取り組んでいきたいと思います。27年度の除染ですが、国が示す除染工程では、前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚3行政区で平成26年度内に完了しなかった農地・森林・道路全てを年度内に完了させる予定であります。また、14行政区についても、26年度に完了しなかった住宅などもやるし、それから、その他敷地と隣接する農地及び森林については、今年6月末までに完了させる予定でございます。14行政区においては、本格的に農地及び森林、道路などの除染が本年の春から実施をし、28年度までの2カ年で完了させる予定でございます。いろいろこれから、定期的に国と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

モニタリング設置事業、新しい事業でありますが、除染後の放射線量値を目視することを目的ということで、あるいは不安解消のために、各行政区の仮置き場、仮仮置き場などの近くの道路沿線にリアルタイム型モニタリングポストを、かなり多くの数を設置する予定でございます。

学校教育、生涯学習であります。

仮設の学校施設の充実に加え、村内の学校施設についてもそろそろ清掃や破損箇所の修繕を行い、帰村に向けた準備を進めてまいらなければということで予算措置をさせていただいているところであります。今年度から地方教育行政制度というものが改革され、教育の政治的中立性・継続性を確保しつつも、村の行政と教育委員会が力を合わせて教育行政を進められることになりました。昨年度に立ち上げた学校運営協議会なども活用しながら、学校・家庭・地域の連携、さらに、やはり、特にこういうときでありますから、行政としてそこをどういうふうにするかというのは重要なことでありますので、学力の向上、キャリア教育、ふるさと学習など、子供たちの多様な学びを頭に入れながら支援をしてまいりたいというふうに思っております。

生涯学習関係では、公民館の設計業務が終了いたしまして27年度から工事に入ることになつております。今、補助金関係がおくれ気味でありますと、27年度中の完成を見込んでおりますが、若干おくれるのかどうかその辺でありますと、いずれにいたしましても復興のシンボルということありますので、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、子供たちの体験学習でありますと、小学校6年生を対象にした沖縄までいな旅、あるいは中学生の未来への翼なども引き続き実施をしていきたいというふうに思っておりますし、幅広い視野を子供たちにと思っておりますので、できるだけ支援事業を取り組ませていただきながら、この機会に豊かな経験を積んでいただきながら、すばらしい子供たちになっていただければというふうに思つておるところであります。

次に、財政運営方針について申し上げたいと思います。

平成27年度の一般会計当初予算は、復興のための大きな事業が多くなり、過去最高額となつたところでございます。村としては、ハード・ソフト事業を問わず、国・県の有利な補助事業などを確保し、村の負担ができるだけ少なくし、健全財政の堅持に努めているところであります。27年度は、一日も早くふるさとへ帰りたい村民に対して帰村への着実な前進を示しながら、一歩踏み込んだ復興事業の実施に取り組むとともに、帰村に向けてきめ細かな事業などの準備を行うなど、重要な1年になると想つています。あわせて、村に「帰らない」「帰れない」人が、村への思いを抱きながら少しでも希望の持てるようなことをスピード感を持ってやっていきたいというふうに思つています。

これらを踏まえて、原発事故後4回目となる平成27年度当初予算は、引き続き、規律ある財政運営の堅持を念頭に入れつつ、現在策定中のいいとてまでいな復興計画第5版のスピード感のある具現化を図りながら、村民それぞれの復興や帰村への着実な実現に向けた復興を確かなものにし、帰村への道筋となる予算との方針のもとに編成をしたところでございます。

それでは、提出いたしました議案につきましてその概要を説明いたしますが、第2号は26年度の飯舘村一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回、これまでの予算に14億8,362万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を64億6,619万3,000円としたところであります。

歳出の主な内容は、総じて減額予算と、こういうことでありますと、総務管理費が5,587万6,000円のマイナス、選舉費が1,027万3,000円のマイナス、社会福祉費が1,892万1,000円のマイナス、児童福祉費が8,249万2,000円のマイナス、衛生費として保健衛生費が1億2,536万2,000円のマイナス、労働諸費が6,507万6,000円のマイナス、農業費が1億284万5,000円のマイナス、土木費の道路橋梁費が1,082万6,000円のマイナス、消防費として1,105万1,000円のマイナス、教育費として社会教育費が7億1,113万8,000円のマイナスを計上させていただきました。昨年12月から年明けにかけて、国の緊急経済対策補正予算が閣議決定され、地方自治体向け対策として地域住民生活緊急支援のための交付金が盛り込まれたところでございます。これらの地域消費喚起・生活支援型と、地域創生先行型の2種類の交付金を活用した予算について計上しているところであります。

その他、おおむね減額する補正予算ということでございますので、ご理解いただければと思います。

では、議案第3号から議案第6号まで、各特別会計の整理予算であります。

議案第7号は、平成27年度飯館村一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を81億1,600万といたしました。これは前年度に比べ19億2,800万の増、率にして31.2%の大幅な増となり、当初予算の規模としては過去最大であります。震災前の平成22年度当初予算総額41億4,510万円と比較いたしますと、およそ2倍ということになります。さらに、歳出予算総額のうち、震災前になかった復旧・復興の対応に係る事業費も47億5,352万円と、歳出予算総額の約6割を復旧費ということで進めているところであります。

例年ですと前年度の予算を対比しながら性質別歳出のまとめ的なものを説明するところであります。村民の早期帰還、一人ひとりの早期復興を何よりも優先する予算でありますので、復興計画の5つの基本方針に沿って主な事業を申し上げるところであります。

まず、基本方針「生命（いのち）を守る」というところでは、放射線を正しく理解して正しく怖がる放射線リスクコミュニケーション事業に540万1,000円、仮設住宅の健康づくりを進める仮設住宅入居高齢者等健康管理事業に679万4,000円、16歳以上の村民を対象とした総合健診事業に5,265万2,000円、ホールボディカウンター検査ということで内部被ばくに992万、それから、分署建設建てかえ事業に2億3,916万8,000円などなどであります。

それから、基本方針「子どもの未来をつくる」という予算においては、幼・小・中学校の仮設校舎の整備、これは今まで建てたものをずっと払っていくということでありますが、7,495万1,000円、それから、被災児童生徒等就学支援事業に5,669万2,000円であります。スクールバスの不足による民間バスの借り上げということで8,640万円、それから、未来への旅、沖縄など2,084万4,000円、そして、子育て支援センターの運営に1,547万1,000円などでございます。

次に、3つ目の基本方針「人と人がつながる」ということでは、これまでの20行政区のつながりを維持する行政区交付金地域づくり事業に2,661万6,000円、村民ふれあい集会に600万、自治会などに対して支援する自治会支援事業に1,800万、自治会の役員、組織運営交付金に1,051万1,000円、それから、帰村に向けてのコミュニティ一拠点による公民館建設であります、11億2,546万4,000円。きこりの改修に1億6,896万7,000円などなどであります。

4つ目の「原子力災害をのりこえる」ということでは、いわゆるガンマカメラ測定に1億1,920万4,000円、いわゆる昇口舗装に1億円、きめ細かな取り組みで、までの村陽はまた昇る基金の元金積み立てに1億円、深谷拠点エリア整備事業に3億5,125万8,000円、防犯カメラシステムに9,097万円、飲料水確保の事業に1億6,849万1,000円、モニタリングポストを88基でしたか、つけるのに3億7,485万2,000円、大谷地の住宅建てかえに2億6,699万2,000円、地上デジタル放送の再放送の整備事業に8,642万7,000円などであります。

5つ目の「までいブランドを再生する」というところでは、園芸産地復興支援対策費に1,907万4,000円であります。被災地域農業復興総合支援事業に7,997万4,000円、除染後の農地保全を促進するのに6,206万2,000円、松川仮設にある直売所「なごみ」運営事業に1,692万6,000円などなどであります。

以上が復興計画の5つの基本方針に沿っての主な事業を皆様方にお示しさせていただいたところであります。

次に、歳入のおおむねを成す地方交付税であります。22億5,000万で前年度に比べ1億4,000万の増、率にして6.6%であります。これは、震災復興特別交付税の増によるものであります。

次に、村債であります。これは9億940万で前年度に比べて4億70万の増、率にして78.8%であります。これは、公民館建てかえ建設事業や地上デジタル放送再放送事業の増によるものであります。

自主財源と依存財源の割合であります。自主財源は16億6,456万8,000円ということで、前年度に比べ7,759万2,000円の増となっており、これは財政調整基金に加え、公共施設等の整備基金、飲料水安全確保対策基金などからの繰入金11億8,698万8,000円などが増の原因となっているところであります。

一方、依存財源は64億5,143万2,000円で前年度に比べ18億5,040万8,000円の増であり、これは国庫支出金の福島再生加速化交付金9億7,905万8,000円、生活環境整備・帰還再生加速化事業3億708万2,000円、さらに、村債の公民館建設事業3億5,000万などが増となったものでございます。

議案第8号は、平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計予算であります。

歳入歳出総額をそれぞれ12億6,920万9,000円といたしました。これは、前年度に比べ1億8,122万1,000円の増、率にして16.7%の増であります。増の主な要因は、国民健康保険の財政安定化を図るための保険財政共同安定化事業拠出金が1億8,709万2,000円の増によるものであります。

議案第9号は、平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算であります。総額を1億552万9,000円といたしました。前年度に比べて301万5,000円の減であります。

議案第10号は、平成27年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算であります。

総額を4,481万5,000円といたしました。前年度に比べ251万6,000円の増であります。

議案第11号は、平成27年度飯舘村介護保険特別会計予算であります。

総額を9億9,263万1,000円といたしました。これは前年度に比べ2,313万8,000円の増であります。増の要因は、介護給付費準備基金積立金1,077万3,000円、保険給付費が984万円の増によるものであります。

議案第12号は、平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,768万5,000円といたしました。昨年に比べ11万円の増であります。

議案第13号は、飯舘村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援などに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例であります。

す。

これは、介護保険法の改定に伴いまして、村で指定する介護予防支援事業者の人員及び運営基準などを改正するものであります。

議案第14号は、までの村陽はまた昇る基金条例であります。

これは、原発事故災害からの復興に向けて、村民の生活再建のための営農再開や企業の事業再開、教育や福祉の充実などを図るために基金を設置するものであります。

議案第15号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じて、給与制度の総合的見直しを受け、給与月額などを改正するものであります。

議案第16号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、福島県人事委員会勧告に準じて、特定任期付職員の期末手当支給率を勧告どおり引き上げる改正であります。

議案第17号は、飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、避難指示区域内での業務に従事する職員の特殊勤務手当を改正するものであります。

議案第18号は、公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、職員の派遣先として一般財団法人福島市町村支援機構を加える改正であります。

議案第19号は、飯舘村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、現状に合わせて燃えるごみ、燃えないごみなどの語句の改正でございます。

議案第20号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、3年ごとに改正される第6期介護保険事業計画策定に伴いまして、介護保険料を月額5,703円から8,003円に改定するものでございます。

議案第21号は、飯舘村使用料条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、飯舘村柔剣道場の解体に伴いまして、村の使用料条例の一部から飯舘村柔剣道場を削除するものであります。

議案第22号は、飯舘村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、飯舘村柔剣道場の解体に伴い、別表から飯舘村柔剣道場を削除するものであります。

議案第23号は、飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、飯舘村柔剣道場の解体に伴い、別表から飯舘村柔剣道場を削除するものであります。

議案第24号は、飯舘村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、村消防団から消防団ラッパ隊長の昇格の要請により、訓練副本部長に改正するものであります。

議案第25号は、までいな子育て保健室設置条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、までいな子育て保健室の設置場所として、あづま脳外科病院脇の避難先子育て拠点のいいたて子育て支援センターすぐ近く内と、松川第1仮設住宅内のすぐ近くの分室を追加する改正であります。

議案第26号は、飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

これは、介護保険法の改定に伴い、要支援と認定された利用者が利用できる事業において、人員、設備、運営などに関する基準を改正するものであります。

議案第27号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

これは、地方教育行政の一部改正に伴いまして、地方教育行政の責任の明確化、さらには首長との連携強化を図るために条例の一部を改正するものでございます。

議案第28号は、飯館村保育所における保育に関する条例を廃止する条例であります。

今までの保育の実施基準は児童福祉法により定められていましたが、今回の改正により、子ども・子育て支援法に変わったため、今ある条例を廃止するものであります。

議案第29号は、佐須僻地に係る総合整備計画の策定についてであります。

これは、佐須僻地の5年間の整備計画が終わることに伴い、さらに27年度から5年間継続した整備を図るため、村道豊栄佐須線を整備する計画にのせるものであります。

議案第30号は、岩部僻地に係る総合整備事業の策定についてであります。

これは岩部周辺の5年間の整備計画が終わることに伴い、さらに27年度から5年間継続して整備を図るため、村道大火比曾線を整備計画にのせるものであります。

以上が提出議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案の説明とさせていただきます。

## ②休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時18分）

## ③再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開します。

（午後 2時03分）

## ④日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（大谷友孝君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。  
お諮りします。

議案第7号「平成27年度飯館村一般会計予算」、議案第8号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第9号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第10号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第11号「平成27年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第12号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第12号までの6議案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

#### ◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君、以上9人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した9人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

#### ◎日程第6、発議第2号 東京電力福島第一原子力発電所の高濃度汚染水流出に断固抗議する決議（案）

議長（大谷友孝君） 日程第6、発議第2号東京電力福島第一原子力発電所の高濃度汚染水流出に断固抗議する決議（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。飯樋善二郎君。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました発議第2号東京電力福島第一原子力発電所の高濃度汚染水流出に断固抗議する決議（案）について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東京電力株式会社は、2月24日、福島第一原子力発電所2号機の原子炉建屋大物搬入口屋上部にたまつた高濃度の放射性物質を含む汚水が原発構内の排水路を経由して港湾外へ流出していたことを公表しました。

東京電力株式会社は、港湾外の海水の放射性物質濃度に変動はないとするものの、今回の事象を昨年4月には把握をしていながらも隠蔽してきたことに対し、断固抗議をする。

復興は、道なかばである。東日本大震災と原子力発電所事故から4回目の春を迎える。

年度からさまざまな復興事業が具体化し、ふるさとへの再生へ着実に段階を上っていくしかなければならないときに、最前線で取り組むべき東京電力株式会社が復興の足かせになっていることは断じて許されない。まさに東京電力株式会社が掲げる安全・着実な作業と丁寧な情報公開をしながら、会社組織一丸となって本件の復興に力を尽くすべきである。

よって、東京電力株式会社においては、今回の事象について原因究明を早急に行い、再発防止対策を確実に実施しながら、新たなトラブルを容易にしないよう管理を徹底するとともに、排水路・海域のモニタリングを確実に行い、原発被災者に対して十分な情報公開をするよう強く求める。以上、決議する。

平成27年3月3日、福島県相馬郡飯舘村議会であります。以上であります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号東京電力福島第一原子力発電所の高濃度汚染水流出に断固抗議する決議（案）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号東京電力福島第一原子力発電所の高濃度汚染水流出に断固抗議する決議は原案のとおり可決されました。

#### ○散会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時10分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月3日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

高野泰一

同 会議録署名議員

渡邊計

同 会議録署名議員

菅野新一

○

( )

平成 27 年 3 月 5 日

平成 27 年第 2 回飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

( )

( )

平成27年第2回飯館村議会定例会議録（第2号）						
招集年月日	平成27年3月3日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成27年3月5日 午前10時00分				
	閉議	平成27年3月5日 午後 4時55分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯桶善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	4番 北原 経		5番 松下 義喜		6番 伊東 利	
職務出席者	事務局長職務代理者 但野正行		書記 菅野久子		書記 糸田文也	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年3月5日(木)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 1~4番)

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長職務代理者に諸般の報告をいたさせます。

事務局長職務代理者（但野正行君） 報告します。

3月3日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に松下義喜委員、副委員長に高野孝一委員を選任した旨の報告がありました。

○ 次に、会期中の常任委員会の活動状況ですが、3月3日に総務文教常任委員会が平成26年請願第2号所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項の協議のため、委員会が開かれております。

次に、平成27年発議第2号について、東京電力株式会社代表執行役廣瀬直己宛てに送付しております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

7番 佐藤八郎君の発言を許します。

○ 7番（佐藤八郎君） おはようございます。

私は、この定例会において4項目、15点について、村民の立場から村長、教育長に質問、提案をいたします。

村長の提案理由にあるように、今後の村づくりに当たってはネットワーク型の村づくりと私が強く思う公正・公平な行政執行が基本であり、これまでのようにトップダウン式や村外アドバイザーなどの重視、国県言いなりのような行政執行は改めなければなりません。村長の公約である、1つはどんな意向の村民も同じである、2つには村独自の健康への検査体制、そして確実な除染と賠償と雇用づくりとありますが、この間の取り組みは村民にとってどうであったのか、村長の公約は守られているのか。新年度スタートに当たってきちんと総括をし、隠すことよりも情報を村民のものに、奪われた権利を我慢でなく復興させること、放射能のある環境ではなくできる限りもとどおりになるような環境など、今、村民が求めているのであります。

初めに、利益優先とうその安全神話により人的に起こされた原発の爆発事故により、村

の全域に降散された放射能の実態と村民への周知についてですが、原発事故前の放射線量値の安全基準と村内の実測値、及び原発労働者の安全基準値を示すべきであります。

2つ目に、降散したことによる原発事故直後の村の実測値と土壤調査、ベクレル値、並びに放射性物質の降散種類と性質及びその降散種類の体へ及ぼす影響などについて伺うものであります。

3つ目は、放射線量を下げるための実証試験での成果と、二枚橋、須萱、臼石、関根・松塚、前田・八和木、大久保・外内での成果。もちろん、事前と事後の数値の対比であります。並びに、放射性物質除去汚染物の各地区の量と除染事業の面積と費用をきちんと村民に周知すべきではないでしょうか。これまでの除染面積は村全体面積の20%にもならないが、75%の森林初め農地、河川、堀、土手、貯水池、道路などと除染はまだまだ先の見えない状況にあります。再除染、再々除染事業の計画と予算を示すべきであります。村民にかわって村長は完全除染の追及を求めるべきであります。

次に、村長の公約、村民の健康を最優先に村独自の検査体制の成果についてですが、村民の事故前と現在においての病気、入院・通院も含め、さらには認知度、介護認定、医療支出額、死亡者の要因と数の状況を具体的に示すとともに、こういった状況から、検診から見えてくる実態に対しての施策を伺うものであります。

2つ目に、去る1月16日に県交渉に参加をし、甲状腺検診を全県民に医療費の無償化や臓器・器官の検診、事故があつての健康手帳交付などについて県答弁を聞いてきましたけれども、国直轄の被害自治体であつても、このようのことでの「隠す」「検査を広げない」「放射線との因果関係を認めない」などの状況にあるようですが、村長の公約、理由、村民の健康を守つたり、村独自の検査体制というものによっての、村民の健康を守り、治療、検診を進めるために、国・県にこれからどんな要求をされ、実施されるのか伺うものであります。

次に、2年で戻れなかつた村民への住宅生活支援についてですが、戻る、戻らない、村内外の両方の生活と、村民の暮らすパターンは3通りにならうかと思われますけれども、住宅について村民に大変不安があります。それぞれの村民意向に寄り添つて具体的な支援をしていくべきでは、そういう時期になったのではないかというふうに考えます。

次に、土地、家を買う、家を建てる、リフォーム、修繕するとの村民の意向がありますけれども、そのことを行う上での税金の問題、さらには助成などについて、できるだけ村民負担が少なくて済むように十分な調査や支援が早急に必要であり、きちんと村民に周知すべきであると思います。

村内外において村民が集落として暮らせるような1戸建てと、自然エネルギーを活用した住宅建設を早期に進めるべきであります。福島、伊達、相馬各市との協議と、国・県への要求の経過と現状での進捗と計画をきちんと村民に示すべきであります。

次に、現在の村民による土地・家購入、新築の状況と居住市町村名、戸数の実態をきちんと示すべきであります。

次に、子供を育てる親のための成果と責任ある報酬を示すべきであります。初めに、子供の事故前と現在での出生数、幼小中、預かり・学童保育、高校の人数の推移と、直接

かかわる職員体制と人数をきちんと村民にお知らせするべきであります。

次に、公金支出している助成が村の仮設小学校・中学校以外に通学している親・子供にはないという通知が12月に出されておりますけれども、村が教育行政において同じ村民を分断している理由と具体的な金額、内容を示すべきであります。

3つ目は、この間、急に校長が1人、北海道での授業、村塾、土曜学校など、教育委員会や父兄、関係者での協議も不十分な中、進められているが、改めて学校とは、教育とは、行政のやりたいことの押しつけではならないというふうに強く思うところであります。きちんとした経過と合意状況の上に立って歩むべき教育行政を求めるものであります。

4つ目に、教育委員の言動で過去に、村内の山菜は食べられるなどというNHK放送でありました。このたびはノルウェーの体験が知らされているが、事実と、何が生活者目線の対応であり、学校での成果はどのようなことでノルウェーの体験をのせているのか伺うものであります。

○ 次に、子供を含め、村民に放射性物質と暮らすことを急がせようとする理由と、帰村条件を示すべきであります。

子供は、帰村宣言があっても三、四年とか5年たたなければなどという話も聞いておりますけれども、実際、今の村の状況、村の4版での28年3月の帰村宣言なるものは、子供にとって該当するものではないし、先ほど言いました森林75%、その他多くを見れば80%の自然環境の中に放射性物質はそのまま置かれた状態なのであります。今、村民の声は、本当に除染で放射線量が下がったのか、それよりも基準を上げて帰村させることばかり考えているのか。川内村のように、もとどおりでもなく、生活も生業もインフラ整備も安心・安全でもないのに帰村はごめんであると。いわゆる川内村の二の舞はだめとの声であります。村長は、口を開けば「村民は皆同じ」と言うが、違うこと、うそが多くてついていけないなどの声もありますので、いわゆる6分の5の年でありますので、村民一人一人に寄り添った行政執行をしっかりと確実に進めることを要求をし、発言とします。

（） 村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4点ありますが、3点目についてお答えをさせていただきます。

住宅・生活支援の周知であります、そのご質問に4点ありますが、まず、最初の2点、関連がございますのでまとめてお答えをさせていただきます。

村は住民への情報提供はもとより、相談・支援など、村民にできるだけ寄り添った形でこれまで取り組んできたところでありますし、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。ご指摘の具体的な支援とのことであります、戻る方、戻らない方の考え方は人それぞれであり、それぞれの意向を尊重しなければならないものと考えております。ただ、支援となりますとおのずと村の財政状況から限界がありますので、今後、府内で精査をいたしまして、また、議会とも協議を十分協議をさせていただいて、村としての方向性を示せばと、このように考えているところであります。

次に、土地や家を買う場合は、取得税や登録免許税などの減免の制度がありますので、

その周知を図ってまいりたいと思っております。また、贈与税についても、弁護士などを介して村民からの問い合わせや相談、支援に当たってきたところであります。特に、贈与税については村民それぞれ異なる状況でありますから、最終的には税務署で相談を受けるように進めてきております。リフォーム、修繕などについては、住宅確保の賠償で実施できる旨、賠償懇談会などで周知を図ってきたところであります。村としては、引き続き村民の生活支援対策に取り組んでいくとともに、各情報についてもできるだけわかりやすくこれからも発信をしてまいりたいと、このように思っております。

3点目ですが、村内外における村民の住居を確保するため、村独自の復興住宅建設のほか、国県、関係町村に復興公営住宅の整備について要請をするとともに、関係機関による個別協議をこれまで進めてまいりました。その結果、村外の復興住宅につきましては、村営でありますが飯野団地が23戸、昨年、原子力被災者向け住宅として最初に整備され、昨年の9月より入居を開始しているところであります。また、県営のほうの復興住宅でありますが、既に応募が始まっている分も含めまして飯館村民のみが応募可能な住宅が福島市に60戸、南相馬市に52戸、川俣町に60戸整備される予定でございます。

次に、村内の村営住宅でありますが、現在、計画としては大谷地住宅の建てかえを来年度予定しておりますし、深谷地区の復興拠点エリアにもわずかでありますが復興住宅を整備していく考えであります。村民の希望に寄り添えるよう村営住宅の建設を推進するとともに、県営住宅の早期入居に向けて県に要請をしていく考えであります。

なお、ご指摘の戸建て及び自然エネルギーを活用した住宅整備ということでありますが、検討はいたしますが、補助基準などの制約もあり、必ずしも可能なものではありませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

最後の質問でありますが、個人で土地及び住宅を取得した方の数でありますと、土地及び住宅を取得する際に、申請により村が発行する登録免許税及び印紙税、減免申請に係る所在証明、この発行枚数でありますと、今年の1月末日現在で464件となっております。ただ、この証明は村内に住宅を所有している方が新たに住宅や土地を取得する際に発行されるものであり、所有者以外の方が住宅を取得する場合には発行されませんので、こうした案件につきましては村では現在、把握はしていないということでございます。

他の質問、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

除染推進課長（中川善昭君） 私からは、ご質問1の放射能の事実の周知についての4点について、関連もございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の原発事故前の放射線量値の安全基準などについてでありますと、原発事故前の平時における放射線量値の安全基準でありますと、一般公衆は国の法令では安全基準を定めておらず、原発労働者は放射線業務従事者に指定され、国際放射線防護委員会の勧告に基づき、国の法令により、被ばく線量を上限として5年間で100ミリ、5年の平均が年間20ミリということと、かつ1年間50ミリを超えないことと定められております。

なお、村内の実測値でありますと、事故前の放射線量調査をしておりませんので、把握をしておりません。宇宙、大地から自然放射線として年間約0.67ミリシーベルトを受けていると聞いております。

これらの事実周知であります。事故後、マスコミ等からたびたび情報を受けておりますので、改めて周知を考えておりませんので、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、2点目の原発事故直後の実測値と土壤数値、ベクレル数値などについてであります。村は原発事故直後から20行政区の宅地・農地の放射性セシウム線量調査を実施し、空間線量をお知らせ版で周知をしております。また、農地の放射性物質の土壤濃度についても継続して調査をしておりますので、今後、お知らせ版等で周知を検討してまいりたいと考えております。

なお、放射性物質の降散種類、身体への影響については、国が調査をし、マスコミ等で発表をしておりますので、周知は考えておりません。

次に、3点目の実証試験や本格除染での成果などについてであります。農水省及び環境省のモデル除染の成果については、村の広報で周知をしてまいりました。また、先行5行政区の二枚橋、須萱、白石行政区は、除染が全て完了しましたので、事前・事後のモニタリングの数値がまとまり次第、除染面積、除染廃棄物量を含めて周知をしてまいります。残りの関根・松塚、前田・八和木、大久保・外内の3行政区については、宅地のみの完了ですので、農地・森林・道路等が全て完了した時点で除染面積、除染廃棄物量も含めて周知をしてまいりたいと考えております。

なお、除染を完了した宅地・建物の事前・事後の放射線量を記載した結果報告を、世帯ごとに郵送をしているところでございます。

除染費用についてであります。除染工事の発注が国でありますので、村では除染費用を把握しておりませんので、周知は難しいものと考えております。

次に、4点目の再・再々除染事業の計画と予算についてであります。現在進めております国の除染計画では、平成28年度末まで宅地・建物・農地・森林・道路を面的に除染する計画でありますので、その後の再・再々除染の計画はまだ決まっておりません。国の除染計画では、長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しております。現在の除染等の結果を点検・評価し、村とともに次の対応方策を検討して平成29年度以降に適切な措置を講ずることになっております。今後、国と対応方策を協議し、村民に周知をしてまいりたいと考えております。以上であります。

健康福祉課長（高橋正文君） 私のほうからは、佐藤八郎議員の村民の健康実態についてのご質問でございますが、1番2番、関連がございますので、まとめてお答えさせていただきたいたいと思います。

まず、2の1の事故前と現在においての健康状況の実態についてお答えさせていただきます。

原発事故後の村民の健康状況でございますが、24年度の健康診査の結果からは、避難前よりも体重が平均で2.1キログラム増加して、高血圧、高脂血症、高血糖などの方がふえている状況でございます。25年度は保健師等の巡回指導の効果等もございまして若干は改善いたしましたが、依然として同様の状況が続いている状況でございます。

次に、介護認定の状況でございますが、事故前の約350人から1.5倍の約500人に増加しております。また、国保の医療費についてでございますが、これは療養費でありますが、

22年度の約4億8,400万円から事故後の25年度につきましては約5億8,900万円と増加の状況にございます。これらのこと踏まえまして、指導が必要な方への家庭訪問や仮設住宅等での健康相談、健康教室に今後もさらに力を入れて、生活習慣の改善や介護の予防が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2の2の村民の健康を守り、治療、検診を進めるために国・県に要求すべきであるについてでございますが、村では原発事故後の早い時期の平成24年10月から、甲状腺検査や内部被ばく検査の受診体制を整えてまいりました。健康検査につきましても、従来の検査項目に加えまして、県が実施する白血球分画等の検査の項目を上乗せして実施している状況でございます。今後も、長期にわたり継続して検査できる体制を引き続き整えてまいりたいと考えております。また、その裏づけとなる財源につきましても、国や県に引き続き要望してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

教育長（八巻義徳君） 7番 佐藤八郎議員の4、親・子供の願いと実態の周知についての4の1、4の2、4の3、4の4について、私からは4の3と4の4をお答えし、4の1と4の2は教育課長よりお答え申し上げます。

まず、4の3のご質問にお答えします。ご質問のように、教育とは行政のやりたいことの押しつけではないと考えております。本村における教育行政は、教育委員会の合議と学校運営協議会の熟議によって、子供たちのよりよい学びをつくり、その取り組みを文部科学省が定める学校運営の指針に基づき、評価を行い、P D C A、すなわち計画、実行、評価、見直しのマネジメントサイクルを回しながら進めていくものと認識しております。この学校評価は、学校みずからが行う自己評価と学校関係者の評価、そして外部の専門家による第三者評価という3つの評価により行われ、それぞれ多くの方々のかかわり合いの中で合意が形成され、進められていくものであります。教育委員会としては、それらの議論の中から出された子供たちの抱える課題に対し、子供たちの今と将来を見つめ、学力の向上、キャリア教育、すなわち家庭人として、職業人として、社会人として、どのように自立をしていくかという教育、それから、ふるさと学習、健康的維持・増進の4つを重点的に取り組んでまいったところであります。

おかげさまで平成26年度から学校運営協議会を設置させていただき、学校、保護者、地域、学識者が参加し、飯館村の教育の現状や課題について共通認識を図るとともに、それらの課題に対する施策を検討できる体制が整いました。学校運営協議会の会合は、これまで準備会を含めますと9回開催しております。また、毎月の定例教育委員会においても学校運営協議会の内容を協議・報告するとともに、学校や子供たちの課題をいかに解決していくかということを話し合ってまいりました。このほか、復興計画の検討のために開催しました教育部会でも同様に村の学校が抱える課題や保護者の思いについて協議を重ねるとともに、毎月、開催しております校長会においても同様の協議を重ねてまいりました。それらの課題に対する1つの解決策として導き出されたのが土曜授業の実施であります。

土曜授業の実施に関しましては、最終的に、昨年になりますが、12月18日に村定例教育委員会及び同日の夜に開催されました学校運営協議会において決議をいただきました。

その成果として、小学校、中学校の平成27年度土曜授業実施計画が策定されました。この間、多くの学校関係者や保護者、学識者らがかかわり、検討を重ねた上での実施計画でありますことをご理解賜りたいと存じます。

次に、4の4、メディアの報道に関するご質問にお答えします。

ご質問の内容から、恐らく菅野クニ教育委員のお話をされているものと推察します。お話は、チェルノブイリ原発事故の被害からの復興を視察するため、ノルウェー国からご招待いただいた視察団に参加した感想をNHKの番組において紹介されたものと推測しております。教育委員会でも、協議案件外で菅野委員がそういった研修に参加したお話は聞いておりました。菅野委員のお話では、ノルウェーの市民からチェルノブイリ原発事故により放射能被害について意見を聞いたたら、徹底した放射線教育により不安は少なかったとの感想や、食品の種類や摂取頻度によって放射性物質の規制基準を変えているとの説明を受け、参考になったとのお話を聞いております。

テレビなどのメディアは、発言の全てを放送されるものではありませんし、番組編成や編集によって視聴者に誤解を招くリスクもあるものとも考えております。また、菅野委員におかれましては、ご自宅の裏山の山菜などについて定期的に放射性物質の検査等をして学術的に調査されているとのことですので、山菜の放射性物質が基準値以下となってきたという結果が「村内の山菜は食べられる」との発言と捉えたものかと考えます。いずれにしましても、教育委員会としてはどちらも菅野クニ委員の個人的ご見解、またはご見識のものとの発言と理解しております。以上でございます。

教育課長（村山宏行君） 私からは、佐藤八郎議員の4の1、子供の出生数、通学の状況等についてのご質問にお答えいたします。

子供の事故前と現在の出生数の比較ですが、平成20年度の出生児童が40人、平成21年度が51人、平成22年度が42人、平成23年度が33人、平成24年度が56人、平成25年度が57人となっております。

次に、村の幼稚園、小学校、中学校に通う児童・生徒の推移について申し上げます。震災直後、平成23年度の村の幼稚園に通う児童は138人中73人で52.9%、小学校が349人中249人で71.9%、中学校が175人中145人で82.9%でした。これが平成26年度になりますと、村の幼稚園に通う児童は135人中47人で34.8%、小学校が348人中184人で52.9%、中学校が163人中105人で64.4%でした。平成27年度はさらに減少し、半分を切る47.8%の子供が村の幼稚園、小学校、中学校に通う見込みです。

次に、学童保育、預かり保育の人数ですが、震災前、平成21年度のデータですが、学童保育の利用者数は草野、飯樋の2カ所合わせてですが94人、預かり保育は2カ所合わせて65人の利用がありましたが、現在はともに1カ所で保育しております、学童保育が39人、預かり保育が10人の利用となっております。これは、6人の職員が保育に当たっております。

次に、相馬農業高校飯館校への進学者数ですが、震災前、村の子供の入学は20人程度でしたが、震災以降は平成23年度が18人、平成24年度が4人、平成25年度が4人というふうになっております。

次に、子供たちにかかる職員数でありますと、小学校で33人、中学校で25人の教師となっております。この数は、震災加配を受けているということもございますが、小学校では先生1人当たり受け持つ児童数が5.6人、中学校においては先生1人当たり4.2人となり、一人一人の児童・生徒に先生がより多くかかるという環境にございます。

ご指摘のように、学校の現状を村民の皆様に知りていただくとともに、子供たちの数に対してかかる先生の数が多く、個々の子供たちに寄り添った教育ができるメリットやふるさと教育が充実している点、学校運営協議会の議論の状況など、折を見て周知することも今後の学校運営のために必要と考えますので、広報等に努力してまいりたいと考えております。

続きまして、4の2、通学に対する支援のご質問に対してお答えをいたします。

さきのご質問にお答えしましたように、村の幼稚園、小学校、中学校に通う児童・生徒の数は年々減少しているわけでございますが、避難に伴う子供たちや保護者の負担を幾らかでも軽くしようと、学校施設の充実あるいはスクールバスの運行とさまざまな施策に取り組んでまいりましたところでございます。また、村では村外の学校に通っていても同じ村の子供であるとの思いから、幼稚園の保育料につきましては村内・村外を問わず、国の支援を超える金額を全てこれまで村が支出してまいりました。加えて、村の幼稚園に通う児童については、教材費や活動費、給食費などについても保護者の負担が生じないよう村が支払っております。村の小学校、中学校につきましては、幼稚園と同様、教材費、活動費、給食費に加え、土日や休日に行う部活動の送迎バスも村が全額負担をしております。

次に、これらの金額についてでありますと、これは平成26年度のデータで申し上げますと、村内幼稚園児の就園に係る補助金は258万3,000円で、このうち、村費負担は97万2,000円でございます。一方、村外の幼稚園の就園支援に係る補助金は1,131万3,000円で、うち、村費負担は299万6,000円です。また、村内小学校の被災児童・生徒就学支援費は4,784万円、村内の中学校の被災児童・生徒就学支援費は3,587万2,000円ですが、こちらはいずれも国の補助限度額以下となっておりまして、村費の負担はございません。一方、村外の小学校、中学校に通っていらっしゃるお子さんへの教材費、活動費、給食費等については、各自治体を通じて国からの被災児童に対する助成がありますので、それらを利用いただいております。

したがいまして、被災児童に対する国の支援は村内・村外を問わず変わりませんので、村が村内の学校に通う子供たちと村外の学校に通う子供たちに有意な差を設けているとは考えておりません。しかしながら、村外の学校に通わせている保護者の中には、被災者であることを周知に広めたくない、あるいは、周りの子供と変わらない条件での通学を望んでいるという方もいらっしゃいますし、申請していない方も少なくないと思われます。

次に、イベントや研修事業についてでありますが、沖縄までいな旅や未来への翼、海外研修事業につきましては、村内・村外を問わず、全ての児童・生徒に対し広報紙ほか郵便で同様の案内をしており、村外の学校に通う子供たちにも一緒に参加いただき、交流

を深めていただくよう努めておるところでございます。また、他自治体・団体からの支援事業につきましても、参加機会の差がないように同様の案内をしております。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは最後の、子供を含め村民に放射性物質と暮らすことを急がせようとする理由と、帰村条件を示すべきであるとの質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、このたびの原子力災害により、村に降り注いだ放射性物質が出る放射線は多量に浴びると健康に悪影響があるとされています。しかし、このことに関する基準は曖昧で、考え方も人それぞれあります。そのような中にあって、村としては子供も含め村民に帰村を急がせるものではありませんし、まして強要できるものでもありません。一方で、避難生活も今年は5年目になりますので、長期化する避難生活で健康を害する村民が多く見受けられるようになりました。また、村に戻りたいと願う村民の声を日増しに多く寄せられております。これらの状況は今回、原発事故で被災した他の自治体も同様の動きのようあります。村としては、一日も早く除染、インフラである生活環境などを整備し、帰村できる環境に向け取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上であります。

7番（佐藤八郎君） まず、1の1についてですけれども、放射線業務従事者にはあるけれども一般公衆には定めていないということありますけれども、放射線障害防止法での時間当たりは、幾らでということになっているのか。放射線障害防止法からいえば、きちんと法律であるわけですから、放射能を浴びた村民に対してはあらゆるものを調査し、そういう法律があるとすればそれを守らせるというのが被害者の行政として当然のことではないでしょうか。

除染推進課長（中川善昭君） 質問の内容が原発事故前ということでございましたので、例えば原発が、降り注ぐ前の部分での安全基準という形でのお答えをさせていただいたということでございます。それで、その時点では、私どもも放射能という部分がどういう実態になっているかわからなかったという部分もありまして、初めて原発事故がなってから放射能が出ていると。ただ、その放射能が出ているというのもどういう状況かわからなかったという状況もありまして、ただ、国のはうでは、一般公衆においては放射能についての安全基準はなかったものというふうに思っております。ただ、プラント関係の労働従事者やら、あとは放射能技師等の部分がございますので、そういう方についてはそれぞれ法律の中で放射線業務従事者の中で決められたということでございます。一応今、お話しいただいたようにリスクという中でそれぞれの部分が定められていたということでございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） これらの事実周知は、事故後、マスコミでやっているから改めて村民に周知する考えはないということありますけれども、5年目を迎えようとするときに改めてきちんと村民に知らせるというのは大事なんですね。1年目、2年目、村民も皆さん、行政の職員もそうですが、執行者もそうでしょうけれども、いろんな意味で初めてのことずっと続けてこられて、今やっと4年たって5年目に向かおうとすると、きちんとした事実を。今になってみれば、放射線量が、被ばく状況がどのぐらい

あったか、各地区においての生活の状況で数値も出せるような時期に今、なっているんですね。したがって、そのときの事実ぐらいはきちんと、こういうマスコミで報道されているからわざわざ村で知らせる必要はないという、こういう考え方ではだめだというふうに私は思うし、村民はそういうことをきちんと知りたいわけです。今後の見通しなり生き方なり、健康問題を考えるに当たっても。きっと実態を、5年目を迎えるに当たって村でのいろんな政府や関係者の発表データをもとにしてきっちつとするというのは、当たり前じゃないですか。

村長（菅野典雄君） ちょっと答弁が誤解されたかもしれませんけれども、基本的に今も国としては年間20ミリシーベルト、そこを超えるので避難しろと言うのですから、20ミリ以下ならばということを崩しておりません。ただ、少なくともそれが戻る条件とは我々は全く考えておりませんので、除染の最終目標はほとんどの自治体が1ミリシーベルトと、こういうふうにしているわけであります。飯館村は当面、5ミリシーベルトを目標にしっかりと除染をしてくれと、このように話しているところであります。震災以来、ずっと村内的一部といいますか、それぞれの各行政区の1点、2点ではございますがはかつて、お知らせ版にずっと出させていただいておりますし、その4年間の変化も、あるいはその辺の話は既に今まであらゆる会合で話をしていると、こういうことであります。その4年間の変化も、前はこうだったけれども今はこうなっていますという、そういう表までつくって説明をしておりますので、そういう意味で今改めてどうこうというつもりは今のところないと、今までのことはずっとやり続けていくと、こういうことでございます。

7番（佐藤八郎君） 事故直後、役場で最初に発表した数値が44.7マイクロという話がありました。いろんな関係の資料、今になって出してくれば、長泥では毎時100マイクロを超えたのではないかというふうにデータ的にも出されております。まして、深谷の雑草からはヨウ素254万ベクレル、キログラムですけれども、とか、セシウムが265万ベクレルとか、文科省で発表した数値がありますよね。それが今になってどういうことになっているのか。その間、チョウの奇形やら植物異常なりいろいろ起きて、私何回もデータを要求していますけれども、国も出してこなければ県も村もない、ないということでありますけれども。実際、いろんな学者が調査し、発表されていますけれどもね。そういう事実は事実としてきちんと知らせるというのが、この6分の5の年になって基本になるのではないかというふうに思って質問をしているところであります。

村長（菅野典雄君） 役場が最初出たのが44.7マイクロシーベルトというのは、もうずっと言葉でもあらゆるところで言ってきているところであります。その後、どんどんと下がってきていていると。そういう中で、今言ったように、長泥が何々、高いではないかというデータが出されている。どうもやっぱりそこが、「ないか」が出されているという話ではないだろうというふうに思います。あれば、我々はそれを全て出していくわけありますし。ただ、残念ながら、以前のところからわからないところもありますので、それは何ともこれは簡単に公として出せないということあります。それぞれの研究者が出しているのもわかります。いろいろなもので見るときもありますが、全く、この研究者も、

人によっては全く違いますので、そういう意味では国その他の出しているのも、今のところ問題ないというのも出しているわけでありますけれども、果たしてそれが本当なのかどうかというのも私たちもわかりません。ただ、少なくともできるだけ一生懸命除染をして、村民に安全なふるさとを戻していくなければならないというつもりで今、対応を国なり県なりに求めている、あるいは努力をしてくれと、こういう話をしていますということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） では、平成23年3月24日、災害対策本部長菅野典雄。②植物の放射性物質の測定結果。雑草の葉、ヨウ素254万ベクレル、セシウム265万ベクレル。野菜、ヨウ素1万7,000ベクレル、セシウム500ベクレル、本調査に関しては国から村に対する調査報告はなく、サンプルの種類など不明な状況という、こういう文章もこの当時出しましたけれども、こういう文章は今の村長の言いわけからすればどういうふうになるんですか。

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午前11時00分）

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午前11時04分）

7番（佐藤八郎君） そういういろんなデータは今になるといっぱいあるんですね。だから、きょう答弁している、年間0.67ミリシーベルトは自然からも受けているんだから、事実周知についてはマスコミでやっているから改めて周知は考えていないということじゃなくて、その当時こうであって、今はこのようになって、除染したところについてはこのようになっているとかというふうにきちんと周知すべきではないかと思うので質問したところでありますので。この答えのように「周知は考えておりません」であれば、私は次に進みますけれども。

○ 副村長（門馬伸市君） 原発事故後の村なり国なりのデータは、ある意味ではほとんどまとめ報告はしているはずです。今あった「考えていません」というのは、村にストロンチウムとかプルトニウムとか、拡散したことがありましたよね。そのことについては、現場も、どこではかったのか何もわからない。私も国に問い合わせをしました。例えば大倉だったら大倉のどこの地点なのか何もわからない今まで、村内の何カ所かにそういうのが降散していた、降り注いでいたという話だったものですから、その辺の実態をきちんと明示していただかないと、私も説明責任もあるものですからという話をしましたが、わからない、公表できないと、こういう話であったけれども、新聞ではどのように載りました。そのときに、プルトニウム、ストロンチウムなんていうのは重いものだからそんな10キロ以上飛ぶはずがないという報道をしていましたよね、国の方で。原発のプラントからそんな、30キロも40キロも飛ぶはずないと、こういう話をしていたんですが、現実的にはその後いろんなところに、村だけでなくいろんなところにそういうのがあったと、こういうことがありますから。説明責任というのが、私もそれを信

じるわけですけれども、国のはうとしてもそういうおそれがある場合はきっちりやっぱりそういうところまで、距離、飛ぶ可能性もあるという話をきっちり説明していかないと、私はそういうのを受けていたものでしたから、村民の方からそういう問い合わせがあったときに、ストロンチウムとかプルトニウムというのはそんな遠くには飛ばないから村には入っていないんじゃないですかという話はしました。でも、その後にそういう話があったものですから国に抗議をしたところでもありますし。今後、できるだけそういうおそれがあるとかそういうのは、正式に、隠さないで村のはうにも、あるいは被災自治体のはうにも報告をきちんとしてもらいたいという抗議はしておきました。

7番（佐藤八郎君） プルトニウム、ストロンチウムのときは、報道出た次の次の日かなんか、国が五、六人で急に来て、微量だから問題ないという話を説得していきましたけれども、議会で。要するに、落ちているというのは国も認めたわけですよね。そのことは私、今回質問しませんから。今、副村長から出た話ですけれども。そのように、国が認めて説明に来て、体にそんなに、微量なので何ら問題ないと説明していったことだけの事実はあるわけですよね。だから、そういう事実関係はきちんと整理されていかないと、どうしてもそのことを村は隠している、言わない。きょうもほとんど、放射線量については既にマスコミで言っている、しているから云々と言っていますけれども、そういう姿勢が問われるということを指摘しておきます。

次に移りますけれども、3点目についてですけれども、除染面積、廃棄物量、予算云々、これいつに発表になる予定ですか。

除染推進課長（中川善昭君） 答弁させていただきましたように、除染が完了した二枚橋、須萱、白石については、事後のモニタリング調査等も終えておりますのすぐさま公表はできるものと思っております。この辺についても環境省のはうと協議させていただきながら、前向きに検討させていただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 前向きに検討って、いつ出るんだかわからない答弁は何ら意味のない答弁というふうに私、20年以上議員をやって思っているんですけども。いつ出せるんですかこれは。

あと、村での除染費用、把握しておりませんなんて言っておりますけれども、川俣では何で把握していて飯館村では国でやったものも把握できないんですか。川俣では、山木屋地区でこのぐらいかかりました、このぐらい量ありましたとちゃんと把握して発表されていますよ。飯館村は教えてもらえないんですか、国から。

除染推進課長（中川善昭君） 1問目の二枚橋、須萱、白石については、先ほどお話ししましたように、まとまり次第、発表できるようになりましたら周知をしてまいりたいと思います。

あと、除染の経費でございますが、国のはうにもいろいろ、どのぐらいの、入札結果とかそういう部分は公表されているようありますけれども、実際に後の部分としての実績値という費用額については、村のはうには来ていないということでございます。川俣町さん、山木屋も直轄除染でありますので、その辺を環境省のはうに、今情報をいただいた部分を相談しながら進めてまいりたいと思います。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 国直轄で山木屋でちゃんと、1反歩当たりどのぐらいの除染費用が出てるんだという計算までわかっている流れの中で、村では全くわからない中で淡々と進んで、二枚橋、須薙の量より臼石の量は、面積に比べて汚染物量が減ってきたなんていう話だけ流れているというのは、何でかというのは、きちんとした事実関係が明らかになっていないからそういう余計なことを考えさせるのではないかと心配しているところありますので、きちんと早目にその点ではまとめて周知願いたい。

2の1に入りますけれども、死亡者数と死者の要因、抜けていますので伺っておきます。

健康福祉課長（高橋正文君） これは26年1月から12月のデータになります。死亡診断書を見ると、死因の病名がさまざまな病名がございまして、なかなか分類が難しいんではあります、おおよそ私の部署のほうで分類させていただいた数字をお話ししたいと思います。まず、1月から12月までで64人のデータを持ってございます。一番多い疾患でございますが、がん疾患が18名、心疾患が12名、老衰が9名、脳血管疾患が5名と。残りは1名とか2名ずつの死因の内訳でございます。

7番（佐藤八郎君） それは、この4年間、余り変わらない要因でしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 過去のデータはちょっと詳しく分析してございませんが、ある程度似たような状況が続いていると思います。

7番（佐藤八郎君） 3の1なんですけれども、府内で今後、精査して、また協議をして支援という話でありますけれども、村で先ほど、数字的にも400何十件かありましたけれども、村民の中では既に700近く行っているのではないかというのが村民の一定の声でありますけれども。先ほど言った400何ぼの基準以上のものになっているんですけども、そういうことをしていく中で、非常に村民負担が起きていることがある。特に、贈与税のお話も先ほど答弁の中にもありましたけれども、含めて、こういう状態になった原因は原発事故があるわけです。被災者になったわけです。そして、被災者は被災者で、嫌なのでみんな自立して生きようとはしていますけれども、生きるためにやむを得ず帰る人、帰らない人、両方に、住宅地を持つ人みたいな流れの状況なんですね、現状は。そういう中にあって、村民の方々がそのことによって負担がふえるようなことではない。じゃあ、どんな点があるのかということを含め調査をしながら、村民の意向に寄り添った村民支援が必要ではないかというふうに思っているんですけども、今後、具体化されるということでありますけれども、示せればよいと考えている、だからよくわかりませんけれども。そういう点ではどういうふうに考えていますか。

副村長（門馬伸市君） 制度的に支援できるものと村単独で支援できるもの、これはおのずと限界、村で支援できるものというのは限界があると思います。今回、特に被災者のためにということで、税制の面で所有者が移住とかあるいは別な場所に建物を建てたり土地を求めたりしたときの、そういうのが特別につくられました。しかしながら、今、ご指摘のように、所有者でない人がよそに、例えば被災前に自宅を所有していた人以外の方で、よそに土地を求めたりうちを建てたりした人の優遇措置が明確になっていないんですね。ですから、多分、そういう人からは不満の声が出ているのかなと。これも、今

被災者の支援制度が変更改正にならない限り、なかなかそれは難しいと。もう一方では、村で土地を求めたりうちを建てたりした人に対する支援というのは、前にも質問があつたときにお答えしているかと思いますが、難しいです。村の税金を使ってよそに土地を求めて家を建てたりする方への金銭面での支援というのは難しいかもしませんが、そうでないソフト面での支援というのは十分これから考えていかなければならぬかなというふうには思っていますが、限度がありますので、なかなか、答弁書の中にも「府内で精査をして」という文言でお答えをさせていただきましたが、非常にこの件については難しい問題だと思いますので、十分府内でも、もしまとめ上げた後に議会のほうの皆さんとも相談させていただければと思っておりますが、難しい問題だと思います。

7番（佐藤八郎君） 3の3の、答弁で村営の住宅が重視されてというお話をありました。大谷地と深谷の拠点でありますけれども。前から言っている県営の復興住宅、これの進捗と、村としてはこの自然エネルギー化したものなり、1戸建てなり、あとは各市との協議なり、この進捗なり計画はどのように要望したり協議をされているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 県営住宅のほうの計画につきましては、総務課のほうで担当しておりますのでお答えをさせていただきます。現在、県営のほうに要望しておりますのは、先ほどお答えしましたように、福島市に60戸、南相馬市に52戸、川俣に60戸というようなことで、前のアンケートをもとにしながら現在、要望をしているところであります。

現在の進捗でありますけれども、まず、福島市の60戸でありますけれども、3カ所あります。1カ所が北信団地でありますけれども、福島学院大の近くでありますが24戸であります。募集をしておりまして、入居開始は今年の4月というふうに聞いております。あと、2つ目の笹谷団地でありますけれども、ヨークベニマルの近くでありますけれども、これは戸数が24戸でありますし、現在募集をしておりまして、これも入居開始が今年の4月ということになります。あともう一つは、北沢又団地でありますけれども、これは北沢又小学校の南側になるんですけれども、戸数が12戸で、ここはまだ土地の関係もあって未定になっているというようなことで60戸であります。さらに、南相馬でありますけれども、上町団地、夜の森公園の近くでありますけれども52戸、これは募集予定が27年の春ころでございまして、入居開始が28年の冬ごろというふうに聞いております。あと、川俣町でありますけれども、壁沢の団地、ご承知のところでありますけれども、60戸というふうなことで、27年の秋ごろ、募集をかけまして、28年の冬ころには入居開始をというような計画で現在、進んでおります。

7番（佐藤八郎君） 4のほうに移りますけれども、4の2のほうの答弁で、父兄負担は、村外は給食費も加えていらっしゃるんでしょうか。あと、この村外の学校に通わせている保護者は、申請しないから普通の子という扱いで負担があるんだと。何か申請しないのが問題なんだということになるんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 4の2ですね。まず、給食費なんですかね、村外でも給食費については助成になってございます。

それから、申請でということでございますが、福島市の例ですと4月頭に被災児童かどうかの案内があって、それに申し出れば、そこで審査があって、認定されれば国から補

助がおりるというような仕組みでございます。その申請しないかどうか、そちらについては、こちらでは把握はございません。申しわけございません。

7番（佐藤八郎君） この間の質問でも、申請しないからという、村外の部分については把握しておりませんという答弁でありましたから、今回は村外も少しは把握したのかなという答弁ですけれども。父兄に聞きますと、差があるんですね。ここに村外・村内かわらず、通う子供たちに有意な差は設けているとは考えておりませんとありますけれども、実質、差があれば差があるわけですよね。申請しないから負担あるのかなんていう話だけで、差がつかったままでも仕方ないということになりますか。

○  
村長（菅野典雄君） ご存じのように、個人保護条例がありまして、それぞれどこのところの学校に入っているかとかなんかというのが、勝手にこちらが1件1件聞く話にはなりませんので、やっぱりできるだけお知らせ版その他では周知は、それはそれぞれの家庭に出していますから、周知の中で手を挙げていただくしかないということではないのかと私は思っているんですが。ですから、そういう意味で、今のところなんですが、ただ、もう5年目でありますから、そろそろやはり、同じということが全てがいくかどうかというのもう考える時期になっているなというふうに思いますが、今のところ、何ら同じ形で村のほうも支援をさせていただいていると、こういうことあります。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎議員、残り時間10分です。

○  
7番（佐藤八郎君） 「道しるべ」に、教育のを感じましたと、ノルウェーにも Chernobyl 事故で汚染された地域があつて大変勉強になったと、徹底した放射能教育によって不安が少なかったという話で菅野クニさんが出ていますけれども。前にNHKで、山菜食べても大丈夫だというのも出ましたけれども。誤解を招くんですね。きちんとじやあ、徹底した放射線教育って、どんなことをノルウェーでやって、どんな成果が学術的にもきちんと証明されているのか。さらには、山菜のデータをとっていらっしゃるという話ですけれども、それが基準以下だから食べられるんだと。そのデータも何も示さないで、こういう公的な立場にある方が勝手に出て、勝手にこういうのに載って言っていただくというのは、非常に村民に放射能に対する誤解をあおることになりますので、その辺はいかがでしょうか。

○  
教育長（八巻義徳君） 放射線教育、大変難しい教育であります。特に、放射線に対する影響、過大に評価することも正しくないと思いますし、過少に評価することも正しくないと思いますし、やはり科学的な知見を丁寧につないでいく、重ねていく。そして、放射線だけじゃなくして、当然、疾病との関係がありますので、免疫等も含めた知見も重ねて子どもたちにお伝えする必要があるというふうに私ども教育委員会としては思っております。したがって、先日も小学校、それから中学校の先生方、それから教育委員会もあわせて、放射線教育委員会というのがあります。そこで、どのように子供たちに、健康で安心して、そして生きていくためにどのように学びなり、どのような知識なり、どのような姿勢が必要かということを、私ども学習指導要領と連携を図りながら、系統的に今、検討しているところであります。国からも県からも、それから私どもからもテキストとしては出しておりますが、まだまだそれを充実させていく、あるいは改定していくという発展

途上だというふうな感じがいたします。先日の先生方のお話でも、大変教える範囲、教え方が悩ましいと。特に、私どもの特性がありますが、先生方自身も1年に半分かわるということで、放射線の知識が累積されない環境にあるものですから、今、議員がご指摘されたように、私ども放射線教育については、本当に日々、取り組んでおりますが、悩みながら、考えながらやっているところでございます。

それから、ノルウェーに関しては、私自身、断片的な知見なり情報きり、お持ちしておりません。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 最後の質問でありますけれども、総務課長、帰村できる環境というのは何でしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度もお話をさせていただいておりますように、放射能についての考え方、感じ方、みんなそれぞれ100人いれば100人かなというふうに思います。どのような考え方をされてもそれは間違いではありません。したがって、非常にその中で帰村の条件を定めるというのは難しい話だろうなという気がいたします。ただ、やはり難しいからといっていつまでも、わからないわからない、難しい難しいと言うわけにはいかないだろうと思います。したがって、一方では何度も言いますように難しいので今は戻れない、戻らないと決めているという方もその人の判断でありますし、早く戻りたいという方もいるわけでありますから、両方のいろいろな意見を聞きながら、残念ながら、いろいろな人たちに全て満点の答えは出ませんけれども、この辺がやはり両方、人それぞれの考え方の総合的な判断ではないかという形で決めていくしかないのではないかという気がいたします。それには当然、線量の問題、除染の進みぐあいの問題、人それぞれの健康状態の問題、あるいは飯舘村の中のインフラの問題などなど、いっぱい絡まってくる非常に難しい問題でありますが、やっぱりそこを我々、議会ともども、やはりこういう責任を与えられているわけでありますから、決めていくということが大切ではないかと、このように思っているということであります。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 2番 渡邊 計君の発言を許します。

2番（渡邊 計君） 平成27年第2回定例議会の一般質問をさせていただきます。前の質問者の佐藤八郎さんと重複する点も出てきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

間もなく、東日本大震災から4年の月日がたとうとしております。当村においては震災の被害は少なかったのですが、東京電力福島第一原子力発電所災害により多くの放射性物質が当村に降り注ぎ、甚大な被害に見舞われました。宅地・農地の除染は進行しておりますが、苦情の絶えない現状であり、森林・河川・ため池等、また、帰宅困難区域である長泥区域の本格除染計画すら立っておりません。そんな中、避難解除の話が上がっていますが、今後、解除へ向けて、また、解除後、村民が安心・安全な生活をするためにとして、お伺いいたします。

まず、復興第4版にも載っておりますが、解除見込み時期を28年3月に設定した理由についてお伺いいたします。

次に、1の2としまして、村民が気にかけているのは線量だと思うのですが、村独自の線量マップの作成計画の予定はあるのか、また、その内容はいかなるものか、と同時に、

土壤中のベクレル調査を実施するのかを伺うものであります。

1の3としまして、現在、避難していることにより二地域居住が認められ、税制的免除、医療費一部負担免除等いろいろ支援を受けておりますが、今後の見通しと村としての方向性をお伺いいたします。

1の4としまして、村民にとって、現在の補償・賠償・支援等が解除後、いつまで続くのかが不安要因の1つとなっていると思います。そこで、村として村民のためにいつまで継続していただけるのかを伺うものであります。

1の5としまして、これまで懇談会等数回行われてきました。しかし、トップダウンで決定したことの説明会的様相で、村民の質疑がいつも時間切れで終わっていると村民から不満の声が聞かれています。今後、村民が納得いくような懇談会をどのように進めしていくかお伺いいたします。

1の6としまして、今後、山林の除染と併用する木質バイオマスエネルギー、農地利用及び農業生産の代替としての再生エネルギーに関して、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、除染について3点ほどお伺いいたします。

2の1としまして、厳しい規制をすべき環境省が、曖昧な規制で手抜き除染が横行し、除染能力を疑いたくなる現状であり、村民からは不信感や疑惑の声が多く聞かれております。住民懇談会におかれましても、ため池・河川・森林等の除染に関して多くの実施要望が出されていました。ため池・河川・森林等のこれまでの実証試験の除染経過と今後の除染計画についてお伺いいたします。

2の2としまして、宅地等、当面、年間5ミリシーベルトを目標として平成29年3月までの計画による国直轄環境省実施の除染ですが、村民が安心して健康に生活できる線量なのか疑問を抱かざるを得ません。各自治体で行われている年間1ミリシーベルトを目指す除染のような除染基準値と2次除染計画に関して、29年3月以降の計画についてお伺いいたします。

2の3としまして、環境省はフォローアップ除染を実施したとしていますが、何マイクロシーベルトを基準としてどのような対処をしたのか、また、その結果をお伺いいたします。

次に、質問が変わりまして、飯舘村住民意向調査についてであります。

これまで対面調査により綿密、確定的な意向を把握すべきと提案させていただきました。何人が帰村を希望し、何人が移住し、何人が決めかねているのかを、きっちりとしたデータをもとに解除や帰村後の生活について行政を行うべきと考えますが、今回の調査でのトータルでの回答率、年代別回答率、帰村の意向についてお伺いいたします。

3の2としまして、線量の低減を待って帰村する人や、すぐには家を建てられない人のための復興住宅の形態に関する希望や、帰村する場合の希望線量についての設問がなくなったのはなぜかお伺いいたします。

以上3項目、11点の事項に対して答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 2番 渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の避難解除後、安心・安全な生活を守るためにということで、6点ございますが、頭のほうの3点、私の方からお答えをさせていただきます。

復興計画第4版で、平成28年3月を当面の解除見込み時期ということで記載をしているところであります。これは、計画策定段階での住環境の除染完了のスケジュール及び帰村環境の整備状況の進捗見通しなどをいろいろ考えまして、一日も早く戻りたいと考えている村民ができるだけ早く帰村できるように設定したものでありまして、いわゆる困難区域は6年と国が言っておりますので、そうしますと、それ以外の地域、19になりますけれども、5年というのが28年3月でありますから、そういう意味で、避難指示解除地域を最短でその辺を目標にしたいということで示したところでございます。

また、計画では今後の生活区域の除染による線量低下を確認をいたし、議会・住民と協議をした上で平成26年秋時点での辺を示したいというふうに一度言ったところであります。それは、いわゆる26年秋あたりになりますと、28年3月までには約1年半がありますから、その間にそれぞれいろいろな準備ができるのではないかという、期間を置いたと、こういうことあります。いざ解除といつても、それぞれ住民が住宅のいろいろ、その他のものが整っていない、村のほうのインフラも整っていないということであってはいけないわけでありますから、そんなことだったわけですが、その点につきましては、残念ながら解除のおくれなどから、そのときの26年秋のところでは見直しにはならなかつたと、こういうことあります。

なお、帰村時期については、今後も除染の進捗状況、インフラの整備などなどを考えまして、議会とか区長会などと協議をしながら、できるだけ早く検討いたしまして避難指示解除見込み時期を示していかなければいいなど、示していきたいものだと、このように考へているところであります。

2つ目の線量マップの作成計画はあるのか、あるいは、土壤中のベクレル調査ということであります。線量マップの作成計画につきましては、現在、策定しているいいたてまでのいな復興計画第5版で事業実施の取り組みに向けて検討しているところでございます。その内容でありますが、平成24年度からNPOふくしま再生の会への委託事業ということで、20行政区の村民の方々に道路沿線上の放射線量のモニタリング調査をやっていただいております。その結果については、モニタリングマップ形式で村のホームページ及びタブレットなどで村民への周知を図っているところでありますので、これらの情報を活用して線量マップの作成をしていければと考えているところであります。

土壤中のベクレル調査ですが、平成23年度より村独自で村内農地、47ヵ所を選定いたしまして、食品放射能簡易測定器にて土壤中のベクレル調査を行っております。今後も同様の調査を継続して実施しながら、結果につきましてはデータがまとまり次第、お知らせ版あるいはその他のことで村民へ周知を図っていきたいと、このように思っているところでございます。

それから、避難解除後、安心・安全な生活という3点目のご質問であります。趣旨は、いわゆる二重住民票についてのご質問というふうに思います。

これは、原発避難者特例法のことでありまして、実は23年の5月に当時の片山総務大臣

が来たときに、我々村民が避難するときに避難先でしっかりと生活ができるようになるには二重住民票が必要だらうと、こういう話をしたのを痛く感じていただいてこの原発避難者特例法ができたと、こういうことあります。内容としては、避難住民が避難先自治体において特例事務として定められた医療・福祉関係の事務、教育関係の事務の行政サービスを受けることができるということありますし、また、それぞれの避難の人口によって、どの程度かわかりませんが、それなりの係るいわゆる交付税が多分行っていると、このようなことではないかなというふうに思っております。住民票を移動した方で避難元の自治体からの情報提供などを希望される場合には、申し出により情報の提供が受けられることになっているということあります。

今後の見通しですが、これは特例法でありますので、そう遠くない将来に期限が来るものと思っております。ただ、現在のところ、終期が定められておらず、いつまでも避難先で行政サービスを受けることができるのか非常に不透明な状況であります。しかし、避難解除後、すぐには村に戻れない、あるいは戻らないという方もいるわけでありますから、帰村についての検討期間が必要だと私は思っております。したがって、この原発避難者特例法の終期につきましては、避難解除後、直ちに終わりという話ではないだろうということは当然考えられるわけでありますから、猶予期間を設けるようこれから国あるいは県に強く要望していきたいと、このように思っているところであります。

その他の質問はそれぞれからお答えをさせていただきます。以上でございます。

○ 生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは、1の4、現在の補償・賠償・支援など、解除後、いつまで継続していただけるのかを伺うについてお答えさせていただきます。

○ 避難指示解除後の賠償については、精神的な賠償が1年とされており、その他の賠償は解除後に打ち切られます。避難解除後の支援については、県が管理している災害救助法による借り上げ住宅などの期限は定められておりません。一方、賠償による借り上げ住宅などの期限は1年間とされております。このため、賠償による借り上げ住宅などについては、将来の身の振り方を考える期間や住宅の建てかえやリフォームなど相当の期間が必要になると思われるため、3年程度の猶予期間を設けることを国及び東京電力に引き続き求めているところであります。あわせて、県管理の災害救助法による借り上げ住宅の期限についても、賠償による終期と同様の取り扱いをするよう要請をしているところであります。

なお、避難指示解除後の補償については、帰村後、風評被害などによる収入の減少が想定されていることから、避難指示解除における農産物価格補償などの生活支援制度の確立について国や東京電力に引き続き求めているところであります。現時点で国や東京電力から具体的な考え方は示されておりませんが、今後ともさまざまな機会を捉えて帰村後の生活安定確保に向けて強く要請するとともに、村民に対する避難指示解除後の不安を少しでも解消できるよう取り組んでまいります。私からは以上であります。

○ 総務課長（中井田 榮君） 私からは2点についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目は、1の5の今後の住民との懇談会等をどう進めるのかについてお答えをいたします。住民との懇談会については、村ではこれまで行政区単位、自治組織単位

あるいは避難した方部ごとに、さらには復興計画、除染、賠償などに関する懇談会を年1回から2回程度行っております。これは、避難指示区域となった他の市町村と比べても決して少ない数ではないと思っております。これら懇談会を今後も引き続き行っていく考えでありますし、これから近い具体的な日程としましては、現在計画している内容を申し上げますと、4月20日から6月10日までの期間で行政区ごとの懇談会を実施予定でございます。これから行政区長会で日程をお示しし、お諮りした上で実施していくたいと考えております。避難後、特に住民の皆さんのお見や要望は復興を進める上で重要なものであるという認識に立ち、行政区懇談会を初め避難先自治組織で懇談会等を、引き続き住民の皆さんから声を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、大きな3点目の住民意向調査についてお答えをさせていただきます。関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、3の1の調査結果についてであります。村が国と県との共催で実施しました飯舘村民意向調査の回答につきましては、現在、国において集計作業が行われており、予定では3月6日に速報値が正式に公表される見込みであります。現在、村に来ております速報値によりますと、まず、総合回答率でありますと、対象者2,970世帯のうち、回答数は1,413件、率にして47.5%であります。平成25年11月に行った前回のアンケートでは回答率が48.2%でありますので、率としては若干下回ったものの、ほぼ同率の回答が得られた結果となっております。

次に、年代別回答率につきましては、若い順に29歳以下が3.3%、30代が7.0%、40代が9.1%、50代が20.5%、60代が28.7%、70歳以上が28.1%、その他無回答が3.3%となっております。傾向として、若い世代ほど回答率が低い状況は前回同様であります。

次に、帰村意向の調査結果でありますが、「戻りたいと考えている」が29.4%、「まだ判断がつかない」が32.5%、「戻らないと決めている」が26.5%であります。それぞれ前回の調査と比較しますと、「戻りたいと考えている」と回答した者が前回では21.3%でありますので、8.1%の増加でございます。反対に、「まだ判断がつかない」が、前回が36.1%に対し3.6%の減少。さらに、「戻らないと決めている」が、前回30.8%に対し4.3%の減少でございました。戻りたいとの回答が増加した要因としましては、昨年は宅地周りの除染が大きく前進し、帰村への環境が少しづつではありますが進んでいる状況を反映したものと考察しております。

次に、3の2のアンケートの設問に対するご質問にお答えをいたします。さきにお答えしましたように、村では平成24年度より国と県と一緒に意向調査を実施しております。アンケート内容も、国の統一様式に倣って作成をしております。今回も同じように国の様式を基本とし作成いたしましたので、ご指摘の項目については設けておりませんのでご理解をお願いいたします。以上であります。

## ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 噫飯のため、休憩します。再開は1時10分といたします。

（午前1時57分）

## ◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 01時10分）

副村長（門馬伸市君） 私からは、渡邊議員の1の6、木質バイオマスエネルギーと再生可能エネルギーについての考え方についてお答えをいたします。

今回の原子力発電所の事故によって未曾有の事態となった災害を考えますと、今後のエネルギーを賄う手段としては再生可能エネルギーを推進することは重要かつ意義のあるものと考えております。特に、木質バイオマスにつきましては、村でも平成24年度、25年度の2カ年間、基本的な調査を行っており、導入に向けての検討を行ってきたところであります。

調査の結果につきましては、議会でも報告をさせていただきましたが、森林の汚染概況や燃料として使用する木材の汚染の状況、実際に燃焼させた場合に出る放射線を大量に含んだ灰の処理などなど、さまざまな課題が見えてきたところでもあります。課題は課題としながらも、木質バイオマスの導入は新たなエネルギーの確保手段や林業の活性化、それに関連する雇用の拡大、さらには村民の生活に欠かすことのできない裏山と言われる里山の再生にとっても大変有効ではないかと、こんなふうに考えているところであります。村としては、新年度に調査検討のための予算を計上し、国や県あるいは民間の企業団体等々と連携をしながら導入の可能性について検討を進めておりまして、また、進めていく考えであります。一方、太陽光や風力、水力など、木質バイオマス以外の再生可能エネルギーについては国の動きや技術の進みぐあいなどを注視しながら、村の風土に合ったエネルギーは何かを見きわめながら、導入に向けて引き続き検討してまいりたいと考えております。以上であります。

除染推進課長（中川善昭君） 私からは、ご質問の2の除染についての3点について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目のため池・河川・森林等のこれまでの除染と今後の除染計画についてお答えいたします。村の除染は、国が示した除染計画に従って進めております。国の除染計画における除染ロードマップにおいては、人の健康の保護の観点から生活圏を優先して実施することにしており、ため池・河川の除染は現在のところ、計画に入っておりません。森林除染については、宅地・農地等の林縁部から20メートルを除染の範囲とし実施をしておりますが、国はその林縁の森林除染についてはいまだに計画を示しておりません。村としては、里山を中心とした森林除染や森林再生の計画を示すように要望をしているところでございます。

また、ため池については、本年度、農林水産省のため池等汚染拡散防止対策実証事業により、村内ため池15カ所のモニタリング調査と、うち、6カ所で底質除去等を行っております。国は、この検証結果を地域へのリスクコミュニケーションに生かすとともに、今後の対策工法等を検討していくことにしておりますので、村としても今後、国と連携して効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、河川については、国はいまだに具体的な計画を示しておりませんので、少なくとも草刈りや土砂堆積の多い箇所についての維持管理を実施するよう、引き続き国・県に

要請をしてまいります。

次に、2点目の、当面5ミリシーベルトとして平成29年3月までの除染計画であります  
が、それ以降についてどうするのかという部分のお答えをいたします。

現在、進めております国の除染計画は、平成28年度末までに宅地・建物・農地・森林を  
面的に除染する計画でありますので、その後の除染計画についてはまだ決まっておりま  
せん。国の除染計画では長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下に  
なることをを目指しており、今回の除染等の結果を点検評価し、村とともに次の対応方策  
について検討して、平成29年度以降に適切な処置を講ずることになっております。今後、  
国とその対応策について協議をしてまいります。

なお、除染基準値でありますが、村も国と同様に長期目標としては追加被ばく線量が年  
間1ミリシーベルト以下になることをを目指しておりますので、徹底した除染を国に求め  
てまいりたいと考えております。

次に、3点目にフォローアップ除染の対処、その結果についてお答えいたします。

昨年、二枚橋地区において除染作業とは別事業で事後モニタリング調査を実施し、宅地  
周辺の平均空間線量より比較的高いところ、いわゆるホットスポットを確認した場合に  
はフォローアップ除染を実施しております。ホットスポットの施工基準となる基準線量  
値は設けておりませんが、周囲の空間線量より高線量箇所の原因となる根源を探しながら  
除去を実施しております。実施結果については11件、49カ所で施工し、フォローアッ  
プ除染により平均で地上1メートル高で43%、1センチ高で87.2%の線量低減が得られ  
たと報告を受けております。以上であります。

2番（渡邊 計君） これから帰村に向けて議論を深めていきたいと思います。まず、1の1  
での解除見込み時期の回答の中で解除、帰村については除染の状況、インフラの整備等  
を踏まえながら「議会・区長会などと協議し」とありますけれども、村民との協議は入  
っていないということで捉えてよろしいですか。

村長（菅野典雄君） そんなことはございません。ただ、これだけ重要なことでもありますし、  
まして避難先がばらばらでありますから、いろいろな懇談会などでそういう話を4月か  
らスタートしますから、お話を、皆さん方の声を聞かせていただきながら、最終的には  
また議会との話になるのかなど、このように思っております。

2番（渡邊 計君） これ、ちょっと揚げ足とるようになっちゃったんですけども、今回、  
このような質問を国会のほうで質問していただいた先生がいまして、その答えにより  
ますと、内閣府が答えたということなんですねけれども、最後には「住民との話し合いを  
十分にやった上で協議が必要だということが定められている」と、国の方でも発表し  
ていますので、ここにぜひ「住民との協議」と入れていただければありがたいと思いま  
す。

次に、線量マップのことについてお伺いいたします。これは線量マップが一番、今後の  
線量についてわかるわけで、村民の安心・安全、健康を守る上で綿密なものでなければ  
と思うのですが、これは何メートルマップをつくろうとしているのか。私的には、住居  
の場合は家の周り前後左右4点、田畠の場合はクロスラインにした中間点4点ぐらいを

調査すべきと思うのですが、再度お伺いします。

除染推進課長（中川善昭君） 線量マップについては、今も復興計画の中で検討しているんですが、24年から再生の会の方々に委託事業として、村民の方々にG P Sつきの線量計で今、道路沿線上をはかっていただいているということあります。なかなか点では見にくいという部分がありますので、その辺の部分については再生の会の、共同で動いている機関のほうで検討していただいているところですが、今おただしでいただいたメッシュの関係とかそういう部分については、今後詰めていきたいなというふうに思っております。それで、今年、26年度も調査をしておりますので、マップ形式で出せるように検討しているところでございます。以上であります。

○ 2番（渡邊 計君） 今現在、再生の会ではかったマップはタブレットでも見られるんですけれども、村内一面を画面で見ると大分やっているなと思うんですけども、地域ごとに拡大すると、結局、道路しかやっていないんですよね。それも125メートルぐらいのマップ。これはちょっと不足しているんじゃないかなと思うんですけども。

○ それと、土壤中のベクレル調査ですけれども、これはマップと同時並行していくべきかと思われるんですが、今まで何ヵ所か調査したみたいですけれども、これは除染前でしょうか、除染以降でしょうか。

除染推進課長（中川善昭君） 土壌調査につきましては、平成23年の冬期間で、12月から1回目ということで、翌年からは春と秋にというような形で、今まで5回ほど測定している状況があります。以上です。

○ 2番（渡邊 計君） これは除染した後ということで捉えていいんですか。

除染推進課長（中川善昭君） 平成23年の部分からということありますので、除染する前からの数値もあるということあります。あと、場所が47点にしておりますので、除染していれば、除染している状況での調査もしているということでございます。

○ 2番（渡邊 計君） この線量マップというのは、帰村に対して大分重点的なものになってくるかと思うので、23年度にやった場所もわかるんでしょうから、そこは除染後にまたもう一度調べていただくということをお願いします。

○ 次に、同じ除染、村民が安心・安全ということで、マップ調査及びベクレル調査と同時に、今後、中間貯蔵や仮置き場等への運搬車両が増加すると。それによる粉じん、ほこり、あるいは、今後、季節によって花粉の飛散、黄砂現象などによって、森林除染がまだ行われていないということで、空間を浮遊する放射性物質、それがそういうものについて飛散するのではないかと危惧されるわけですが。そこで、ダストサンプリングによる調査も必要になってくるのではないかと思いますが、ダストサンプリング調査に関しては何か計画はございますか。

除染推進課長（中川善昭君） ダスト調査の部分でありますが、いろいろな機関が入っているという話は聞いていますけれども、ただ、私らのほうにその情報が見えてないという部分があるんですが、来年度、27年度に県のほうでダスト調査をするということで、1ヵ所ではありますけれども、設置をするという計画で今、進んでいるところでございます。

○ 2番（渡邊 計君） 今のお返事ですと、村独自のダストサンプリングはないということです

ね。わかりました。これ、特に蕨平にも焼却炉ができるということで、あそこにも車が多く走りますし、小宮の焼却炉に関しても車が多く走ってくると。これ、主要県道、村道に関してやはり数点、ダストサンプリングをすべきじゃないかと思うんですが、ぜひ今後の計画に入れていただければと思います。

次の質問をします。現在、この二地域居住というか、二重住民票的なものでいろいろ税制的に優遇されておりますけれども、今回、解体の受け付けとか申し込みが進むにつれて、固定資産税の話が大分住民の間から出てきていると。更地にすると6倍とかという話も出てきていますし。それは条件によって大分違ってくるんだろうと思いますけれども、現在、固定資産税が免除されておりますけれども、解除後、震災前を100%としたとき何%で取られるのか、また、評価額を見直しして減免する計画はあるのかお伺いいたします。

住民課長（藤井一彦君） まず、現在、固定資産税の評価替えの調査をやっております。これで大分、30%から50%程度、評価額が下がってくるのではないかという見込みが現在ございます。これはまだ、正確な数字はまだなんですけれども、そういう中間報告を受けているところでございます。

固定資産税につきましては、地方税法で、避難解除後、3年度分については2分の1になるということになっておりまして、これは解除時期が決まれば村の条例のほうも改正をして対応をしていくことになると思います。あと、いつから取るかということなんですねけれども、固定資産税については賦課の期日が毎年1月1日でございますので、例えば3月に解除をすれば翌年の1月1日の資産で計算をして、その年の5月ぐらいから課税、徴収を始めるというのが従来のパターンだと思っておりますので、現在のところ、そのようになるのではないかというふうに思っております。以上です。

2番（渡邊 計君） もう一つ、現在、新築した場合に免税の決まりがありますけれども、これが期間というのが解除から1年とかとなっているわけでございますけれども、いつ解除になるかもありますが、東電の居住地を求める賠償等が去年の話の中では8年ぐらい有効ではないかということになりますと、解除から1年ということになるとそこに大分開きが出てくるわけなんですけれども、今後、そういう間の開きを詰めていくような交渉を、これは国・県としていく計画というか、そういうものはありますか。これの、不動産取得税、固定資産税。

村長（菅野典雄君） 先ほど副村長も言ったように、税ですから国の流れの中でということあります。ただ、よく皆さんのが心配しているのは、今宅地に建物が建っているから6分の1になっている、それがなくなれば6倍の固定資産税がいくよと、こういうことあります。全く事実のようあります、私も詳しくはあれなんですが。ただ、聞くところによると、建っている限りはそれはあれですが、もしなくなった場合には、人によりけり場所によりけりでありますけれども、その地目を変えれば、いわゆる、間違いなくそこに建物がなくて雑種地とか何かになれば、税金が下がるということのようありますから、そういうのはしっかりと皆さんにお話を。全てというわけではありません、状況によって随分違うでしょうから。幾らなくてもそれはできないよという場所もある

だろうし。そのためには、多分、分筆をする必要があるんだろうと思います。そうするとできると思います。ですから、どっちのほうがいいのかということもお話をしながらそれぞれの判断を仰いでいく、そういう制度はありますよという話は、今までもしてきましたし、これからもしていきたいと、このように思っております。

○ 2番（渡邊 計君） 住民課長。

○ 住民課長（藤井一彦君） 今、村長の答弁にもありましたとおり、印紙税、それから登録免許税については、国税でございますので、これについてはいつまで制度が続くかということは国のほうが方針を出すものだというふうに考えております。

あと、不動産取得税につきましても、県税でございますので、これについても県のほうから方針が出るものと考えております。

○ 今、村長から詳しくお話がありました固定資産税でございますけれども、これにつきましても基本的には現況課税ということになりますので、地目が変わっても宅地並みの課税になるような場所も中にはあると思います。ただ、非常にこれは1件1件状況が異なりますので、それについてはうちの税務のほうにご相談いただいて、どちらがいいのかということでご相談していただくのが一番いいのかというふうに考えております。以上です。

○ 2番（渡邊 計君） 私も固定資産税とかいろいろ、今回わからなくて、税務課のほうへ行って大分お話を聞いてきたんですが、やっぱりケース・バイ・ケースだと。雑地にすると、今度は手数料もかかるし、うちを建てる場合に宅地にまた転用しなければならない。こういうこともあるので、いろんな場合があるのでちょっとわかりにくいんですが、この話題なんかもやっぱり懇談会の中で説明していただければと。

○ ただ、私今、質問しましたのは、新築した場合の固定資産税と不動産取得税、どちらかというと村外に建てた場合だと思うんですけども、これが避難解除されてから、中古の場合3年3ヶ月かな、新築の場合1年と。ただ、これが、東電の賠償が今から8年ぐらい継続できると、居住取得のための。解除が早くなつた場合に、これに適用できない人たちが出てくるわけなんです。その人たちをどのようにしていくかと。それで、これは国・県も絡んでいることで大分難しいんですけども、どのように要望していくか。また、国・県でだめであるならば東電あたりとお話しするとか、そういう要望をする予定などはあるかどうかということで聞いたんですけども。

○ 副村長（門馬伸市君） 東京電力の住居確保、損害賠償の説明を各行政区ごとにやりましたけれども、そのときに、住宅を、移住にしても村内にしても、すぐに判断のつかない人がいる。だけれども、いつまで賠償の期限があるのかというところで、8年というのもおおむね8年ということなので、それが決まったわけではありません。でも、すぐに建てられる人もいればちょっと考えてという話で、8年ぐらいの話をしたと思いますが。

○ 私、先ほど佐藤議員にお答えしましたが、今、避難している被災自治体に対する特別な減免の制度ができています。それがいつまでになるのかというのは、まだわかりません。ですから、8年まで続くという可能性もありませんし、それ以上続くのかもしれません。もし、今の5年以上たって建てかえをよそにしたいという方が出た場合には、この

制度がなくなつていればその減免の恩典はなくなります。でも、その制度が続いていれば同じ取り扱いになりますけれども。そういう事態も想定されますので、今の減免の被災自治体に対する減免の終期というのか、その辺は今後、村だけではなくて県も多分同じだと思いますので、国の方にそういう制度ができるだけ被災者の立場に立って制度を運用できるようにということでは要請していきたいというふうには思っております。

2番（渡邊 計君） ありがとうございます。そのようにしていただければ村民の方も大分助かるのではないかと思います。

次に、補償・賠償・支援等なんですけれども、借り上げ住宅等の期間に関して、去年の3月も同じ質問をしたかと思うんですけれども、私が。そのときと大体似たような答えで、結局、これは国・県相手なのでなかなか前に進まないと、大変苦労されていると思いますけれども、これに関してもやっぱりできるだけ早くしてもらえばと。やっぱり借り上げとかそういう、入っている人たちが、1年前に契約だと。いつまで入っていられるのか心配で心配で仕方がないと。ですから、早くこういうことは決めていただいて、2年スパン、3年スパン借りられますよということを決定していただければ、皆さん安心して入っていられるんじゃないかなと思いますので、このことに関してはぜひ今後も強く要望していただきたいと思います。

それで、農産物価格補償、これも本当に私、思ったとおりのことを答えていただいたのでありがたいと思うんですが、このほかに何か要望していることなどはございますでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、一番大きいのは、いわゆる帰村宣言解除をした場合にどういうその後の条件が出てくるのかというところ、その中には、すぐにそれで生活ができるわけではないので、賠償ではなくて生活支援という形で、もう少し、期限を切ってもいいから長くやっていただけないか、さらに、住宅なりあるいは仮設に入っている方も、みんな不安なわけですから、解除されれば今のところ1年でというところでありますけれども、じゃあ1年で帰れるうちが直っているのか、新しいうちが建っているのかということになると、1年というのはあっと言う間ですから、これも2年ないし3年、今のところ3年と言っているんですが、そういうものを早く出してもらえることが毎日毎日、将来の不安に対する、あるいはそういう不安を与えた国の責任ではないですかという話はしているところであります。そのほかいろいろなことをやって、少しでも住民の皆さん方にいいような形になることが我々としては役目だろうと、このような形で進めているところであります。これまでにもかなりのいろいろなものを、村民のことにとらせていただいたなど。今ふつと思いつくだけでも、牧草地が畑であったり、あるいは昇口舗装であったりとか、あるいは公正証書で賠償をとか、いろんなことをやってきましたが、これからも気づくものは全て村民のためにしっかりと国に要求をし、少しでもいい形をとれるようにしていきたいと、このように思っております。

2番（渡邊 計君） もう一つ、支援というかそういうことでちょっとお尋ねしますが、現在、医療費の一部負担免除になっておりますけれども、皆さん大分助かっていると思うんですが、これも恐らく解除になればなくなるかと思われるんですが、放射線の被ばくによ

る病気というのは年を追うごとにふえていると。これはチェルノブイリの調査などからも、5年以降、急激にふえているということが明らかになっているわけですが、去年、伊達仮設のほうに、前に参議院議員をやっていらした、名前を言うよりは木枯らし紋次郎さんと言ったほうが皆さんわかりやすいかと思うんですが、その方が来てお話ししていただいたんですけれども、現在、チェルノブイリでは、30年近くたって平均寿命が20年近く短くなっていると。お年寄りが亡くなっているのではなく、40歳代の人が亡くなる率が物すごく多い。ということは、逆算していくと、被ばくした年代というのは10代から20代にかけての被ばく者が一番発病する率が多いと、こういうお話を伺ったんですが、これを考えると、医療費の免除の継続は一番なんですかけれども、それが無理だとすればそういうことのために何らかの医療体制をつくっていただきたいと思うんですが、所見を伺いたいと思います。

○ 健康福祉課長（高橋正文君） ご質問ございました保険料、あと窓口の一部負担金、現在、免除になっている、国保なんかは免除になっております。ただ、社保のほうは保険者にその減免の期間を判断を委ねていると。事実、保険者によっては既に減免が終わっている保険者もございますので、ただ、保険者によっていろいろ事情がございますので、一律どこまでというのは難しいと今のところ考えております。ですから、いつまで減免・免除が続くという見通しは、今のところ不透明ということでございます。

○ 副村長（門馬伸市君） 被ばくの、もし被ばくで病気になった場合の長期的な補償というのか、賠償というのか、その辺のことをご質問されているのかなと思いますけれども、ご案内のように、広島とか長崎に原爆が投下されたときの被ばくの認定というのか、それは、認定された方についてはそれ相応の国からの補償がされると。医療費の件とか含めて。それから、水俣病とか公害の原因で病気になられた方については、それも認定作業があって、認定を受けないと国の制度が受けられないということに、今はそういうふうになっていますよね。今回の福島第一原発事故の件については、チェルノブイリみたいに爆発して長期間、住民の皆さんに避難の指示もしない、食べ物・飲み物もそのままという形で長期間いたのと違って、福島原発の場合はある程度短期間の中で避難して現在に至っていると。今後、その病気の件ですが、これはわかりませんけれども、どういうふうになるか。もしそういう方が出たときに国のほうではどういう対応をしていくのかというのは、私たちも非常に心配しておりますから、今のところは、被ばく手帳とかを単独の自治体でつくっているところはありますけれども、それがイコール認定になるということではありません。ですから、その辺のところは、これから多分、ご質問のように長期にわたって出る可能性もあるし出ない可能性もあるということですから、もしそれが原因だというふうに特定されるような事例が出れば、やはりそれは国のほうで認めてもらわざるを得ないというふうに思いますので、これは村独自でどうこう言う問題ではありませんが、そういうことも含めて、多分、県のほうでも、長期的な視野に立った、そういう今のような事例が出た場合の対応については、国とも話し合いをしていると思いますが、まだ今のところ、何の具体的な方針なり基準なりは決まっていないというのが現状であります。

2番（渡邊 計君） これは本当にいろんな支援・賠償・補償、国・県が絡んでくるので難しいんですけども、今回の事故というのはあくまで人災であり公害であると私は思うんですが、ただ、この放射能に対しての病気というのは本当に証明ができないと。しかし、放射能のせいで病気になったということも証明できませんが、違うということを証明できない段階であるということで、国とが難しければ東電との話し合いとかもあるかと思われるんですが、今後、その辺のところをもっと詰めていただければありがたいと。

そして、きょう、いろいろな賠償の話を聞いたんですが、こうやって私たちが議会で聞いている場合には質問して答えていただけますが、住民の人たち、意外とわからない人が多いわけですよね。結局は村長何やっているんだ、行政何やっているんだということが出てくるわけで、現在、こういう要望をしていますよと、そういうものをもっと住民に公開していくべきではないかと思いますが、村長、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 村長何やっているんだ、行政何やっているんだ、だんだん、議会何やっているんだという話にもなるんだろうと思いますから、今おっしゃったように、やっぱりできるだけそういう要望を皆さん方に話はしていかなければならぬなど。場合によっては、何か広報あたりで出すのも1つかなというふうに思うんですが。できるだけいいほうに今のようにとつていただければいいんですが、それが何か逆なとり方をする方も中にはいますので、その辺が、何でもかんでもいいということにはならないだろうと思いますが、少なくとも村民の立場に立って、これから国にしっかりとやっていかなければならないことを少しでも皆さん方に知っていただくことは大切だというふうに思っております。以上であります。ありがとうございます。

2番（渡邊 計君） これ、決まらなくともいいんです。今、こういうことを皆さんのために要望していますよと、そういうことをぜひ公開していただければありがたいと思います。

次に、木質バイオマスあるいは再生可能エネルギーについてお尋ねいたしますけれども、復興第4版、第5版でも話は上がっていると思いますけれども、東芝さんとかそういうところで実験はしていますが、試験施設というか、実験施設を村内につくり、村民自身で研究していくそういうものを早期に建設すべきと思うんですが、所見を伺います。

副村長（門馬伸市君） この木質バイオマスについては、もう2年前から、調査も含めて議会とも協議をさせていただいている重要案件であります。それで、去年の12月の定例議会でも佐藤議員のほうから、27年度から予算をとって、実施に向けてやれと、こういう叱咤激励を受けたわけですが、どうしても、ここにも、答弁書にも書きましたけれども、問題は高線量の灰の処理であるとか、木を取り扱う作業員の安全性の問題とか、いろいろ放射線量に係る課題をきちっとある程度決めていかないと、そのほかのことは全く、私らももろ手で賛成の話なんですけれども、そのことがどうしても引っかかって延び延びになっているわけですけれども。今年は実施、去年の12月の佐藤議員の答えとして、村長が最後に、27年度はとにかく調査検討をできるだけ早く結論を出して、そして27年度中に、途中でも補正をとってできるような段階になれば、できるだけ早くそういうことに取り組んでいきたいという答弁をしています。ですから、今、お話し申し上

げた放射線量の心配する部分の課題を整理して、あとは、バイオマスの規模であるとかそういうもろもろの課題は順次解決していくことになると思いますけれども、やはり今この部分は村民の皆さんも心配していることなので、もう少し、予算も取らせていただきましたので、あるいは議員の皆さんにもいろんなところを見ていただいて。見るのはもう終わったと、12月でもやりました。やりましたけれども、もう少し詰めて、後でまた、27年度の途中にでも議会とも相談させていただきながら、できるだけ導入に向けて取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

村長（菅野典雄君） 3日ほど前に林野庁の課長と、その対応について環境省と詰めるようにということをきつく言っておきました。以上であります。

○  
2番（渡邊 計君） 村長、ありがとうございます。私たち議会もいろいろなところを見てあるいて、木質バイオマスとかというのは国100%ぐらいの補助ができる可能性もあるわけですが、今いろいろ発達している中で、灰なんかも自動的に固めるような方法とか、あとは、木に関してですが、我々の仲間で研究したり実験したりしている人もいて、現在、木は表皮に多くついていると。となれば、表皮をむいてやればかなり安心・安全な面も出てくるのかなと思うので、木質バイオマスというのは山の木を切ってやることによって除染にもかかわって進んでくるのかなと思いますので、ぜひ早急にやっていただければなと思います。

次、2番目の除染についてお伺いいたします。村内にため池は幾つぐらいあるのでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 村で把握しております台帳登載のため池は74、その他、民間の個人所有のため池、70程度あるものというふうに想定してございます。

○  
2番（渡邊 計君） ということは、両方合わせて140ちょいあるということでありますけれども、先ほど言ったように国会で調べて質問していただいた方の答弁書をいただいているんですが、これ、ため池については飯館村の80カ所中15カ所を査定させたと。でも、全然、数字が70も違ってくるわけで。これは共同のため池なのか個人のため池なのかということもありますけれども、その辺り把握して今後いろいろ対処していただきたいんですけども。これ、拡散防止対策をしたということだろうと思うんですけども、見ていますと、土を取るのはいいんだけれども流入口に対する対策は何もない。今度、6カ所ほど汚染防止対策をしたとしていますけれども、流入口の対策がないと通年でまたヘドロ、セシウムとかが流れてくるのではないかと思いますが、流動口に対してはどのような対策をする方向でいっているのかお伺いをいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今年度、国が実施しました実証事業の中での取り組みでございますけれども、今、おただしありました流入口の対策についての実験は行ってございません。15のため池のうち、底土にどのくらい放射線がたまっているかというモニタリングの調査で15カ所、うち、6カ所で底土を取り除く実験をしていると、こういうメニューになってございます。ただ、調査の結果からは、集水域、いわゆる流入口ということになりますけれども、ため池の集水域からの新たな放射性セシウムの流入は決して多く

ないというような成果も出ているというように聞いてございます。なお、こちらの調査結果につきましては、後日、時間を設けて議会のほうにもご説明したいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

2番（渡邊 計君） きれいな水にはよく政府関係の人は入っていないと、セシウムは入っていないと言ふんですが、これ、確かに実験でも、きれいな水には入っていないんですが、有機物、要は枯れ葉が腐って、目に見えるものならいいんですけれども、目に見えないほどに分解されたもの、それにはかなり有機物がついていて、それと本当にきれいな水、浄化というか、有機物が入っていない水とで作物を立てると、本当に信じられないほど有機物の入っているものからセシウムを吸い上げると、こういうことも出ていますので、やっぱり今後、流入口、あとは流出口、その辺の対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、もう一つ、除染に関してでありますけれども、フォローアップ除染、先ほど回答いただきましたけれども、このフォローアップ除染、何の基準もないと。あるのは、周りの線量よりも高いところをやっているということですが、ということは、地域によってはばらばらな基準になるということで受けとめてよろしいんでしょうか。

除染推進課長（中川善昭君） 今、お話をいたしましたように、環境省のほうで今回のフォローアップをする際の高線量箇所の選定をする際には、基準の線量値は持っていないというのが今、環境省からの回答になっております。そういう意味では、私どももやはり心配する部分もございますので、この辺はこれから詰めていきたいなという部分がございますが、ただ、今、除染が終わって、除染の事後モニタリングが終わった後、やはりその線量よりも近くで高いところがあれば、やはり全体の空間線量を下げるにはやっぱりフォローアップ除染が必要ということも、環境省が一歩出ての考え方ということもありますので、そういう部分もこれから要望しながら、また、よりよい方向の除染となるように進めていきたいと思っております。以上です。

議長（大谷友孝君） 渡邊 計君、残り時間10分程度です。

2番（渡邊 計君） はい。ぜひ、どこの場所においても同じような基準で除染をしていただけるようにしていただければありがたいかななど、村民の安心につながっていくのではないかと思いますので、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

それと、今後の除染計画について伺いますが、29年3月までの除染ということでありますけれども、先ほど28年末ごろで終わるということですけれども、現在みたいに冬の間、搬送だけが残るのかどうか、その辺をお伺いいたします。

除染推進課長（中川善昭君） 26年度においては、27年度への継続という部分もあったものですから、作業員確保という部分で冬場に工事を延ばし、何ですか、できるようにしながら、できるだけ宅地もあり、農地の作業を入れてきたということもあります。やはり終期が決めてあれば、やっぱり搬送は年末、3月まで一応工期になるかと思いますので、冬場作業になる可能性もあるかと思います。以上です。

2番（渡邊 計君） 現在、搬送しているわけですけれども、伊丹沢地区において冬の間、道路がしみ上がると。それで、そこを搬送されると道路が壊れる、自分の昇口が壊れると

ということで立入禁止の柵をやつたらしいんですけれども、たまたま隣の人が見たら、それを外して車が中に入って運搬していたと。環境省というか、その作業をしている人に、地主の承諾を得たんですかと、バリケードあるのに勝手に外して入って得たんですかと言ったら、作業員は私は知りませんと答えたと。そういうことを村のほうで、中川課長、把握しているんでしょうか。

除染推進課長（中川善昭君） 何事も、宅地に入る際は地権者、所有者の了解をいただきながらやってほしいというのは強く環境省には言ってあります。今のケース、ほかにもあります、正直なところ。やっぱり環境省を通じて、大成JVのほうにはそういう部分の指示をお願いしております。あと、直接、JVの方に会ったときには、やはり村民と話をする中で、村民の方も安心して任せられるような雰囲気というのが必要なんだという話もしておりますし、今、議員からあったような部分も正直なところ、ところどころありますが、やはりそういうものがないように、また徹底するように、環境省を通じてJVのほうに話ををしていただくようにしていきたいと思っております。以上です。

2番（渡邊 計君） それで、今の除染、29年3月までの計画なんですけれども、それ以降のことについてちょっとお伺いしたいんですが、放射性物質汚染対処特措法というのがありますし、現在行われている除染、これは年間20ミリシーベルト、これが1年間の積算線量が年間20ミリシーベルトを超えた場合ということで、これは国直轄の除染でなっているわけですけれども、同じ計画の中に、汚染状況重点調査地域、これは積算じゃなくて、追加被ばく線量が年間1ミリを超えたものと、その地域は市町村が国から指定を受けて市町村独自で除染を実施することができるとなっているわけなんですけれども、この29年3月の国直轄の除染が終わった後、こういう汚染状況重点調査地域ということで村独自で除染をやっていくのか否か、また、どういう方向に進むのかということをお伺いいたします。

除染推進課長（中川善昭君） 今、議員のお話、いろいろ方策はあるような形になるんですが、今まで国と話しているのは、まずは28年度末までは今の計画で面的な除染をしていただいと。ただ、局所的に高いところは、やっと、フォローアップということでホットスポットの対応をしていただくようになりました。一応、28年度末まではこの方式でいきます。ただ、今のやり方で全体が下がるかというと、やはり下がらない地区もあるのかなという思いをしております。そういう意味では、今の手法をまた繰り返しても意味がないこともありますので、まず、それが29年度以降にすぐに取りかかれるように、やはり27年度なり28年度の初めころまでにその計画を出してもらわなければ困るのかなという思いで、今、事務レベルではその辺をお願いしているところであります。あと、それ以降の、じゃあ、直轄でやるのか非直轄でやるのかという部分も、これまた国との協議の中になるかと思いますので、それらも頭に入れながら今後、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） これ、今現在の国直轄除染が余りにも見すぼらしいというか、かなり苦情がある状態で、福島市などの除染を見ていますと本当にきれいにやっていると。かえって、自治体でやった除染のほうがきれいなんじゃないかと。けさも岡部の川沿いを走

ってきましたが、除染をしていました。山面を。福島、あの辺は山の尾根までやってい  
るんですね。ということは、尾根までやっていれば、こっちにおりてくる量は少ないと。  
我々、山の多いところ、皆、山を抱えて暮らしている面もありますので、できるだけ広  
範囲な里山の除染を今後していただけることをお願いしまして、私の質問を終わらせて  
いただきます。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） 8番 佐藤長平君の発言を許します。

8番（佐藤長平君） 平成27年3月議会におきまして、一般質問をするものであります。

あと少しで4年目の3.11を迎えます。東日本大震災と津波被害、東電第一原発の事故被  
災、避難と対策に明け暮れ、計画的避難区域指定による全村避難を受け、居住困難、居  
住制限、避難指示解除準備区域の区域内モデル除染の開始、本格的除染の対策と開始、  
解体除染、イグネ及び森林の除染、振興公社・森林組合の除染事業の参入、帰還に向け  
た家屋片づけごみの対策、小宮、蕨平への減容化施設対策など避難先での避難と復興に  
向けての村民説明会、幼小中の仮設校舎建設、仮設の給食センターの設置、対外的には  
長野県の中川村との交流、オーストラリア大使館との支援交流、仮設住宅でのさまざま  
な交流、借り上げ住宅のお茶会の参加、賠償問題、特に森林賠償対策など、目まぐるし  
く活動した4年がありました。この中で、成果の上がったもの、全くの不満だらけのもの、  
成果の全くなかつたもの、その心境には複雑なものを残したままあります。しか  
しながら、除染と賠償が進み、さらなる要望もたくさんある中で、村に戻る人、戻らない  
人の復興再生に向かう姿も見えてきました。これは、何とすばらしい。

まず、福島市内や那須山麓での花卉園芸を再開した方々、飯館牛などの和牛繁殖・肥育  
の再開継続を始めた人、土地を買い、家を買った人、建てた人、村の外に就労を決めた人、菊池製作所のように事業所の継続と雇用の拡大を図ったり、かつ、南相馬にロボット  
産業の工場を求めたところ、臼石の庄司製作所の雇用の拡大、あぶ信、農協、二枚橋  
郵便局の金融の再開、自動車修理工場の再開、ガソリンスタンドなどの再開。確かな復  
興再生が進んできている。何という復興力だと私は見ていくところであります。

さて、質問に入ります。

質問の第1は、今年、戦後70年を迎えます。そしてまた、飯館村の復興について伺うも  
のであります。

村がなくなってしまうような大災害があったことが村史に残っているわけであります。  
1つは、天明・天保の飢饉であります。定かではありませんが、村民の7割が死に絶え  
たり、離村をした史実もあります。でも、残った村民、そしてまた、外からの移住民に  
よる村の復興があったわけであります。

もう一つは、あの軍国主義による植民地支配を経て、悲惨で愚かな侵略戦争を起こし、  
多くの戦争犠牲者を招いたさきの大戦の敗戦を迎えた70年前であります。飯樋には大雷  
神社の戦死者の碑文から、犠牲者となられた村民の名前が見てとれます。戦地からの引  
き揚げ者を含めて、「國破れても山河あり」と戦後の復興を担った私たちの先輩たちに  
思いをはせるとき、戦後生まれの我々はその労苦を見ながらの学生時代、一緒に汗して  
後継者として担ってきた青年時代を見てきたがゆえに、感謝せずにいられない気持ち

あります。戦後の復興は、田畠を切り開いても肥料など生産物資不足と冷害の常襲で生産性が上がらず、冬場の炭焼きや夏場の山林の植えつけ、育林とでわずかな金を稼ぎ、水田以外の畜産や葉たばこ生産を始める者、出稼ぎに出て送金する者、寒村であった村を何とか食える村にした復興の労苦を私たちは一緒に見てきました。

今、まさに絶え間ない反戦の思想と継承、戦後70年を飯舘村復興に身を捧げた先輩たちを忘れない村づくりを私は次の世代に継承する責務があります。戦後の復興精神力、復興意欲を今回の原発災害復興に引き寄せたいと私は切に思うのであります、この際、村長の所見を伺っておきます。

質問の第2は、福島第一・第二原発の全原発廃炉に向けた取り組みについて伺うものであります。

2点目の質問は、私たちが知ってしまったのは、喧伝されてきた原発の安全神話は全くのうそ、欺瞞であったということです。我々原発被災者にとって許せないところの原発の廃炉は、当然の要求です。原発再稼働の議論は、原発被災者の復興、被災者への賠償と生活再建が解決しない中で、軽々しく論じてもらいたくない。被災者の思いを逆なでするような行為を許すわけにはいかないのであります。これが、我々原発被災者として、原発の被災自治体として国と東電に要求する最大の事由であります。よって、脱原発・卒原発のいずれでも、我々被災者の要求は原発の廃炉であり、喫緊の課題が、福島第一・第二原発の全ての、全基廃炉の要求であります。よって、このことから、原子力エネルギーに依存することをやめて循環型で再生可能エネルギーの依存度を高めることを求めるべきであります。村はこれまで太陽光発電の整備などに取り組んできました。私は、村の復興再生の基本理念に脱原発、卒原発を盛り込んで県内全基廃炉の要求をすべきと思うが、この際、村長の所見を伺っておきます。

2点目は、村の復興に原発エネルギーは使わないとする理念をもとに県内原発の全基廃炉を要求し、電力配給を受ける東北電力の原発廃炉にも要求すべきであると私は思います。そして、私たちは廃炉の要求とともに循環型再生エネルギーの導入を国に提案し、復興財源を要求すべきであるし、これが不可欠であります。村の7割を超える森林は、先祖伝来の資源、戦後の先輩たちが植えて育てた資源、そして、未来を預かる我々の資源であります。活用する木質バイオマスは、再生エネルギーとして質・量ともに最もすぐれものであります。さらに、化石燃料でのCO<sub>2</sub>対策でも、カーボン・ニュートラルとまことにすぐれています。これら森林資源の有効活用を図ることは、村の利益、村益にかなうことは確かであります。

村長は12月議会において木質バイオマスの利活用を了とする認識を示しながらも、導入整備についてはこれを是とも非とも判断できないで、国県に対する提案もできないでいるような状況は、私にとってはまことに残念であります。これでは、未来を描く原発被災自治体の長として資質に欠けると、私はこの際、強く主張してまいります。原発被災者として、原発被災自治体として、脱原発、卒原発を基本理念に掲げ、これらを村復興再生の一大プロジェクトとして進めることによって、あの美しい森林環境をつくり、大自然の涵養、環境を取り戻していく政策こそが村益と私は思うが、村長の所見を伺いた

い。

質問の第3は、村の教育行政について伺います。

自治体がかかわる村民のための教育行政とは何か。それは、我々が生まれ育ったふるさと飯館村の百年の大計を案ずる思いが、生まれ育った村民に醸成されていくのかどうかだと私は思っています。教育をして子の立身出世を願う、教育をして先祖代々の資産を守りふるさとの発展を願う。私は後者の、先祖代々、農家の長男教育を受けました。いずれにいたしましても、教育で大切なのは、生まれ育ったふるさとを愛し、忘れない人材の育成であります。教育は子を思う村民のものであって、教育の成果管理だけの狭義な教育の達人のものになってはいけないと私は思うのであります。思いはせれば、私が中学1年のとき、スクールバスが村内を走り出しました。遠距離徒歩通学の解消であります。2年生になると、学校給食の校内調理が始まって、欠食児童・生徒の解消が見事に図られました。子を思う村民の要求が村に届き、少ない財政の中での教育行政として教育環境の整備が図られたと思い出されたのであります。戦後の復興を担った先人の英知の結集になったことは、あの時代に全く時宜を得た政策であったと今さらながらに感謝、感激であります。

ところが、昨今、避難や仮設校舎での目まぐるしく変動する教育行政の中で、子供の教育をめぐって村民と学校の先生と教育委員会のそれぞれの思いが、調和のもとに一心になれない状況が私のところにも聞こえてきました。さきに質問をしました佐藤八郎議員からも指摘があったところですが、何でこんなことが起こるのでしょうか。全村避難や仮設校舎での殺伐とした環境の中で、取り戻すための静かな教育環境をつくるしていくことが村政と教育委員会の使命と思っていたところですが、まことに残念であります。政治はそもそも、政教の分離、政治が教育に立ち入ることをよしとしないと教えられてまいりました。だが、昨年の春、3人の小学校長を1人にしてしまったことに発する八巻教育長の問責決議は、初めてのことでありました。教育委員会はこれを受けて、村民と学校と教育委員会の調和を図るものと期待をしてきたところですが、非常に残念であります。学校教育現場の環境整備に最大限の財源を充て、村民が子を思う教育に村の政治は応えてきたところですが、非常に残念です。村民と教師と教育委員会が避難と仮設校舎の中で一心になれる体制を、政治を預かる者として強く望むところだが、教育委員会の長にこの際、所見を伺いたい。

村長（菅野典雄君） 8番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の戦後70年と飯館村の復興についてのご質問であります。

太平洋戦争以後、日本はめざましい復興と成長を遂げ、世界でも有数の経済大国となつたわけであります。これは、言うまでもなく先人たちのたゆまぬ努力のたまものであり、血と汗と涙の結晶でもあるわけであります。飯館村も開拓時代からの先輩たちの努力により、何ほどか厳しい環境の中、多くの苦難を乗り越え、美しい景観や豊かな自然環境と調和をしながら、ここまで村をつくってきたわけでありますし、つくっていただいたこともあります。しかし、日本は経済的な豊かさを求める余り、効率一辺倒、スピード一辺倒、自分さえよければという考え方方がいつの間にか少し広がってきたといいます

か、蔓延してきたというのも事実であります。

そこで、村ではもう一度、本当の豊かさとは何かということをよく考えるために、飯舘流スローライフをコンセプトに、10年計画を、なかなかスローライフ、理解がされないので、「までいライフ」に置きかえて新たな村づくりを進めてきたところでございます。今回の原発災害に見舞われて、それがなかなか、中断と、こういうことであります。自然災害とは全く違うこの原発災害から復興を進めるためには、議員ご質問のように、戦後敗戦を糧として何もないところから必死になって頑張ってきていただいた多くの先人の動き、考え方、行動に学び、平和のもとにやはり国の復興を進めてきた、こういう先のために、我々も今回、この災害から大切なものは何かを学び取り、誇りを持って村の復興に邁進していくかなければならないと、このように思っているところであります。

戦後の復興力をと、こういうことでありますけれども、いろいろ言い方はあるだろうと思いますが、1つはやはり一人一人が自分ができることをまず自分でやっていくということでありましょうし、もう一つは、お互いに相手を尊重して協力し合うということだろうというふうに思います。したがって、これまでの戻る、戻らないの二極の議論ではなくて、第5版の復興計画で検討中でもあります国内外への情報の発信、交流のためのネットワーク型の新しい村づくりという大きな復興の目標に向かって、全ての村民がお互いに協力し合い、理解し合いながら、心を1つにして復興を進めることが重要であるというふうに思っております。もう一度、新たな気持ちで戦後の復興力を一人一人の心に宿しながらやっていくことが大切だということは全く論をまたない、同じ考え方だとうふうに思っているところであります。

2つ目の原発について、脱原発あるいは卒原発のご質問であります。

今申しましたように、日本は経済的な豊かさや効率を求める余り、およそ人には制御することのできない原子力によるエネルギー政策を進めてき、また、その警戒を怠った結果、今回の災害が引き起こされたものと私も考えております。それにより、放射能に汚染された本村の原子力に対する思いは大変危険なものであり、一たび事故が起きればなかなか人間の手でそう簡単に解決できるものでもないということも再認識されたところでございます。にもかかわらず、今回の原発事故の原因究明もなされない中で、国は安全基準を満たしさえしていれば再稼働を認めることとしており、何とも災害を受けた者としてはやり切れない思いもあるなというのも事実であります。原発災害により壊滅的な被害をこうむった村としては、今後、復興を進める上で、原子力にかわるエネルギーとして再生可能エネルギーを推進することは村民生活の安全や雇用の確保にとっても有効であると考えておりますので、引き続き、導入に向けた検討を進めてまいりたいというふうに思っております。なお、ご指摘の県内原発プラントの全基廃炉に向けた主張については、県としても早々に国に要請しておりますし、村としても県町村会などと連携をし、その全基廃炉に向けた取り組みなどに取り組んでいく形になるんだろうというふうに思っております。

これほど大変なものでありますから、将来の子孫のために、少なくともやはりこれほど危険なものは少なくしていくということは誰も論をまたないだろうというふうに思いま

すけれども、ただ、極端に脱とか卒とかという言葉で解決するという話ではなくて、常にこれからのこと、将来の日本のこと、将来の子孫のことを考えながら、やはり意思表示をしっかりとしていくということが大切なことなんだろうなと、そのように今回の事故に遭って思ったことであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の木質バイオマスの導入についてのご質問にお答えをさせていただきます。

木質バイオマスの導入につきましては、さきの渡邊議員のご質問にもお答えしましたとおり、村では現在までに調査検討を行ってきておりまして、その課題も少しづつわかってきてているところであります。ご指摘のように、村としても、今後の復興を進める上で森林や水環境を初め雇用、産業の創出の面で重要な事業と認識しておりますが、導入に当たってはまだまだ検討をする課題が残されているところでもあります。例えば、発電と熱利用のどちらかを目指すかによって必要な木材の量も変わってまいりますし、その見きわめや、比較的放射線量の高い森林の中での作業に対する被ばくの低減対策であるとか、あるいは、切り出した木材をチップ化したものの保管場所であるとか、あるいは、木を燃やした後に出る高濃度の放射性物質を含む灰処理の問題などなどであります。一方で、バイオマスの技術も着実に進歩しております、以前検討されていたような大規模な施設以外の比較的小規模なものでも、採算性やエネルギーの効率の面でも導入可能な例もあると、こんなふうに聞き及んでおりますので、これらを踏まえ、村としましては、今年度に予算も計上しているわけでありますけれども、できるだけ早い機会にこの調査検討の結果を踏まえて導入に向けて取り組んでいければと、こんなふうに思っているところであります。以上であります。

教育長（八巻義徳君） 8番 佐藤長平議員の3の1、教育に関するご質問にお答えいたします。

飯館村の子供たちを取り巻く環境は、震災以降、大きく変わりました。震災前、多世代で暮らし、大家族で仲よく暮らしていた生活は、ばらばらの避難を余儀なくされ、行政区や地域として見守りかかわっていた学校への支援は届きにくい状況となっています。その中にあって、子供たちにはたくましく成長してほしいとの願いから、村では、施設を整備し、通学環境を整え、子供たちの多様な学びができるように、進むように努めてまいりましたところであります。

村では、こうしたことを踏まえて、教育を語る会、保護者、それから地域の方々、有識者の方々の会です。それから、教育委員会、それから学校運営協議会、さらに校長会などで議論を重ね、新たに目指す人間像として次の4点を示させていただきました。1つは、知識や情報を総合的に活用する子供、すなわち、学びに向かう子供像であります。2つ目は、主体的・自立的に行動する子供、すなわち、自立に向かう子供であります。それから、3つ目、異なる風土・組織・人と共生する子供、すなわち、いろんな人とともに協力する、協力して働くという協働であります。こうしたことができる子供像であります。4つ目が、国際的な視野からふるさとを愛する子供、すなわち、今、ご質問い

ただいたふるさと愛を持つ子供であります。この1つ1つが大きなテーマであり、飯舘村の教育課題であります。それらは、家庭と地域と学校が共同して取り組む必要があります。具体的な取り組みは、各学校の学校運営ビジョンと目標に学校評価の手法を取り入れて、教育委員会で合議、学校運営協議会で熟議を重ねながら、系統的に、組織的に課題を解決しようと今、取り組んでおります。

学校一任ではなくて、真っ先にすることなく、単発的な支援ではなく、学校運営協議会などが組織的に協働する努力をしています。ここ数年の子供たちの課題を見出すための全国学力学習生活状況調査、さらに福島県学力調査、それからNRT学力検査などの結果からも、学力一本とか成果主張といった運営実態にはなっていないかと思います。

ご質問にありましたように、ふるさとを愛し、ふるさとを忘れない人材の育成は大変重要なことであり、村としてもふるさと学習、ふるさと教育を推進しておりますし、村独自のふるさと教育の教科書も編集しております。今後とも継続していかなければならぬと感じております。

しかし、一方では、村の幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ進学するに伴い、村立外の学校へと子供たちが移っていく現実があります。これは、村の産業の将来像が不透明であったり、我が子の自立や将来を思う保護者の苦悶とじくじたる判断がこの状況にあらわれていると推察しています。その一定部分に、学力の向上に対する親の懸念もあると感じております。ご指摘にありましたように、学校運営協議会を初めとする協議組織を活用して、情報共有と共通理解のもと、地域や保護者の思いを先生方にご理解いただき、形にする努力が必要であると考えます。今後とも飯舘村の目指す人間像の実現を目指して、保護者からご信頼いただけるよりよいカリキュラムを編成して、子供たちの多様な可能性を伸ばす取り組みをしてまいりたいと思います。

そして、村立を選んでよかったですと言っていただけの学校づくりをしてまいりたいと思いますので、ご理解とご支援を賜りたいと考えております。以上でございます。

○  
8番（佐藤長平君）　村長から答弁あった、経済一辺倒、効率一辺倒ということでマイナス面が出てきたということで、これからは戻る、戻らないではなく、ネットワーク型の村づくりということで進みたいという話がございました。

私、ちょっと難しい話。これは縦の一貫性と横の普遍性という難しい話なんですけれども、世の中にはそういうのがあるそうなんです。つまり、縦の一貫性とは、先祖伝来、嘗々と嘗んできた村の生活、経済、そして今、未来からの預かりものだという話をしましたけれども、そういう縦の一貫性であります。横の普遍性というのは、てんでんばらばら、今の時流に合った生き方をしたほうがいいのではないかという話であります。この横の普遍性のほうが今、強くなって、縦の一貫性、いわゆる先祖伝来とか未来への預かりものだという感覚はどんどんなくなってきた、この辺に問題があるんだろうなと私も思うところであります。ぜひこの、ネットワークと言ってもなかなか難しいですけれども、どのようなネットワークを、戻る、戻らないを除いた場合出てくるのか、所見を伺います。

村長（菅野典雄君）　今、縦の一貫性、横の普遍性、大変いい話を聞きました。実は私も常々、

バランスということが大切ではないか、そういう時代に入っているという話をしました。いわゆる、どちらかというと日本人、体質的なのか性格的なのかわかりませんが、白か黒かということで、どちらかに答えを求める、こういうこと。確かにそこに答えはあるだろうと思いますが、その両方をやっぱりやっていくというところも大切ではないかと。そういう意味で、やはり今言われたようなことも、一方でやはり両方の面を考えていかなければならぬこと、こういうことではないかなと思っております。

ネットワークの村づくりということ、今、ここ1ヶ月ぐらいの間に、何かキャッチコピーはないかというところで出てきたことがあります。それは、何度かお話をさせていただきましたように、村に戻る方がどの程度おられるのか、戻らない方もいて、それもやはりその人の判断であり、決して非難される話では全くないということになりますと、やはりそのつながりをどういうふうにしていくかというのも大きなことではないかというところに、ネットワークという話が私は言葉として入ってくるのかなという気がします。もう一つは、少ない人口でございますので、少しでも本来の村の人が戻ってきていただくことが大切ではありますけれども、やはりこうなりますと世の中がどんどん動いていますし、いろんな人がおられますから、そういう方たちのやはりネットワークも大いに活用させていただきながら、今までとはまたちょっと違った、いわゆる村の中で循環をしていきましょうという大変すばらしい村づくりはしてきたと思うんですが、それに少し広がりを持っていく、広い心を持っていくというのがネットワークの村づくりかなと、こんなふうに考えています。なかなか、口で言うほど簡単ではないんですが、一応そんな思いで行くことがこれから飯館村の復興、村づくりには大切ではないかということでの、ネットワーク型村づくりという言葉を出させていただいているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） この間、長野県の医者先生の話を聞いて、なるほどと思ったんですけれども。人間社会、物事が出てきた場合、マルと、どうしてもバツという。例えば村の考えがマルと考える人とバツと考える人がいるんだけれども、本当は三角というものもあるんだと言うんだな。それで、その先生は、戦後の長野県の医療に携わって、脳梗塞、つまり、長野県はこの間まで、塩分をとり過ぎて脳梗塞で倒れる人がいた。それに対応するに、医者としては脳梗塞で倒れた人をいかに助けるかというのが技術で、当面の課題だったんだそうです。あるじいちゃんを治したところが、やっと、自分の新しい技術でそのじいちゃんの脳梗塞を治して、まあまあリハビリをして戻すように、うちに帰られる状態にまでしたそうですが、その患者に後で怒られたんだそうです。何でのとき、殺さなかつたんだと。つまり、半身不随では、農家の農作業や草取りや庭の仕事なんかができない。先生が生かしてくれたがために、俺は仕事ができなくて困っていると言ったんだそうです。そこから、その反省に立って、ああマルとバツではだめなんだというのがわかって、いわゆる三角の方法に、つまり、村民の健康を保持するというほうに進まないとだめなんだということに気づいたんだそうです。

これから、今我々も村民にいろいろ強い叱りを受けながらやっておりますけれども、単なるマルとかバツで対応するんじゃなくて、三角というところにこれから復興の村

づくりは進んでいかなければならないのかなと、私最近ずっと思っているんですけども、その辺について村長はいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） マルでもバツでもなく三角という本、単行本が出ています。私、10冊ぐらい買ってかなりの人にお配りをさせていただいて、これからこういう考え方の大切ではないかと、こんなふうに言っているところあります。そういう意味で、同じ考え方の方がこうして議会にもおられたということを大変うれしく思っているところあります。

8番（佐藤長平君） 村長は、前に我々の前で、反原発の旗手にはならないという言葉を使つたんですけども、それは今も変わりませんでしょうか。

村長（菅野典雄君） あのときは、何せ大変な事態になっていました。したがって、何としてもやっぱり国に、村民を守るために何とかしなきゃならないなというのがもう頭、体、全てでありました。したがって、原発に対して、起きたことに対してどうこう言っているよりも、まさにこの村民をどう避難させ、生活を守るかということですから、そういう意味で今、脱原発を高々と言うつもりはない。何せこういうことをやっていただきたいというところでの、脱原発を高々と言うつもりはないという形で、何とか国の援助をしっかりと飯館村に求めようということの中から出た言葉というふうにとつていただければというふうに思っております。以上であります。

8番（佐藤長平君） これだけの原発災害の思いをしたわけであります。私はやっぱり、それなりの理念は持つべきだと思っています。やっぱり脱原発なり卒原発というのが正しいのではないかという考え方には、被災者としてやっぱり必要なんだろうというふうに私は思います。後からバイオマスの話も出てくるんですけれども、これは今までの石炭を初めとするエネルギーやウランを燃料とするエネルギーのあり方が根底から崩れたという状況に入ったわけなんあります。石炭、石油等もいろいろな問題があって、地球温暖化とかいろいろな問題が出てきて、それにかわるものとして原発が、原子力エネルギーが出てきたんありますけれども、これが全くのだめなものであったというのは目に見えてきたんありますから、これから、循環させるという理念を持って、これから再生する飯館村の基本理念にやはり原子力エネルギーではだめなんだと、我々はこの自然を相手にした循環型の再生エネルギーで行くんだということをきちっと国や東電に提案するにしても、この原発に対する考え方をきちっと私はしなければならないなと思っているんです。そういう意味で、この循環型再生エネルギーを進めるためにも、やっぱり村長もこの辺で1つ上に立って、この原発に対する我々の理念、そういうものを強く打ち出すべきだというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） いざ原発事故で村民をこのような大変な思いにさせられたというか、なってしまったということを考えますと、少なくとも、初めて、余り考えもしなかつたいわゆる原子力発電所というところに、いろいろな思いは、考えが深まりました。つまり、万が一事故が起こればこれほど危険なものであったということ、さらに、残念ながら事故が起きてしまえば人間の手ではそう簡単に覆えるものではないというものであります。したがって、この大変さをほかの人に、次の世代に引き継ぐべきではないというふうに思っておりますから、少なくともやっぱりこれほどの危険なものは少なくしていい

ただきたいというのは、もう全く同じ思いであります。ただ、脱とかあるいは卒という話になりますといろいろな問題があるんだろうと思います。例えば脱原発を打ったドイツもかなりいろいろ大変な思いをしているようではありますし、また、いろいろなことが考えられるだろうというふうに思います。ですから、私のような小さな自治体の中で、少なくとも、先ほどのバツかマルかの話ではないですけれども、そういう話よりは、これほど危険なものは次の世代に少しでも少なくしていくということが、やはり国全体として、国民全体として考える、その上でどうするかということはもっともっといろいろな議論があってしかるべきではないのかなと、そんなふうに思っているということで、少なくとも、これほどの危険なものは少なくしていくべきだということはありとあらゆるところで話をさせていただいているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 前の総理大臣の小泉さん、フィンランドのオンカロに行って、たまげちゃったんだそうだ。最終処分場なんですかね。あらゆる技術を駆使して520メートルぐらいのところに埋めるんだそうですが、それは可能なんだそうです。問題は、10万年それを管理しなければならない。10万年の間に誰かに掘り起こされたときどうすっぺというのが、今の最大の課題なんだそうです。これほどとんでもないものを我々はつくっちゃったというふうになって、脱原発を言うようになったんだそうです。保存もできる、処分もできる、でも10万年間、ここを誰かにやがて掘り返されたらどうするんだという、その技術を今やっと考えているそうなんです。そんなことをしたら話にならないべというものが彼の最近の持論になっちゃったんですけれども。

そういうのを考えれば、原発はやっぱりこの辺でやめるというのは当たり前だし、10万年間、掘り起こされないようにするにはどうしたらいいべなんていう、そんな話、考えるも何も大変なことなんだよな。人類ではそんな成果、出せるわけない。そこに今、向かっているんだよな。だから、可とすればそれは出てくるということなんだな。この辺でやっぱり我々、原発被災者も考えるべきではないでしょうかと私は思うんですけども、もう一度お願ひします。

村長（菅野典雄君） 何せ大変なものであるというのは、もう全く、今回の事故で多くの人がわかったわけであります。ですから、少ないほうがいいわけですし、ないほうがいいのもわかります。ただ、一方で、もっと便利に、もっと豊かに、もっともっとという話で、どんどんと我々の要求は相変わらずもっといい状況を求めていく。その結果、どんどんとまたエネルギーが必要になるわけあります。今、全国に260万以上の自動販売機が24時間動いている、それから、5万店のコンビニが24時間動いている。確かに便利ですが、もっともっとということになれば一方で電気が必要になる、エネルギーが必要になる、でも脱原発。やっぱりそう簡単ではないんだなということを一方で考えながら、少なくとも、これほどの危ないものを少なくするために、我々の考え方、生活をやっぱり切りかえていかなければならぬ。までいライフに切りかえていくということを、日本の20年、30年先にしっかりと植えつけた上でないと、ただただ、脱だ、卒だという話はなかなか理論的に難しいのではないかというふうに思っています。ですから、そういうものをしっかりとと言える、しっかりととした政治家が國に欲しいなど、やってい

ただける方、ぜひ頑張っていただきたいなど、このように思っていますし、我々はこの村の中で、そういう話をやっぱり発信していくということではないかなと、このように思っております。

8番（佐藤長平君） バイオマス、どうするのかなという答弁をいただきました。今、東京電力の電力を使わない、これ、大手でそういう動きに今なっているんだそうです。例えばトヨタ自動車、東電とか中電から電力を買わないで、天然ガスによる熱電併給方式、いわゆる自家発電方式なんですが、トヨタ全体で発電比率30%に達しているそうあります。これは今回の事故の後、こうなったんです。そのほかのいわゆる大手企業も、自家発電の比率を高めています。ですから、飯館村もやっぱり自家発電の比率を、必要なんだというふうに私は思うんですね。灰の問題、それからいろんな問題がありましたけれども、そういう問題は私、小さい問題だと思っているんです。むしろ大きな問題は、この地産地消といいますか、自分の近くから資源エネルギーを持ってきてみずからのところで消費する、つまり、お金も自然も全部循環させる、ここにやっぱり行き着くんだろうというふうに私は思うんですね。ですから、熱電併給、この間もちょっと見てまいりましたけれども、もうどんどん進んでいます。問題は、中間貯蔵施設でその灰をどうしてくれるんだという課題が残っているんですけども、それは小さな問題です。我々が今、次のエネルギーをどういうふうにするのか。私は循環型で、地産地消で、この村を再生していくというのが大きなやっぱり柱だと思うので、この間の答弁もちょっと弱いところ、村長にありますので、それは我々にとっても小さな問題にしなきやならないと思うんです。それをこの原発被災者のプライドにしていかなければならぬと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度も答弁しておりますように、これから再生エネルギーをやっていく、あるいは、いわゆる自前で循環していくということは、そういう大きな会社に限らず自家発電に切りかえていくということは、私も何社か見ておりましてなるほどなというふうに思っております。そういう意味からすると、少しでもそういうことを進めていく、その中の1つにこういう木の、山林の多いところでありますから、木質バイオマス、大切な大切な1つの再生エネルギーだろうなど、こんなふうに思っております。

ただ、今、お話がありましたように、それをやっていくことが大きな問題で、灰をどうするかというのは小さな問題だという話がありますが、これはやはり、国が責任を持つずっとやってくれるというのであればそれはそれでいいんですけども、最終的に自前でということになると、その危険な、今佐藤議員が言われたような、まさにどうしようもないようなものを次の世代に村の中に残していくということになりますので、決して私は小さな問題ではないというふうに思っているんです。ですから、何度も言いますが、三角かバツかマルかではなくて、両方とも大切な問題でありますので、しっかりと向き合いながら、そして、国ほうにその責任としてやっぱりちゃんと管理をするということを確約をとっていくということが、次の世代にバトンタッチする村としての我々の今の大切なことではないかと、このように思っているということあります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 大きな問題って言うんでは、実証事業、やりましょうよ。どういうふうになるんだか。それだって1つの方法。あと、村の再生の中で、大きな問題大きな問題ってやっていくのはいいけれども、現実的な対応もしなければならないんです。今、村内で森林労働者、今年40人から50人集めるようになります。今年と来年、再来年はこの仕事が切れるんです。さっき言った山の中の線量線量って言うと、再来年は森林整備事業も何も飯館村には出てこないです。せっかく村を思い、除染事業にはせ参じたこの人材をいかにつないでいくか、これは私の責任でもあるんですが、つなげなければ私どもの森林組合は休業せざるを得ないんです。ですから私は壊れたテープレコーダーのように言うしかないんですけども、ここはちょっと考えてくださいよ。国がだめだ、どこがだめだと、そのために何もできない、見に行ってきてください、これじゃ進みませんよ。この間も議論しましたけれども、まず、バスは走らせて、走らせた中で考えましょうよ。それでなくてはつながらない。もしそのバスで走っていった先に、これがどうしても不可能だったならば、そのときはやめたって私はいいと思うんですけども、そこまで我々は努力をする必要があるんだろうというふうに私は思います。そして、それは私の責任もあるし、村長の責任もあると思うんです。村の復興のため、もう一度答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） これ、放射能で山林が汚されている、皆さん方が今、一生懸命、何ぼ田んぼ、畑をやっても山が除染されなければだめだべという話をしているわけでありますから、その放射能の山林の被災がなければ、木質バイオマス、何ら問題なく、すぐにでもやっていくということではないかと。現実に森林組合、特別養護老人ホームの、飯館村の山のチップを燃やしてその熱をやろうと、こういうことで進めてきているわけでありますから、何ら問題はない。ただ、残念ながら放射能で山林が汚されていると、こういうことでありますから、40人の雇用も全く大切でありますけれども、次の世代にどういうやはり飯館村をバトンタッチするかというのも考えますと、そう簡単ではないのではないかと。走りながらということでありますけれども、多分、原子力発電所も走りながら考えてきた結果、こういう形になるんだろうと思いますから、決してだめだめだと言って何ら進まないというわけではありませんけれども、もっとやっぱり慎重にすべき、残念ながら、この汚された木ということになると、もっと慎重な中にも、どうやってやるかというふうに考えていかなければならぬのではないかと私は思っているということであります。決してやらないということではありませんけれども、そこをやはり国にしっかりと求めていった上で、こうしますよ、大丈夫ですよと。例えば、30年後に県外に持っていくますよという話、オーケーはとっていますけれども、アンケートをとりますと80%、90%の人がほとんどそれは無理だべという話まで出ているわけでありますから、そういうことも考えながら一方でやっていかなければならぬと、こんなふうに思っているところであります。

8番（佐藤長平君） 灰処理と、多分、炉の話をしているんだと思うんですが、それが一定程度の安全であるというデータは、蕨平に多分出てくるんだと思っているんです。ですから、その辺のデータを中心としてバスを走らせたらどうなんでしょうか。あそこが動く

ことによって、灰処理も何も、ルールだけはできるんです。ただ、新たな除染物といいますか、新たなものを減容化して、それを運び込むというところで返事がないという話だけでしょう。そこは我々は被災者として、山の木を切って片づければ、それだけ線量が下がっていくし、切ることによって山がきれいになっていく、この循環をつくるべきだと私は思っているんです。それなくしては、この村は多分生きていかれないと思っているんです。除染したところだけで経済活動をしていく、生活をしていくというのは。やっぱり村全体の自然を、手入れをしていかなければならないから、そういう意味で今回のこういう状況の中でも、やっぱり間伐をして、なるべく全部、なるべくではありません、全部、切ったものについては運び出して、そして処理して、減容化して、中間貯蔵施設に国の責任で持つてもらおうというのが、我々の村の生き方だと私は思うんです。それなくして、さっきも言ったとおり、だめだだめだだめだと言つていくと、自然を守り発展させるところまでだめになっちゃうんです。ですから、もう一度考えていただきたいなと思うんですがね。

○ 次に移ります。あと何分あるかな、まだまだあるのか。（「27分ぐらい」の声あり）ありがとうございます。

教育委員会に。子供をめぐって質問です。村民というのは、PTAとか保護者を言います。それから、先生、教育委員会、これは教育長を中心として。調和がとれていないのではないか、一心になつてないのではないかという声が聞こえてまいります。この間、全協でも、土曜授業についても、みずから父兄の皆さんや先生にどのような去年の春以降、説明をしてきたんですか、理解を求める行為をしてきたんですかと問い合わせたところ、12月から始まったと。その間、何していたんですか。その間、我々もPTAの代表あたりのお話を聞いたりしてきたんですけども、一向に進んでいない、話ばかりがずっと続いてきて、また土曜授業をやりたいという話あります。それぞれ教育長はまとまったような話をしておるようですが、私のところには別な声が聞こえてきているんですが、この辺については感じておられるのかどうか、この際、伺っておきます。

○ 教育長（八巻義徳君） 今、ご質問いただきました村民と先生方と教育委員会との調和ということに対して、具体的な例を申し上げながら、それから、今までの取り組みをお話しさせていただきたいと思います。

まず、具体的な例としては、直近でありますがきのう、小学校の保護者の集まる会がありました。そこで、保護者のほうから、どうして去年、土曜授業をやらなかつたんですか、やってほしいんですけどもと、そんな話もいただいています。それから、昨年、行政区の懇談会で、土曜日に、おじいちゃんですけれども、孫を見ていたら、何とか授業してくんつえというふうな声もいただいております。それから、自治会の懇談会でも保護者のほうから出ております。それから、一昨日、議会議員の方から、土曜授業についてご心配いただいているというふうな声が学校のほうに入ったようで、学校から私のメールのほうに、教頭先生ですが、こうした資料がありますというふうなメールが届きました。それは、中学校の教頭と小学校の教頭たちが、私たちの子供たちの授業、時間

割から見てどのぐらい土曜に授業時数があれば助かるなということです。それが、3時間掛ける10日間、この時間があると助かるなというふうな資料が1枚あります。それから、もう一枚は、土曜授業で今、飯館の子供たち、こんなふうに生活が変わるといいなという案が、学校でメモしたものが私の手元に届きました。そうした学校現場でも、私ども教育委員会と同じような動きがあるということをご理解いただきたいと思います。それから、保護者からもそうした声が出ていることをご理解いただきたいと思います。

それから、土曜授業のこうした取り組みですが、取り組み経緯については、平成25年の8月から取り組んでおります。そして、9月に、もう25年ですからおととしさですが、土曜授業の検討を確認して、そして、なかなか、避難後初めてだったんですが、5ブロックに分けた保護者説明会をしております。そして、教育を語る会で議論をいただいて、何とかやっていきたいなというようなことでやってきたわけであります。それから、26年度、これは今度、資料を出させて、いつでも資料をお出しできる形になっておりますが、全て校長会、それから毎月ありますが教育委員会、それから、学校運営協議会、かなりの時間を割いて準備してきたのが実態であります。

確かにまだまだご案内が足りないと言わればそれまでなんですが、私ども、こうして全国で今、今年土曜に教育活動をしているのが学校数で5,000です。来年、1万2,000になります。そんなことは余り問題じゃないと思っています。最大の心配は、先生方が、飯館村の子供たちの土曜日、このままでいたら家庭の教育環境の格差が大きくなるよね、土曜日このままにしていいのというふうな問題を解決する1つの手法としてお出しさせていただいている。また、飯館村の子供たち、過ごし方、いろいろあります。ただ、先生方、このままでいいんですかというせっぱ詰まった声もあることは確かなんです。こうして、気持ちのある先生方の何とかしたい、それから、親たちの何とかしようという思いを受けて、こうして準備をしてきたつもりであります。ただ、今言われたように、まだまだ力不足、広報不足の点があろうかと思います。ただ、何とかスタートして、そしてその改善を図りながら、今、飯館村の子供たちが持っている課題……（「まとめて言って」の声あり）子供たちの課題を1つでも解決していきたい、そうした思いで今まで検討を重ねてきた経緯にあります。ご理解いただきたいと思います。

議長（大谷友孝君） 時間、37分までです。

8番（佐藤長平君） そうすると、何の問題もなく土曜授業は運営される、何の心配もないということでおろしいのかどうか。

教育長（八巻義徳君） 何事も、新しく始めるときに課題がないスタートというのではないんだろうと思います。ただ、私ども、今まで学校運営協議会、教育委員会、そして校長会で出てきた課題は、解決しながら進められると、そういうふうに認識しております。

8番（佐藤長平君） 国の教育委員会は、文科省は、この事業、土曜授業をしてもいいよということなのか、しなければならないということなのか、この際はっきり答弁いただきたい。

教育長（八巻義徳君） 2月20日前後に私ども教育長の勉強会がありまして、そのときに文部科学省の大臣も見えておられまして、してもいい、しなくてもいいということではなく

して、してほしいというふうにお話ししております。そして、その判断は村の、あるいは市町村の教育委員会の判断ですと、ぜひこの課題解決のためにしてほしいというふうなお話はいただきました。以上です。

議長（大谷友孝君） 答弁は簡便に願います。

8番（佐藤長平君） 私は、全国的な流れの中で、やっても構わないという判断だそうであります。その中で、福島の教育委員会は月曜日から金曜日までの教科のゆとりを持たせるために、土曜日の授業をやるそうなんです。飯館村教育委員会もそうですか。

教育長（八巻義徳君） 小学校と中学校で若干の差異があるのかなというふうに思います。小学校のほうは、今、議員が言わされたように日課表に一定の余裕を持たせるというふうなことも加味しています。中学校のほうは、私ども、学力に課題を持っているということで、持っている教科の時間数をふやしたいというのがメインかなというふうに思います。

8番（佐藤長平君） 教育委員会の人事権、県の教育委員会にあります。よって、経費、給料等々も県教委の範疇であります。県教委は、あなたの考え方おり、この人事なり予算について承諾をいただいて行っているのかどうかお尋ねします。

教育長（八巻義徳君） 少し誤解があるのかなと思います。土曜授業というのは、土曜授業に出た後に振り替えとなります。それによって、既存の経営資源で運用するもので、新たな予算を既存の職員の場合に必要とするものではありません。

8番（佐藤長平君） 土曜日、働かせるの、全くない。土曜日働かせて、夏休み休ませるだけで、全くないの。月曜日から金曜日までと、土日は違うんじゃないんですか。県教委の承諾を得たんですか。

教育長（八巻義徳君） 土曜授業をするかどうかというのは、市町村の判断であるということが1つであります。それから、土曜日に出勤した場合のその振り替えというのは、その後、または前にとれることになります。したがって、それによって新たな労務費が発生することはありません。（「答弁いいんだな」の声あり）はい。

8番（佐藤長平君） もう一度尋ねます。この土曜授業を進めるに当たって、保護者や先生方やその他県の教育委員会関係者から、何の問題もなく進めることができるということでおろしいでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 議員の言われる「何の問題も」というのが十分に理解できないままお答えしますが、ただ、土曜授業、初めてのことであります。そして、そのときの振り替え、それは教員の勤務の問題、それから子供たちの負担の問題、それから学校の管理の問題、先ほど議員からお話もありましたように、初めてのことですので、少しずつやりながら、そして改善しながらつくり上げていくというのが土曜授業かなというふうに思っております。

8番（佐藤長平君） さっき答弁したべ。やってもらいたい、教頭先生からもやってもらいたい、自治会からもやってもらいたい、行政区からも孫のためにやってもらいたい。全部、異論なくまとまつたんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 大変難しい問題ですけれども、私も教育委員会という1つの組織、チームをお預かりして、多分、議員もそうだと思います。どの組織も、どのチームも、1

一つの心あるいは一丸、あるいは一枚岩というふうなことを目指すものだろうというふうに思います。ただ、その過程の中では、目標は共有できるけれども、その手だての違いとか、いろんな議論は組織としてあり得るんだろうというふうに思います。そのために、教育委員会、そのために学校運営協議会、そのために校長会、そのための職員会議があるんだろうと思います。そうした丁寧なかかわりを持って土曜授業を進めていきたいということであります。

8番（佐藤長平君）もう一度尋ねます。問題なく進められるのでしょうか。

教育長（八巻義徳君）何度も申しわけございません。問題の質にもよりますけれども、課題が出てくればほとんどが解決できるというふうな思いであります。

8番（佐藤長平君）問題が出るのではないかと私、危惧しているんです。そのとき、あなたは責任とれますか。

教育長（八巻義徳君）問題の質によって、応分に対応してまいりたいと思います。（「わかった」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君）暫時休憩をいたします。再開は3時44分といたします。

（午後3時30分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君）休憩前に引き続き、再開いたします。

（午後3時46分）

議長（大谷友孝君）1番 高野孝一君の発言を許します。

1番（高野孝一君）平成27年第2回村議会定例会における一般質問、本日最後となりましたが、通告に基づき、3項目6点について質問を行うものであります。

さて、あの大震災、そして原発事故発生から間もなく4年が経過し、村民の多くの皆さんは5年目の避難生活を余儀なくされようとしております。そのような中、村外に新たな生活基盤を確保している住民の皆さんもとても多くなっていることも事実であります。今回のアンケート結果の帰村の意向について報告がありました。前回と比較して、「戻りたい」が増加して、「判断がつかない」「戻らない」が減少したことになりました。個人的には、「戻りたい」が少なく、「判断できない」も少なく、「戻らない」が増加すると予想しておりました。私は、4年間の避難生活を強いられている今、家族の中でも夫婦の中でも、帰村の意向1つにしてもそれぞれ考えが違ってきてていると思っています。今回、1世帯1名のアンケートでは思いがしっかりと反映されていないのではないかと思っています。27年度、村独自のアンケートに生かしてほしいと感じております。

また、過日、県内50市町村のうち、81%に当たる48の首長が、自治体消滅に危機感を抱いているとの調査結果が報道されました。村にとっては、この原発事故がなくても限界集落について例に漏れず喫緊の課題であったものが、この原発事故により一気に自治体消滅という危機に陥っている状況にありますから、この事故により、早急に対策を講じなければならないと考えているところでもあります。それでは、質問に入ります。

初めに、除染の推進についての第1点目であります、村の復旧・復興の第一歩である除染が計画どおりに進んでいないことが、村民の大きな不安となっています。全ての住民が、除染が適切に行われ、少しでももとに近い状態に戻してほしいと思っているはずですあります。直近の除染進捗状況はどのようにになっているのか、また、平成27年度から先行5行政区に統いて行われる農地除染及びため池、用排水路の除染を含めての課題と対策について、どのように考えているのかお伺いいたします。

2点目は、ガンマカメラを活用しての検証について。

昨年度は、避難指示解除準備区域である地区での検証であり、実績も28件ありました。本年度、本格的な検証件数を踏まえ、どのような結果が得られたのか、そして、今後の方策等についてどのように検討されているのかお伺いいたします。

次に、第2項目の復興拠点の整備についてであります。質問通告後に、去る3月3日の議会全員協議会で現在の状況について説明がありました上での質問となります。

○ 第1点目であります、いいたてまでの復興計画第4版では、深谷地区の新たな拠点エリアは、飯館村再生のシンボルとして、県で進める道の駅、トイレ、駐車場と一体的に、村で進めるまでい館、村営住宅、メガソーラー施設、花卉栽培展示施設等を整備する計画となっております。構想から3年が経過しており、多くの村民はすぐにでも着工してほしい、すぐにでも完成するような期待感を持っている人もおりますし、また、負の遺産にならないようにと思っている人もいるようですが、住民の皆さんには進捗状況がさっぱりわからない状況になっております。さらに、どのくらいの事業費がかかるのか、後年度に大きな負担が残るのではないかと危惧する住民もおられます。したがって、現在の状況はどのようにになっているのか、当該事業の具体的な年度別計画と事業費の概算及び財源の確保等について、どのように考えているのか改めてお伺いいたします。

○ 第2点目として、県道12号線については、現在の除染作業を初めとする復興事業等により、12号線の位置づけはますます重要になっております。特に、車両の通行量は震災前に比較して大きく増加し、交通事故も多発している現況にあります。あわせて、深谷地区は以前から大雨による道路冠水対策の課題、毎年、冬期間の地吹雪等の対策のため、防雪ネットや標識を設置するなどの対策を講じなければ車両通行に大きな障害を生ずる地点もあります。したがって、12号線に接するこの整備事業については、拠点整備区間の4車線化及び全面的な改良工事を図らなければならないと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

次に、3項目目の村内における営農再生に向けてについてであります。ここで「営農組合」と通告しておりましたが、「復興組合」に訂正願います。

第1点でありますが、営農再開については除染との関係が大きくかかわっており、除染完了後の農地引き渡しに時間がかかって、その結果、農地が荒れている現状から、保全管理対策が進んでいない状況になっています。本年度、当初予算に計画しておりました復興組合及び営農再生支援事業の概要及び今後の方策等をどのように捉えているのかお伺いいたします。

第2点目であります、いいたてまでいな復興計画第4版の中で、営農再開の課題として、営農再開の見込みが知りたい、農業の本格的な再開ができない人の農地利用、若い世代の参入が必要、風評被害が心配、花卉やバイオ作物、水耕栽培への転換が必要、仮仮置き場の撤去が必要など多くの意見があります。短期的には保全管理等も重要な事業であります、当面の農地保全管理のみならず、飯館村の基幹産業である農業再生を中期・長期的な展望に立ってどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。以上であります。

村長（菅野典雄君） 1番 高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染の推進について2つありますが、1番目のご質問でございます。

除染の進みぐあいであります、先行5行政区の二枚橋、須萱、臼石の2行政区については、宅地・建物・農地・森林・道路など、昨年の12月末までの除染対象面積全て完了をしているところであります。それから、3つ、前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚のこの3つの行政区については、除染対象面積の宅地・建物については昨年12月末までの全て完了しております。農地・森林・道路除染については、12月末までの除染対象面積の約56%の完了ということです。次に、昨年の春から進みました14行政区については、1月末現在、宅地・建物の除染は94%完了していると、こういうことであります。

27年度に実施する農地除染の課題であります、26年度の農地除染の状況を見ますと、削り取った後の客土材の流出、流れることや、水田面でのこぼこあるいは客土材のいろいろな石その他の混入、用排水路の除染の未実施などのあるかないかなど、主な課題として挙げられたところであります。これらの対応としては、平成27年度から新たに実施する土壤改良材施肥2回工期の地力回復作業の中で対応する計画になっているということであります。

また、ため池については、国・県などによる池などの汚染拡散防止対策実証事業でのいわゆる底の汚泥の分離・除去試験や、ため池の汚染状況、集水域からの放射性セシウムの流出状況などの調査を実施しておりますので、村としてはこれらの調査結果を踏まえて今後の対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、復興拠点の整備でございます。

拠点整備区間の道路整備であります、現在、道路管理者である県と協議を営々と進めているところであります。協議の内容としては、拠点エリアへの進入に対して、現在の片側1車線のままでは道路交通上、支障が出るおそれがありますから、左右折、つまり、右折・左折のレーンを新たに設ける方向で検討を今、進めているところであります。具体的には、現道の北側の拠点整備区域に食い込む形で南相馬方面へ向かう車線には左折レーン、川俣方向に向かう車線には右折レーンを設けることにしております。なお、区間の4車線化及び全面的な改良については、警察との協議で、この左折・右折レーンで十分対応可能という判断がありまして、行う予定には今のところ、なっていません。ご理解をお願いしたいと思います。また、当該地域の信号設置の予定もございません。

次に、県道12号線において現在進められている改良整備の状況ですが、まず、八木沢ト

ンネルであります。総延長2,345メートルのうち、3月3日現在で915メートルの掘削が終了しております、平成30年早期の供用開始を目指して工事が進められているということでございます。また、芦原地内の拡幅改良工事が始まりまして、総延長1,250メートルで進められておりまして、これは平成28年の3月完了の予定と聞いているところでございます。

以上でございまして、他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

除染推進課長（中川善昭君） 私からは、ご質問2の2点目のガンマカメラの検証結果及び今後の方策等についてお答えいたします。

○ ガンマカメラの検証につきましては、平成25年度から二枚橋地区の宅地除染を完了したところから実施をしております。今年度は当初、890件のガンマカメラの測定を計画しておりましたが、天候の影響による除染のおくれや除染作業の出来形検査のおくれにより、410件程度の完了を見込んでおります。ガンマカメラ測定を全世帯終了しました二枚橋、須萱行政区及び臼石行政区においては、全世帯にガンマカメラの検証結果を郵送しながら、住民の方々をお集めして報告会を開催しております。

検証結果の状況ですが、2行政区において、地上1メートル高で最少が0.13マイクロシーベルトで最大が2.76マイクロシーベルト、1センチ高で最少が0.12マイクロシーベルト、最大が32.2マイクロシーベルトの箇所が確認されました。その原因としては、雨どいの水みちや犬走りのコンクリート、アスファルト面の亀裂に流入した箇所が主なものでありました。これらの検証結果については、環境省と情報共有を図り、現在進めているフォローアップ除染の参考値にするよう要請をしているところでございます。

○ 今後の方策等でありますが、この事業は県補助金を財源としており、平成25年から27年度までの3カ年の補助事業の内諾を受けております。村としては、除染の検証と除染後の放射能の状況を知っていただき、村民の安心につながることを目的に実施しておりますので、平成28年度以降も除染の完了した全世帯の測定が実施できるよう国に要望してまいりたいと考えております。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、2点目の深谷拠点の年度別計画と概算事業費及び財源の確保についてお答えをさせていただきます。

深谷地区復興拠点整備につきましては、復興のシンボルとなる一大事業であり、再生可能エネルギー利用や産業の復興、雇用の確保、交流人口の拡大などさまざまな要素を一体的に整備するため、現在、事業を進めているところでございます。初めに、全体的な進捗についてであります。まず、整備用地の確保については村が用地買収を行うこととしており、これに係る地権者同意につきましては、現在、計画が進行中の太陽光エリア及び道の駅までい館、復興村営住宅、花卉栽培施設、公園エリアについて地権者説明会及び当該深谷行政区の全体会、さらには地権者への個別訪問を通して、ご理解を得られているものと認識しております。

次に、用地買収のための転用許可については、拠点エリアは予定地全てが第1種農地であるため、村が用地を取得するためには農振除外、農地転用を行う必要があります。こ

ちらは、県の復興整備協議会に諮り、順次許可を得ることとしております。このほか用地の全体的な測量業務、地質調査につきましては、道の駅の建設について協定を結んでおります県が行う測量も含め、平成26年度中におおむね終了の見込みであります。

ご質問の年次計画などにつきましては、さまざまな計画が予定されていることと事業規模が大きいことから、全てを一度に進めることは難しいため、拠点エリアを大きく3つに分け整備計画を立てております。

初めに、西側の太陽光発電エリアにつきましては、農振除外及び農地転用のため、平成27年3月27日開催の復興整備協議会に諮り許可をいただく見込みになっており、平成27年度に入ってから地権者と土地の売買契約を取り交わし、その後、パネル設置のための造成工事を行う予定であります。造成工事に係る費用は約7,300万円を見込んでおり、財源は一般財源を充当したいと考えております。

また、太陽光パネルと発電施設の整備については、昨年6月に設立しましたいいたまでいな復興株式会社が行うこととなっており、現在、実施設計及びパネルの設置工事について業者の選定及び見積もり微収を行っております。工事はことし12月には完成予定で、こちらは国の凡例で事業補助金を使い、事業費の3分の1を補助金で賄うこととしております。

次に、エリア中央の道の駅までい館エリア及び復興村営住宅、さらには花卉栽培施設及び公園エリアについてであります。まず、道の駅までい館につきましては、平成29年3月、供用開始を目指し、現在、基本設計が進められております。平成27年度は用地取得を初め建物の実施設計まで行う予定であります。関連する事業費見込みとしては、用地取得に約4,085万円、地質調査に約350万円、造成設計業務に約2,300万円、給水管敷設実施設計に約250万円、までい館の実施設計に約2,822万円となっており、こちらは福島再生加速化交付金を充て込むほか、駐車場やトイレ等の道の駅整備に係る部分は県との案分予定であります。そのほか、不足分については過疎債を充てる予定でございます。

また、このほか、住宅、花卉、公園エリアにつきましては、現在、土地の利用の最終調整を行っているところでありますて、全体の造成工事は道の駅までい館と一体で進めたいほかは、供用開始時期は未定でございます。さらに、これら整備に要する財源としては、できるだけ国・県の復興関連予算を獲得できるよう引き続き協議を進めてまいります。

次に、拠点東側エリアにつきましては、現時点では具体的計画は定められておりませんが、必要に応じて順次、整備を進めていく考えでございます。

最後に、東側エリアを除く今後の全体事業費概算についてでありますて、現在の試算で用地取得費が約2億100万円、土地の造成に係る費用が約6億3,400万円、建物に係る費用が約20億3,700万円、合計で今のところ、約28億7,200万円でございます。以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、村内における営農再開に向けての2つのご質問にお答えをいたします。

1点目の営農再開の現在の取り組みと今後の方策についてでありますて、国の営農再開

支援事業の事業主体として村内に農業復興組合を設立することが求められておりまして、村では昨年4月に二枚橋、須萱地区を皮切りにいたしまして、伊丹沢と小宮、長泥のモデル除染区域、先行除染区域である大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の各行政区と順次、事業の説明会を開催し、現在、行政区単位で組合を設立していただくよう協議を行っているところでございます。営農再開支援事業は除染終了後、営農再開までの準備期間に実施する農地の除草や耕起、地力増進作物の作付等の保全管理の経費に対し、10アール当たり3万5,000円を限度として支援が受けられる制度でございます。また、これとは別枠で鳥獣被害防止対策や作付実証等を実施することができます。村といたしましては、本事業のほか、平成27年度から多面的機能支払交付金事業に移行します農地・水・環境保全向上対策事業及び中山間直接支払交付金を活用して、農地及び農業施設の健全な維持管理に努めていただくようお願いをしているところでございます。

○ 村から行政区のほうにお話ししておりますのは、まず、ご自分で管理ができる方はご自分で管理をお願いしたいということ、次に、地区の復興組合に管理を頼みたい方については組合で保全管理をしていただきたいこと、組合でも管理できない農地については村とご相談をいただきたいという趣旨でございます。また、高齢化や離農等の要因でみずから管理できない農地がふえることが予想されますが、村といたしましては、復興計画に示されている農地管理会社のような組織づくりも並行して進めていきたいと考えているところでございます。

○ 次に、2点目の今後の農業再生の展望についてであります、いいたてまでいな復興計画第4版には「農地・農業の再生方針」との項目が設けられ、第1段階で営農再開に向けた方針を検討する、第2段階で除染後農地の適切な維持管理を行う、第3段階で試験栽培や地力回復に取り組むとの流れを経て、第4段階で本格的な営農再開を実現するという農業再生までの流れが示されております。ただ、本格的な営農再開までには中間管理機構等を活用して農地の集約化、集落営農等の営農体制の再構築、作付種目の選定、放射線検査体制の整備、風評被害対策等課題が山積しており、こうした課題に総合的・継続的に対応していくため、村独自の農業支援制度について国に要請していくとの方針が示されているところであります。

村といたしましては、間もなく取りまとめられる復興計画第5版の答申も含め、計画の具体化のために、平成27年度において営農再開に向けた村民及び関係機関、有識者による検討会議を発足させることとしており、この会議を核として農業再生の手立てを構築してまいりたいと考えております。なお、帰村と同時に営農を再開したいと希望している農家もありますので、村としてもできるだけ希望農家の意向に沿って円滑に支援できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

1番（高野孝一君） 再質問になります。除染の進捗状況の答弁がありました。平成26年10月現在の状況と比較して、先行5行政区、そして14行政区とも、急ピッチで除染が進んでいることがわかりました。しかし、除染のおくれについては答弁がありませんでした。この除染のおくれに対して、村ではどのように評価しているのかお伺いいたします。

除染推進課長（中川善昭君） 除染のおくれということでございますが、当初、国のほうで全

体の工程を示されたものにつきましては、準備工が必ずあるということがありまして、例えばそれぞれの行政区のほうの現場事務所の設置とか、あとは事前のモニタリング調査、そういうものを終えてから、あとは、そういう現場事務所の除染をしての設置という部分がありまして、それらが入るのが全て4月の半ば以降になってしまったということです。というのは、去年の2月の大雪の残雪がありましてモニタリング調査ができなかった、あとは、田んぼ等に設置をする際に土をいじることができなかつたということで、約1カ月間のおくれがあつたということです。作業員を投入するのも、そういう各行政区の拠点ができないと、駐車場、休憩所等もないとだめだということもありましたので、そういうことで約1カ月のおくれが出てしまったということでございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 今、事務所の設置、残雪の関係等々でありますけれども、それだけの要因で、当初、5行政区は3月いっぱいということでありますけれども、その他の要因についてはどのようにお考えでしょうか。

除染推進課長（中川善昭君） 大きな要因としては、先ほど言いました残雪があつたかなというふうに思っております。あとは、梅雨時期、あとは集中豪雨が3日も4日も続いたというようなことがあります。そのようなときは、やはりその後の1日、2日間は農地関係に入れなかつたということもあります。やはり天候によるおくれもあったというふうに認識しております。

1番（高野孝一君） 天候不順、これはどうしようもありませんけれども、当然、作業人員の不足、秋口以降になって、土取り場の客土の不足とか砂利や砂などの不足というのは、やっぱり計画の甘さがこの除染のおくれの要因になっているんじゃないかという気がしています。そういう資機材の不足という点については、工程会議の中ではどのように協議されているのかお伺いします。

除染推進課長（中川善昭君） まず、資機材関係でございますが、客土材を村内で5カ所ほど取っておりまして、その近くの行政区に搬入していたということと、あと、村のほうでは中学校裏に客土材を取る土取り場をつくっているということでございます。それで、農地除染が進みますとどうしても客土材を入れて覆土をするということでございましたが、実は8月に二枚橋、須萱で石まじりの客土が見つかったということがあって、こことしの6月以降では、土取り場であるい分けをするということでの時間もかかっているということもあったりしまして、若干おくれ気味に入っていたということでございます。あとは、客土材、それでも足りないということで村外から入れておったわけですが、やっぱり村外の客土では嫌だと拒否された地権者もいたということで、内部の需要が高まってそこに間に合わなかつたというのも1つの原因となっております。

1番（高野孝一君） 次に、除染の作業体系でありますけれども、先行5行政区の中で前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚の3行政区で残っている箇所があります。そして、14行政区の本格的な農地除染が始まります。27年度は引き続き、5JVが、7つのグループ編成により除染が行われるのかお伺いいたします。

除染推進課長（中川善昭君） 27年度の工程の関係につきましては、あす、議会のほうに全協

という形でお話ををしていきたいと思いますが、今のところ環境省から聞いている内容をお話ししますと、まず、3つの工事で行うということでございます。まず1つは、昨年度の残っている住宅関係周り、あとはフォローアップ除染を、1つの工事、これは25年からの繰越工事の中でやると。14行政区の農地については、あと3行政区の残っている農地については、2月に業者が決まった部分で、2つあるんですが、その1その2という工事の中でやっていくということで、農地除染については2つの工事、14行政区をまた東西に分けた部分と、あとは住宅関係、フォローアップ除染等は、昨年の引き続きの工事ということで、3つの工事の中でやると。ことし、14行政区は7グループに分けてやったということあります。来年度の農地についても、当然分ける中であります、グループ等についてはこれから今業者のほうで、作業員確保のほうで決めていかれるという情報を得ております。以上であります。

○ 1番（高野孝一君） 3つの工事で行うという答弁がありました。実施に際しましては、工事別、ブロック別で除染工事に差のないように実施してほしいというふうに思っています。

それで、26年度は作業員の確保が秋以降、最大で7,500人を超える態勢で除染を行った経緯があるようですが、新年度の作業員態勢はどのようにになっているのかお伺いします。

除染推進課長（中川善昭君） まだこれは、今現在、大成JVさんがそれぞれ動いている状況ですので、何人が集まっているかというのはこれから部分でございまして。ただ、今の工程の話の中では、住宅関係、残った建物・宅地ですね、これをやる部分は6月までの約束をしておりますので、国としては6月までには2,500人をピークにしながらやっていきたいという話があります。あと、農地について2つの工事が出ておりますが、これはピーク時でそれぞれ2,500から2,800人程度を集めて作業をしていきたいという話でございます。飯館村、冬場がどうしても作業ができないということがありまして、大成JV等も作業員を離してしまうと現状があります。これから集めるにも、すぐさま態勢がとれるかという部分も、企業努力のほうで頑張っていただくということでございます。以上であります。

○ 1番（高野孝一君） 今、7,500から7,800人態勢で実施するというようなことではありますから、やはり計画と現状に差がないような態勢をしていただくよう、工程会議で協議していただきたいというふうに思います。

次に、除染の課題と対策についていろいろ答弁がありました。相談、苦情と捉えている件数、これまでどのような状況になっているのかお伺いいたします。

除染推進課長（中川善昭君） 昨年の4月から除染が本格的に進むということで、役場本庁のほうに除染推進課というふうに新設していただいて、住民の方々の「除染110番」ということでいろいろな苦情・相談等を受けております。2月末までで331件ほどの連絡をいたしております。そのほかにも、ここには、対応処理簿というような形で残している件数であります、直接、JVのほうに行っている部分もあるかもしれませんし、それから見れば400件ぐらいは苦情等がその見方されているのかなというふうに思っております。

1番（高野孝一君） 今、件数の答弁がありましたけれども、これらの課題を少しでも少なくするために、私は除染を監視する体制の強化、いわゆる監視員の増員を図るべきだと

考えております。村ではこの監視対策について、どのような見解を持っているのかお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 7,500人、去年入ったわけあります。6,000人の村に。確かに監視体制というのは必要だろうというふうには思いますけれども、とてもこれだけ大勢が入ってありとあらゆる現場ということになりますと、もう幾ら監視人を置いても、何ていいですか、全て見通すという話にはならないだろうと思います。したがって、やはり業者のほうにきちんとしたモラルを守るということをさらに、去年以上、いろいろなことがありましたから、それをやっぱり進めていきながら、そういう中でスタッフのほうもいろいろ村のほうも考えていかなければならぬだと思いますから、そういう中でやっていくという形ではないのかなというふうに思っております。なかなかパトロール隊が幾ら行ってもとても追いつけないのではないかなというふうに思いますが、それぞれのモラルに頼っていきたいと、このように思っております。

1番（高野孝一君） 私も対策として、1つ目には、行政区ごとに除染監視員を配置してはどうかというふうに思っています。2つ目として、国からの除染の入札業者、いわゆる共同企業体JVのもとに、適切な除染作業の監視と、課題を早急に解決するための専門部署を設置して、それ相応の人員を配置して、すぐやる課みたいな業務の推進がやっぱり業者の使命であり、これが早期の苦情・相談の減少につながるものというふうに思っておりますが、再度、見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 監視も必要だというふうに思っておりますが、結構、よく1年間を見ますと、いわゆるそこのいろいろな人たちとの信頼関係の中で除染が進むというのもあるなという気がします。それを、やはり監視することによって頭から何か取り落ちはないか、ごまかしはないかという話が果たしていい形になるかどうかというのもあるだろうと思います。ただ、少なくとも、何せしっかりとやってもらわなければなりませんので、そういう意味ではもっともっと密にしてしっかりとやってもらうように、去年以上にやってもらうように努力をしていきたいというふうに思っております。

1番（高野孝一君） せめて工程会議で要望していっていただきたいというふうに思っております。

次に、本年度実施したため池の放射線物質除去の実証実験については、これからだというような2番議員への答弁がありました。国ではため池の放射性物質対策については、営農再開、農業復興に向けた対策は農林水産省、生活圏の空間線量の低減に向けた対策は環境省と分かれているので、ため池の除染1つにしてもややこしくなっております。農水省が昨年11月にため池の放射性物質対策技術マニュアル基礎編というのを示しておりますが、これをよくよく調べましたところ、対策の実施のための積算や施工については年度内に取りまとめる予定であるとのことでしたので、引き続き、村にあっては、ため池等の除染を実施していくよう要望するよう求めるものであります。

次に、除染の課題と対策の答弁にもありました。農地除染後の引き渡し方法が変わったわけあります。農地除染後、ゼオライト、カリ、リンを散布して、耕起を2回行った後に引き渡しをするということであるようです。当然、先行5行政区から実施すると

なりますと、今、除染が終わったばかりの17区、12区、11区の農地が、今回の耕起、2回の耕起がおくれるとまた荒れてしまうことが懸念されます。復興組合等にこの事業を委託して実施すれば、作業能率も上がるしっかりとした作業が可能であり、ひいては引き渡しが早くなり、さらには地元に事業費が還元されるという効果もありますので、業務を引き受け可能な復興組合に委託するような考えはないのかお伺いいたします。

除染推進課長（中川善昭君） 今、お話しいただきましたように、前の除染は剥ぎ取って客土で終わってしまうと。あと、引き渡しの時期もおくれて、草ぼうぼうで管理ができなくなっているというのが二枚橋、須萱、白石がありました。やはり農家の方々にすれば、環境省といえどもやはり次に営農再開ができるような形で引き継ぐべきだべという話をいただいておりまして、いろいろ交渉する中で昨年末にその方向性が決まって、27年度から地力回復作業まで入ってきたという経過でございます。それで、今、その作業の設計につきましては、今回の除染工事の中に入っているということでございまして、そこからどのような形で委託ができるのかという部分も今後の話になるかと思います。いろいろ私自身も、考えてみると、バックホーとかそういうもの、ダンプについてはリース会社がたくさんありますから調達ができますけれども、例えばトラクターとかになれば、やはりこれは農家の方々の力をおりないと難しいのかなという思いをしております。この辺についても、村民の方々がその除染作業の中でどういうような形で仕事ができるかという部分もありますので、これらについても今後、早急に協議をしていきたいというふうに思っております。今言いましたように、復興組合への委託という部分も検討した部分もありますが、国としてはなかなか難しいかなという話もいただいておりますので、また違う角度から検討してみたいというふうに考えております。以上であります。

1番（高野孝一君） ゼひ、やる気のある復興組合もあるわけですから、そのような方向になるように協議していただきたいと思います。

次に、ガンマカメラの検証結果、今後の対応については、先ほど2番議員からの質問に答弁がありましたので省略いたします。今後とも、少しでも安全・安心確保のためにもしっかりと検証に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、深谷地区の拠点整備についてであります。いろいろと答弁がありました。全員協議会でも説明がありましたが、整備区画を3つに分け、初めに太陽光発電エリア、次に道の駅までい館、その後、住宅、花卉、公園エリアは未定との答弁がありました。それぞれ、各種申請を初め土地の取得や測量、地質調査、盛り土、各種施設の設計、そして建築等までには数年の期間が必要であることは承知しております。特に、最初の造成工事に至ってはどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 造成工事につきましては、太陽光の造成工事かなというふうに思いますけれども、ご承知のとおり、太陽光につきましては、全国的にといいますか、補助事業がございませんので、その分につきましては、ご答弁いたしましたように一般財源でやらせていただきたいといった内容でございます。

1番（高野孝一君） 質問の趣旨は、この整備拠点全体の造成工事、盛り土をどのように検討

していくのかという質問であります。

総務課長（中井田 榮君） 前にもご説明しているかと思いますけれども、造成工事につきましてはできれば一体工事でというようなことで進めてきたわけでございますけれども、当初、復興交付金、40事業でなかなかできないということもあって、国のはうはそれを受けて、福島再生加速化交付金というようなことで進めてきたわけでありますけれども、なかなかそれでも造成、一体的な工事もできない。さらに、1月に新聞に出ましたけれども、帰還環境整備交付金というのが新たにさらにこの加速化交付金に追加されたわけでありますけれども、これは新聞を読んでみると、造成も、さらには土地の買収も、あと建物も一体的にできるというようなこと也有って大変喜んだわけでありますけれども、これも国のほうの説明を受けますと都市計画がないとだめだというふうな条件がある。じやあどこが該当するのかというと大熊町の大川原地区しか該当しないというようなこともあって、全体を見ますと、これからほかの市町村も拠点整備を進めるというようなこと也有って、全体的、一体的な造成、さらには土地の買収も含めて現在、要望しているところであります。現在、復興庁、復興局、県、さらには村も含めて、3人4脚で具体的な事業費を出しながら、どの事業で事業ができるのか、さらに、財源の手当てはどうできるのかというようなところを現在、検討をしているところでございます。( )

1番（高野孝一君） ただいまの件も質問しようかと思っておりましたが、答弁いただきました。

それで、太陽光発電エリアの部分ですが、私は、当初計画では太陽光発電施設については飯館村の農村風景を生かしながら設置したいとの話であったように思っております。現在の水田の高低差を利用し、課題も、降雪や積雪を考慮して高くしてパネルを設置するということで理解をしておりました。本年度予算で7,300万円の造成工事を計上しておりますが、今後、売電価格が下がる傾向にあり、また、きょうの新聞の報道にもありましたように、電力会社が事業所からの発電抑制を要請できるような環境もあります。そして、今後の収入が不透明になってきている状況を考えますと、造成工事は必要ないんじゃないかなというところもありますので、再度、見解をお伺いいたします。( )

総務課長（中井田 榮君） 第4版ではご承知のとおり、先ほどの議論にもありましたように、原発災害を受けて、エネルギー面での自立した地域づくりのシンボルというようなことで、太陽光発電をというようなことで進めさせていただいております。出た売電収入については、新たな復興に使わせていただくというようなことでございます。今ほどの一体的な整備の中で、第4版にありますように、17ページにありますように、景観を壊さないように、さらには、下で農業ができるような形にというようなことでまとめさせていただいたんですけれども、その後、あそこは、議員さんからもご指摘あったように、風も強い、西風も強いというようなこと也有って、その後、検討しまして、現在は20度角で、低いほうが1メートル、高いほうが2メートルの高さでおさまるような形で、あと、ここは20度の角度で現在、整備をするような形で進めております。ご承知のとおり、あそこ、2.1ヘクタールほど減ったわけでありますけれども、2メガから現在1.5メガで検討をしております。さらに、減ったことによって、までいな復興株式会社とも検討

しましたけれども、20年で20億の利益が出るというようなことで、割りますと1年間に1,000万程度がそれでも利益が出るというようなことでありますので……。失礼しました2億が出るというようなことで、20年で割りますと年間1,000万の利益が出るということで、その部分を充ててまいりたいというふうに考えております。

1番（高野孝一君） 了解しました。

次に、復興組合ですが、現在、行政区単位で復興組合を設立していきたい、いたたくよう協議中であるという答弁でもありました。その復興組合の規約案を見ると、地元の農業者しか入れないような内容になっているように思います。今の状況の中では若い人が農業に従事していただくことが大変難しいのかなというふうに思っていますし、やはり中高年者にもう少し頑張っていただか必要があるとも思っております。しかしながら、このような大変な時期だからこそ、村外の方が応援隊として来ていただけるかもしれませんし、会社を定年退職して農業の仕事をやってみたいという人が村内外にいるかもしれません。そのような人が復興組合の構成員として参加できるような取り組みにする、そして、積極的に復興組合員の募集のPRもしていくということも1つの方法だと考えますが、いかがでしょうか。

○  
村長（菅野典雄君） 大賛成です。ぜひそうやって大勢来ていただく中で、みんなで復興していくということだと思います。村民だけが、あるいは地区の人だけがというのもいいと思いますけれども、そういう人たちに来ていただければ、ぜひ広い心で受け入れていただければというふうに思っております。

1番（高野孝一君） 時間がないので。復興組合にしましても、今後、農地管理会社を組織するにしても、有害鳥獣駆除対策、特にイノシシへの対策は大きな課題であると思っています。農地はもとより住宅地まで進入し、ところ構わず引っくり返している現状に、住民の皆さんももとより実施隊の皆さんも苦慮しているようです。駆除の方法の1つに、電気柵の設置やネット柵の設置が有効だという話も聞いております。これらの設置も含めて、営農再開に向けて有害鳥獣駆除対策を村としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○  
復興対策課長（愛澤伸一君） イノシシの対策については、村としても大変苦慮しているところでございます。現在、実施隊、26年度18名で活動しております、こちらの方々は村の獣友会のほうからのご推薦を受けて村で任命しているところでございます。獣友会全体としては現在28名の在籍ということで、銃あるいはわなの狩猟の免許を持っていらっしゃる方は28名いらっしゃるということでございます。こういった方を広く今後、活用をして、といいますか、ご協力いただければありがたいなというふうに思っているところでございます。また、これまでに村のほうでも箱わな40器ほど購入してございます。こういったものを活用してまいりたいと思っております。

あと、今ほど議員からもおだしありましたが、営農再開支援事業で電気柵、ネット柵の設置支援が見込まれておりますので、圃場全体を囲むといいますか、あるいは、山際に設置して圃場においてこられないような対策をとるとか、こういった事業を積極的に地区で活用していただければありがたいかなというふうに思っております。また、先ほ

どの銃の関係でございますが、県の事業の中ではハンター養成のための試験費用を助成する制度もあるというようなことも聞いておりますので、今後、こういった資格をお持ちの方をふやしていくという方策も考えられるかなと思ってございます。以上です。

1番（高野孝一君） ある市においては、市が電気柵を製造する会社と契約しまして、電気柵を要望する農家には無償で配布する方策をとっていると聞いております。当村も次年度以降、同様の方策をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） ただいま申し上げましたとおり、既存の営農再開支援事業の中で、電気柵について自分で設置する場合はメーター当たり130円、業者に頼む場合にはメーター当たり340円という単価が示されております。また、これとは別に、いわゆるフェス、ネットについても、業者委託の場合はメーター当たり2,500円までの支援が受けられるという制度もございますので、こういった制度の活用をまずご検討いただければなと思っています。以上です。

1番（高野孝一君） ゼひ、無償で配布する方策ということで要望したいと思います。 ( )

最後になりますが、農業再生の展望についても答弁がありました。将来的には農地を集約して農業法人化を図り、国・県の農機具の補助事業を活用しての大規模化経営を模索していくかなければならない部分もあるのかなというふうに思っております。ほかでは、大型ハウスによる花卉栽培や野菜工場、JAそうまにおいては当面、飼料用米の栽培を推奨しているようありますし、ある町ではイネ科のスイッチグラスという品種を作付してバイオエタノールへの転換を模索しております。今後、村民及び関係機関、有識者による検討会で協議されるようありますから、村の基幹産業である農業を新たな視点でしっかりと再生できるよう協議していただきたく、要望して質問を終わります。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時5分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月5日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友考

同 会議録署名議員 北原 経

同 会議録署名議員 松下義喜

○ 同 会議録署名議員 伊東 利

平成 27 年 3 月 6 日

平成 27 年 第 2 回 飯館村議会定例会会議録（第 3 号）

( )

( )

平成27年第2回飯館村議会定例会議録（第3号）							
招集年月日	平成27年3月3日（火曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣言	開議	平成27年3月6日 午前10時00分					
閉議	平成27年3月6日 午前10時44分						
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一		
職務出席者	事務局長職務代理者 但野正行		書記 菅野久子		書記 今野智和		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘		
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一		農業委員会会长	菅野宗夫		
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子		
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年3月6日（金）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 5番）

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

○ 引き続き通告順に発言を許します。3番 菅野新一君。

3番（菅野新一君） おはようございます。

平成27年3月第2回定例議会に当たり、一般質問を行うものであります。

23年3月11日、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飯舘村は全村避難をして4年を過ぎようとしております。そして、私たち村民は、この4年の長きの年月を大変不自由な生活を強いられながら暮らしてきました。そして、私たちはこの4年間ではいろいろな課題を抱えることとなりました。まずは、仮設住宅などで生活をし体調不良となり、そもそも戻れない人、または世帯間での家族の断絶、分断、その他言ってみれば言い切れないほどの問題を抱えることとなりました。もとの飯舘村には戻れないとは言われていますが、少しでももとの村に、また家族に近づきたいと考えております。

○ 村は、国による本格除染に住環境はことしの6月ごろには全て終わり、残りの山林、道路を含めての全ての除染はまだまだ見通しの立たない状況にあるのではないかと思われます。その除染も課題を残し、除染後の放射線量の値は下がらないところがたくさんあるように見受けられるところであります。決して安全安心とは言い切れない状況であります。そのために、若者は健康の不安を、今は村に戻れないと感じている方が多く、この先いつ戻れるかの見通しも立たず、今後村に戻れないで住民票はそのまま生活をしていく人、またはそうでない人、いろいろな生活パターンが考えられます。私たちは村とともにそれぞれの人に寄り添った支援を考えなければなりません。

それでは、私からは3項目5点ほど質問に入ります。

1番目ですが、除染について。村内の本格除染が終わった宅地、農地、山林、道路全てで目標値に達しない場所（高線量、ホットスポット）は、二次除染の実施をされるのか否かを伺うものであります。

2つ目として、飯舘村は74%が山林である。その山林の除染は実施しないという前回の質問の答弁にもありました。しかし、山林の除染はしないということは村にとって重大な問題である。森林からの放射線が人体に大きな悪影響を与えている。山林の除染をしない

ために線量が下がらないと不安である。国で定める空間積算量1ミリシーベルト以内の目標である農地、宅地だけでなく、住民の追加被ばくをなくすためにも山林の除染は必要であるが、今後村としてどのような取り組みがあるのかを伺うものであります。

3つ目として、除染後の農地は、すぐに引き取りたい方以外は、私たち村民が帰村をし、農作物が安全安心につくれるまで、農地、ため池、用水路、圃場の維持管理は国の責任で行い、その経費は国などの負担とすべきと考えるが、そのことを伺うものであります。

2番目として、今は戻れない人への支援策を。村の3分の1の人口が、除染を終わったとはいっても子供の健康の不安から、今は村には戻れない人たちのため、現時点での支援は。また、第5版までのままでいな復興計画は。そして村民一人一人への支援の拡大は何かを伺うものであります。

3番目として、村民の健康について。県等で健康調査がなされているが、その結果について村への報告はどのようにされ、村ではどのように活用しているかを伺うものであります。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、除染について3点ございますが、最後の質問にお答えをさせていただきます。

二枚橋、須萱行政区では、昨年8月に除染後農地の引き渡しが行われ、一部の農地について、除草、耕起が始まっているところであります。同地区では、農業の復興組合が設立をしていただきまして、平成27年度の農地の保全管理計画についても検討してもらっているところでございます。

ただ、昨年末に環境再生事務所より従来の五センチの客土に加えまして、新たにゼオライト、ケイ酸カリウム、熔リンの土壤改良剤散布と耕起を2回という地力回復メニューを追加して施工することについて説明がありました。これは、これまで私たちが除染で終わりということではないですよという話をずっとしてきたところからもこういう事業が出てきたものと思われます。これにより、除染後の引き渡しまでの工程が増加することから、農地の引き渡し時期につきましても当初計画よりはおくれていくという状況かなと思います。

除染終了後の農地の保全管理につきましては、新たな補助事業として営農再開支援事業が設けられておりまして、10アール当たり最高3万5,000円を上限に経費の助成が受けられることになっておりますので、村では、この制度を活用して営農再開までの準備段階における農地の保全管理に努めていただきたいということを各行政区にお話ししているところでございます。

ご質問にあります、国により農地の管理を行うとの制度につきましては、関係者との協議、調整に多くの課題が予想されます。したがって、既存の制度を有効活用して、農家あるいは復興組合などが農地の管理などを行っていくことで、より円滑な営農再開に迎えるのではないかと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、戻れない方への支援策ということであります。今は戻れない人への支援であ

りますが、平成26年度において、村の学校に通学中の子どもたちとその親の負担軽減を目的に、飯野町に復興住宅を建設するとともに、福島市内に子育て支援センター「すくすく」を開所し、子どもと親のコミュニケーションの場づくりを行ってきたところであります。

子供の健康不安に関しては、放射能に対する正しい知識を持つてもらうためにずっとこれまでリスクコミュニケーションというものをやってきましたし、甲状腺検査、ホテルボディカウンターなどの健康診断検査も実施してきておりまますし、来年度も引き続きやっていくつもりでございます。ほかにも、今は戻れない人への支援策として、広報紙を初めとして村の情報の継続した伝達、あるいは村行事への参加案内、村内外での営農再開、企業再開支援、避難先住居確保に関する国県への支援継続の要望、村外での学校教育の充実、生涯スポーツ、生涯学習の機会の提供などをやっているところであります。特に、子どもたちの行事はできるだけ、今転校している方あるいは村外に居住をしている方にも参加を呼び掛けているところであります。

これまでの実績として、営農再開支援では復興交付金や県単事業を活用いたしまして、24年度から今年度末まで合計50件の方にハード、ソフトを合わせて約4億6,800万円の補助金を使って支援を行ってきたところでございます。営農再開についてでございます。

それから、企業、事業所に対しては国のグループ補助金制度を活用いたしまして、合計105件の企業、事業所に対し、村内外で約14億6,300万円の補助を行い、それぞれの事業再開を支援してきたところでございます。

次に、一人一人への支援の拡大ですが、復興計画推進委員会での協議を踏まえ、現在避難先で取り組んでいる事業の一層の充実を図りながら、村内への仮設店舗の設置や、そこで働く方への支援、あるいは除染後の農地保全、営農の担い手育成のための研修事業など、いろいろな支援策を講じているところでございます。また、帰村時期に向けてこれから準備が必要なものを平成27年度でさらに検討し、このたびつくりました「までいな家」陽はまた昇る基金も活用しながら、きめ細やかに対応していく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

他の質問はそれぞれ担当課のほうからお答えさせていただきます。以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、1の除染についての1点目、2点目について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の、村内の本格除染が終わった宅地、農地等の目標値に達しない場所の二次除染についてでございます。国が平成25年12月に示しました除染計画では、平成28年度末までに、宅地、建物、農地、森林、道路などを除染する計画でありますので、その後の除染計画についてはまだ決まっておりません。しかしながら、国はこの除染計画で長期目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指しており、今回の除染終了後に除染結果を点検評価しながら村とともに次の対応策を検討して、平成29年度以降に適切な措置を講ずることになっておりますので、今後国とその対応策について協議をしてまいります。

なお、ホットスポットなどの高線量箇所については、現在フォローアップ除染により徹底した除染を求めているところでございます。

また、高線量地域の除染については、他の比較的線量の低い地域と同じ方法ではなく、より効果的な除染方法の検討を要求しているところでございます。

次に、2点目の山林除染の今後、村としてどのような取り組みがあるのかについてお答えいたします。山林除染につきましては、議員もご承知のとおり林縁部から20メートルを範囲として実施をしております。現在まで村は国に対し、村民が安心して帰村できる環境づくりが必要と考え、宅地農地等の林縁部20メートルから以遠の里山の山林除染を要望してまいりました。国がいまだに計画を示さない状況を鑑み、村としては、里山周辺について除染ではなく伐採、植栽の森林再生を新たな事業として取り組むよう現在、国、県に強く要望しているところでございます。今年度実施されました村内公有林地での森林再生に向けての実証事業を実施しておりますので、その結果により、森林再生事業計画が早期に出されるよう期待をしているところでございます。

以上でございます。

健康福祉課長（高橋正文君） 私からは、菅野新一議員の県民健康調査の結果とその活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

県民健康調査は、原発事故後の健康管理のため、事故後の最も空間線量の高かった時期における放射線による外部被ばく線量推計を行う基本調査と、当時18歳以下の子供たちの甲状腺の超音波検査、将来にわたる健康増進につなぐことを目的にした健康診査、そして心の健康と生活習慣に関するアンケート調査に分かれてございます。それぞれの調査結果につきましては、委託先の福島県立医科大学より定期的な報告会で説明をいただいております。その結果などに基づきまして、健康相談、家庭訪問、運動教室などの各種健康教室などを開催し、避難先での健康づくりの施策に反映させていただいているところでございます。

今後も県と連携を密にとりながら、村の健康健診などとあわせまして、村民の健康管理等に効果的に活用してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

3番（菅野新一君） 再質問に入らせていただきます。

除染完了後でも、村民の人たちは、線量が高いから今は除染をした後でも帰れないという、草野あたりもっている除染で2回もやつても帰れない、俺らは年なんだけれども、帰りたいんだと、そういう人がいっぱいいるわけなんです。それをしないで29年以降にありますなんていう自体がそもそも人口の減少につながる要因でないかと私は思っております。そのためにも早急に村独自でもやはりやらなくてはならないという姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、その辺をお伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 現在除染を進めておりまして、その状況については、今議員おっしゃるような話も一部聞いています。ただ、今は面的除染という形で、国直轄で国の責任のもとで実施しているということでございまして、やはり国も計画がないと除染なりいろんな事業も組めないということでございます。今回につきましては、何しろ28年度末まで、農地等も含めまして全て完了するというのが国の計画でありますので、まずはそこまできちんと除染をしていただいて、あとその結果については次期の除染の事業等取り組むというふうに国も言っておりますので、29年度以降については、その時点

考えるのではなくて今の状況を見ながら、27年度中に検討しながら28年あたりの当初に29年度以降の考え方を出すという部分も大切ではないのかなと思っております。

今現在できることは、何しろ高いところがあれば、ホットスポット、フォローアップ除染という形で低減を図っていくという方策で進ませていただきたいと思っております。以上であります。

3番（菅野新一君） 除染完了の時期でありますが、除染の線量そのものよりも完了という時期は、放射線量が一定値まで下がって、そしてある程度の仮仮置き場にある汚染物は仮置き場あるいは中間貯蔵施設に輸送して、それで初めて完了というふうになるのかなと私は考えますが、その辺も考えていただきたいと思います。

2番目の山林の関係に再質問させていただきます。

きのう渡邊議員と佐藤長平議員からも出たと思いますけれども、私は、山林の除染はしない、それで「はい、そうですか」では、村はいつになんでもきれいにならないんです、はつきり言って。そしたらバイオマス熱の、または発電所をつくって、その立木を処分しながら放射線の管理をしながら、そして少しでも線量を下げる、それはあくまでも村でやるのではなくて国などの支援のもと、指導のもとでやる、そういう方向でやらなければいつまでたっても飯館村はきれいな村にはならないと思うんですが、その辺もお答え願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） ずっと言ってきたことは、国、東京電力の中で我々のふるさとが汚されたわけですから、その責任で除染をしていただきたいと。現実には今困難区域は除染の対象には入っておりません。近ごろの新聞でも総務大臣が困難区域を全てやるというのは妥当ではないのではないかというような言い方をしています。したがって、非常に厳しい状況の中で我々は少なくとも田んぼ、畑までは全部剥ぎ取っていただきたいということで、その一方でフレコンバックの数は出てきていますけれどもやっていただいているということです。

ホットスポット、その他高いところもありますが、ある程度下がってきてているということでありますから、除染が全て終わるという形は、多分かなりの年数がたって線量が下がるという形にならないといけないんだろうなという気がします。

では、その30年というのは30年待って村に戻ればいいのかというと、そこにはもう誰も戻る人はいないだらうと思いますから、とりあえずできるだけ戻れる人だけ戻って、あるいはこの線量でいいという方が戻ってやっていかざるを得ないのではないかと思っています。

ただ、少しでも除染を二重、三重にやっていただいて下げてもらうということは我々の権利として必要だらうと思いますし、当然というふうに思っていますから、これからもその話はしっかりと国ほうに伝えていきたいと思っております。以上であります。

3番（菅野新一君） それで、きのうも村長はそういうあればやらないというようなではなくてやるという方向で進めないと、村ではやりたいんですけど、ある程度の経費とか損得とかも見られるかもわからないけれども、やっぱり本当に村の場合は75%の山林なんだから、少しずつでも山林の再生を考えながら、第1番目の問題は灰の処分、放射能の管理、それ

を村で後で、線量高い、燃やすこともできない、処分もできない、『そうしたらそれはどうなるのかな』と私は思います。そのためにもやはり早い時期に、今、国が心配している状況の中でいろんな方法を考えなければならないのではないかと私は思っております。

質問を変えていきます。

除染後の農地等はすぐには引き取らないと私は言いましたが、なぜ引き取らない、引き取る人は引き取ってもいいですか?でも、問題はため池、畦畔、用水路、それが除染されていないんです。実際、今南相馬市とか、相馬も含めてですか?でも、山間部から沼のほうから下流にかけて水路除染、今やっているんです。それが、飯館村がやらないで作物をつくろうなんていう考えがそもそも間違いのもとなんです。あと何年かは様子を見なくてはならないと、すぐに渡したら後で責任はありませんよなんていう、そんな除染では何もならないかと私は思うんですが、その点お伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） きのうも若干お話ししておりますが、今の国の除染計画では、森林については20メートル以遠はしない、河川、ため池は今のところ計画になっていないということでございます。環境省の今回の除染というものが、きのうもお話ししておりますが、まずは生活圏を除染するということの考え方で基本的には始まっているということあります。ですから、建物、宅地、農地等、近い周辺の森林ということあります。

それで、環境省のほうに計画がないということで、国の責任ということで今まで国のに要望書なども出しながらそういう経過があった中で今年度からため池の底質の除去の実証事業が始まったという一つの成果もありますし、あとは山林から入ってくる水の状況の調査もしていることもあります。そういうことで、あとは用排水路関係についても、今のところ国で言っているのはU字溝等が入っている水路、水の流れていないところの堆積物は上げるという話もしております。少しずつではありますけれども、いろんな要望要求をしながら前向きに国の方でも捉えるようにお願いをして、一歩ずつは進んでおります。

ただ、やはり難しい部分もあるということありますけれども、何とか徹底した除染なり、安心して帰村できるような村になるように今後も除染の部分を求めてまいりたいと思っております。

村長（菅野典雄君） 誤解を招く可能性がありますので、追加でお話をさせていただきますが、森林の除染、私はいいということを言ったつもりもありませんし、全然要求していないなんていうこともありません。これまでにも何回も森林の除染を要求していますし、そのときに、国が制度をつくりますと必ずそこには制約がありますから、結局は使い勝手の悪いという話になるので、ぜひ交付金という形で20年ぐらいにわたって出していただければ、年配の人たちが戻ったときの生活の糧の一部にもなる、雇用にもつなぎながら里山を少しでもできるという形なので、そういう制度をつくってくれという話はもう何回も、何十回というくらいしています。

残念ながら、大島さんだけはなるほどおもしろい案だなという話は1回言っていただきましたけれども、なかなか国がそこに、わかりましたという話には今のところなっていませんが、これからもそれは言い続けていきます。なにせやはり少しでも山の再生をやって

いかないと将来にわたって大変なことになるわけですから。

以上、お話をさせていただきました。

3番（菅野新一君） 質問を変えます。

2番目の、今は戻れない人への支援策の再質問に入りますが、今は戻れない人たちは、あくまでの自己判断ではありますが、一番は子供の健康、若者は自分の健康を考えて今は帰れない、そういうふうに多分これは県も国もまだ危険ではないのかなというふうに考えておられるのかなと思っております。そのためにも、やはり一番は除染をきれいにし、そしてきれいな村にしていただきたいと考えております。今戻れない人たちに対しての支援は、今後どのような支援を村では考えはあるのかをお伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） これからどんどんと一人一人それぞれの判断なりなんなりでいろいろなケースが出てくるんだろうと思います。アンケートからもある程度の人が今すぐには戻れないあるいは戻らないと決めているというのは出てきているわけでありますから、その人たちにどういう対応をするかというのは、ご質問のように大変重要な問題だと思っております。

まず一つは、やはり一番大切なのは健康を守っていくというのが村として大切なことではないかなと思っていますから、子供さんを中心ホールボディカウンター、あるいは大人もホールボディカウンターなり甲状腺の検査、あるいは健康診断をしっかりと受けただくということがこれから大切なことではないかなという気がします。

それから、どこの時期までかわかりませんけれども、村民への心のケアなりあるいは心身の病んでいる方たちへの対応というのもやっていかざるを得ないんだろうなと思っています。やるべきであろうと思っています。

それから、情報はできるだけ出していくということありますから、一部、いいですよと言う方以外はある程度村からの広報紙であったりいろいろな催しであったりというものを情報として提供していくことも大切だろうと思っております。

それから、いろいろな事業に参加をしていただくというのも、当然連絡をして、それぞれの都合、希望があるだろうとは思いますが、特に子供さん方はぜひ参加をしていただければと思っていますが、今まで同級生といいますか一緒に学んだ方と一緒に行事に参加することによって会えるというのが多分今参加していただいている大きな要因だろうと思うんですが、それがだんだん年がたってきますと、同級生意識といいますか同じ学校意識というのが薄れてくる可能性があるなという気がいたします。ですから、永遠にというわけにもいきませんけれども、ある程度そういうのは深めていくためにもやはりそういう事業が必要なんだろうと思っています。

それから、営農については、今までかなりやってきました。あるいは農業、営農についてはかなりやってきましたので、これからそこをどういうふうにするかというところの個々の相談が出てくるなという気がします。このまま村外でやられるのか、それとも村に戻ってやっていただけるのか、そこら辺を一つ一つ聞かせていただいて、村外の方に何かできるのかどうか。そう大きなことはできないというふうには思いますし、これまでにもかなり、先ほど言いましたように金額的にはやってきておりますから、事業的にもやって

きておりますので、できるだけ一つ一つの都合を聞かせていただきて、できるものは皆さん方と相談してやっていきたいと思ってるところであります。

3番（菅野新一君） それで、第5版のまでいな復興計画、そして村民一人一人の支援はということをお伺いしました。2版、3版、4版、今までずっと村民一人一人に対しての支援をいたしますというふうに文章ではうたっておりますが、実際は一人一人には支援は何があるのかとよく村民に言われますけれども、これも5版ではみんなで差別のない、差別があるという声が大いに聞かれますから、この辺も学校の教育の支援、もちろん、仮設でなく借り上げのアパートの人とか、いろんなあれが違うのではないかというあれがありますから、村としてはやはり同じ村民でありますから、1人の家庭であっても3人の家庭であっても同じような支援を考えながら、不満の出ないような支援を考えなければならないと思っております。

そんなわけで、最後の村民の健康についてお伺いするものであります。

村民の健康調査、原発事故後からいっぱいいろいろな調査をやっているようではあります  
が、最近、県などの報道からすると、甲状腺のがんが1巡目はゼロであっても2巡目は7名が出たなんていう報道がありますけれども、飯館村はどういう報告を受けているのかをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（高橋正文君） 甲状腺検査の結果についてのご質問でございますが、甲状腺検査、まず1巡目の先行検査というのが県で37万人ほど検査をやっている。2巡目が38万5,000人ほどを検査した結果、がんと確定された方が1名、がんの疑いの方が38万5,000人のうち7名出たということでございます。飯館村の検査の結果については、693名が受診しまして、2次検査対象ということで何らかのしこりがあったとか嚢胞があったということで2次検査対象が11名いたということで、その結果は全てがんもしくはがんの疑いのある方はいなかったということでございます。福島県立医大等の検証によりますと、今のところ放射線の影響は考えにくいという検証結果に現在のところなってございます。

3番（菅野新一君） そういうことで幸いだと思いますが、飯館村は原発当初はかなりの高線量で被ばくされたと言われております。そのためにも、前にも出たと聞いておりますが、飯館村独自の被ばく手帳、健康手帳とかそういう発行は一切考えていない、万が一、国や県では原発の影響は何ら影響はないなんて言っておりますけれども、ないというのもわかりません。あるというのも、ないというのもわからない、私たちは。そしてあるというのもわからない。その状況の中でありますから、そういうことも村としては考えなくてはならないのかなと。何もなければそれで本当にいいんです。ただ、まだ4年しかたっていないんです。あと10年後、30年後に何かあったときにどうするんだと言われたら誰が責任をとるのか、若い子供たちとかこれからの人をどうして面倒を見るのかという、そういうあれもないのかなと私は思っています。ただ、それは今すぐにしてくださいなって言ってはいませんけれども、そういうことを考えなくては村民の健康は本当に今だけがよければいいではなくて、やはり後々まで考えなくてはならないのではないかと思います。あとそれはそれでいいです。

一番は、今仮設とか狭いところでお年寄りが体調不良にし、そしてしかして亡くなる

ようなことがなかったかもしれないという人がいっぱいもとに戻れないで困っている方  
もいるということを村では考えながら、今後見てもらいたいと思います。

私の質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも、ご苦労さまでした。

（午前10時44分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月6日

飯 館 村 議 会 議 長 大 石 友 孝

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 飯 木 通 善 二 郎 ( )

同 会議録署名議員 高 晴 孝 一

平成27年3月17日

平成27年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

—

平成27年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）							
招集年月日	平成27年3月3日（火曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成27年3月17日 午前10時00分					
	閉会	平成27年3月17日 午後 2時48分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	2番 渡邊 計	3番 菅野新一		4番 北原 経			
職務出席者	事務局長職務代理者 但野正行	書記 菅野久子		書記 齋藤博史			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
○出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘		
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫		
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子		
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年3月17日(水)・午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 3号 汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議しこれ以上「海を汚さないこと」を求める意見書(案)
- 日程第 3 発議第 4号 飯館村立草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議(案)
- 日程第 4 議案第 7号 平成27年度飯館村一般会計予算
- 日程第 5 議案第 8号 平成27年度飯館村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 9号 平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 10号 平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 11号 平成27年度飯館村介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 12号 平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 10 議案第 2号 平成26年度飯館村一般会計補正予算(第13号)
- 日程第 11 議案第 3号 平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 12 議案第 4号 平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第 5号 平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 14 議案第 6号 平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 15 議案第 13号 飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 16 議案第 14号 までいの村陽はまた昇る基金条例
- 日程第 17 議案第 15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 16号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 17号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 18号 公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 19号 飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 20号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 21号 飯館村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 22号 飯館村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 23号 飯館村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 24号 飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 27 議案第 25号 までいな子育て保健室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 28 議案第 26号 飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第29 議案第27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第30 議案第28号 飯館村保育所における保育に関する条例を廃止する条例
- 日程第31 議案第29号 佐須辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第30号 岩部辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第33 発議第5号 土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第34 閉会中の継続審査の件
- 日程第35 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第36 議員派遣の件



## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長職務代理者に諸般の報告をいたさせます。

事務局長職務代理者（但野正行君） 報告します。

発議第3号「汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議しこれ以上「海を汚さないこと」を求める意見書（案）」が提出者、北原 経議員から、発議第4号「飯舘村立草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議（案）」が提出者、佐藤長平議員から、発議第5号「土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について」が提出者、松下義喜議員から提出されております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況であります、3月5日に議会広報編集特別委員会が議会だより編集先進地視察に係る協議のため開催されております。

次に、3月17日に議会全員協議会が本定例会の議会運営協議等のため開催されております。

次に、会期中の議長公務についてはお手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 渡邊 計君、3番 菅野 新一君、4番 北原 経君を指名します。

### ◎日程第2、発議第3号 汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議しこれ以上「海を汚さないこと」を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第2、発議第3号「汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議しこれ以上「海を汚さないこと」を求める意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番（北原 経君） 発議第3号「汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議しこれ以上「海を汚さないこと」を求める意見書（案）」を朗読をもって説明にかえます。

汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議し

これ以上「海を汚さないこと」を求める意見書（案）

東京電力株式会社（東電）は、2月22日に福島第一原発所において、高濃度の放射性物質を含む汚染水が港湾外へ流出していたこと、2月24日には、2号機の原子炉建屋の屋上部にたまつた高濃度の放射性物質を含む雨水が、港湾外へ流出していたと公表した。

東電は昨年4月に把握して原因を調査しており、1年近くに亘って情報を隠ぺいし続け、

海洋流出を防ぐ措置を講じなかつたことは「海を放射能で汚さない」立場に立っていないし、漁業者・県民を愚ろうするものであり断固抗議する。

汚染水対策を始め原子力発電所の安全確保は、本県復興の前提となる最重要課題であり、原子力発電所事故から4回目の春を迎えることとの再生・復興を前進させているときに許されることではない。

政府が汚染水は「アンダーコントロール」にあり、影響は「ブロック」されているとしたことは、事実ではなく国民を欺くことになった。

問題の汚染水漏れは、1年以上前の平成25年11月に1～4号機の山側排水路に汚染水が流れ込んでいることや、昨年4月以降にも基準値以上の汚染水が流れ出していることもわかつっていたし、報告をうけた原子力規制委員会も何の対策も取らなかつたものである。

1年以上に亘って東電まかせを続け、国民に隠ぺいしておいて、政府が責任を持って管理しているとは到底言えない。

よって本議会は、次の事項について強く求める。

1. 政府と東電は、直ちに対策を具体化し、管理の徹底、排水路・海域のモニタリングを行い原発事故被災者に情報公開をすること。
2. 政府は東電まかせの姿勢を改め、英知を結集して最優先で汚染水対策に責任を果たし、これ以上、海を汚すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月17日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号「汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議しこれ以上「海を汚さないこと」を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「汚染水流出の情報隠ぺいと放置に断固抗議しこれ以上「海を汚さないこと」を求める意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

○日程第3、発議第4号 飯館村立草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議（案）

議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第4号「飯館村立草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議（案）」の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番（佐藤長平君） 議案となりました発議第4号「飯館村立草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議（案）」について、会議規則14条の規定によって提案するものであります。

なお、提出者、私として、賛成者全員ということでございます。

議案の内容については、別紙朗読をもって提案理由の説明にかえたいと思います。

○ 飯館村立草野小学校、飯館小学校、臼石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議（案）

平成26年3月定例議会中の予算審査特別委員会において、飯館村立草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校（村立3小学校）それぞれ3校3校長を、飯館村教育委員会が一方的に一人体制とした経過が明らかになった。

これまでに、村議会と村教育委員会は、福島県教育委員会に出向き、原子力発電所事故災害（原発災害）による全村避難の中、帰村するまでは村立3小学校3校長体制を維持するよう強く要望してきたところ、後日に当時村教育委員会教育長から、県教育委員会より村立3小学校3校長体制を守りますとの報告を受け安堵を覚えていたところだった。

原発災害からの全村避難の中、村民の放射能と避難生活の苦痛を考えたとき、ばらばらな避難住宅地から通学する児童の不安をいくらかでも少なくし、村立3小学校それぞれを子供たちと地域村民の心の拠り所とし、絆を大切にしながら、避難先にあっても子供たちのために静かな教育環境を作つてあげなければならないと考えていた矢先に、村立3小学校を一人の校長にした村教育委員会八巻教育長の判断報告には、大きな驚きであり残念でならなかった。

このような中で、村長は早速、県教育委員会相双教育事務所長に、村立3小学校3校長の復籍を願い出たところ「内示が出てしまった時期に人事を動かすのは、大変でできない。県教委としては、来年度に村立3小学校3校長ということで善処したい。来年度は、要請行動がなくとも大丈夫。」と言っていただいた。と議会全員協議会に村長は報告した。これを聞いた村議会は安堵し、発した村長の責任として村長報酬削減議案と責任の明確化を問う村教育委員会の教育長への問責決議案を議決した経緯である。

しかしながら、今予算審査特別委員会において、平成27年度も引き続き村立3小学校一人校長体制との村教育委員会教育長の答弁に驚いた。われわれ村議会は、昨年3月村議会以後、村教育委員会は、村立3小学校3校長体制の実現に向けて努力してきたものと考えていたが、何の努力もないどころか、その説明を村議会に一切しない中、再び村立3小学校一人校長体制の維持を県教育委員会に働きかけてきたことは、言語道断であり

厳しく糾弾しなければならない。

よって、当村議会は飯館村と村教育委員会に対して、原発災害と避難生活に苦しむ村民に寄り添う立場から、更には新年度から始まる学校再開検討委員会への対応からも、村民が拠り所とする村立3小学校の3校長の復籍を痛切に願い、これらを実現するためのあらゆる努力をするよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成27年3月17日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

以上でございます。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。 ( )

自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号「飯館村立草野小学校、飯樋小学校、白石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議（案）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号「飯館村立草野小学校、飯樋小学校、白石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第7号 平成27年度飯館村一般会計予算

日程第5、議案第8号 平成27年度飯館村国民健康保険特別会計予算

日程第6、議案第9号 平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算

日程第7、議案第10号 平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算

日程第8、議案第11号 平成27年度飯館村介護保険特別会計予算

日程第9、議案第12号 平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算

議長（大谷友孝君） 次に、予算審査特別委員会に付託しておきました日程第4、議案第7号「平成27年度飯館村一般会計予算」、日程第5、議案第8号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、日程第6、議案第9号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、日程第7、議案第10号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第8、議案第11号「平成27年度飯館村介護保険特別会計予算」、日程第9、議案第12号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（松下義喜君） おはようございます。

今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第7号「平成27年度飯館村一般会計予算」外特別会計予算5議案の計6議案について、提出された予算書に基づき、3月10日から12日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、初めに各担当課長等より事務事業及び予算の内容についてそれぞれ説明を受けました。その後、平成27年度各会計の予算書並びに予算説明書、一般会計、各特別会計、当初予算の概要書などの資料をもとに、事業執行に対する基本方針などについて、村長を初め各担当課長にただしました。

審査の観点は、原発事故によって全村避難から4年が経過した中にあって、1つには避難中の村民の福祉向上のため、現在これから継続した健康管理対策をした事業内容となっているか、2つには特に確実な除染が行われ、村に安心して戻れ、安全な生活環境が確保できるような事業内容なのか、3つには各種事業が村民一人一人に寄り添った事業として計画されているのか等について審査を行いました。

質疑の多くはこのように全村民が避難を強いられている中においても、安心・安全な生活を送ることができる事業、そして早期かつ確実な除染の実施並びに復興計画に基づく事業の効果など、各種の事業計画内容が村民の生活環境実態や要望に沿った事業及び予算になっているかなど、多岐にわたり多くの質疑と確認がなされました。

平成27年度事業については、村内拠点の整備、公民館建替建設事業を初めとした復興関連予算が一般会計全体の約60%を占めているものの、復興後の暮らしの青写真を村民に示すには、なお村行政執行部の努力を要するものがありました。

また、学校運営における教育委員会、学校、保護者の合意形成のあり方についても改善が望まれるものがありました。事業執行に当たっては、村民の意見や議会等での議論を軽んずることなく、相互の信頼関係を醸成しながら、適切かつ確実に執行されることを望むものであります。

結論として、各会計とも避難先でも帰村しても安全で安心な村民生活、そして健康維持増進を優先とした事業などが数多く組まれてはいますが、予算執行段階において、より村民一人一人に寄り添った事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の経過を踏まえ採決を行った結果、議案第7号「平成27年度飯館村一般会計予算」、議案第8号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第9号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第10号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第11号「平成27年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第12号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」の6議案について、本委員会は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定したので、飯館村議会会議規則第77条の規定によって報告します。

なお、委員会の審議及び詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご確認くださるようお願い申し上げ、審査の結果のみご報告いたします。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第7号から議案第12号までの各議案に対する討論を行います。討論ありますか。

7番（佐藤八郎君） 議案第7号「平成27年度一般会計予算」について、去る3月10日に予算全体説明をいただき、3月11日と3月12日に各委員より発言あり、慎重に審議しました。

私は、17点について今置かれている村民の立場からこの予算はどれだけ村民への要望、希望に応えるものであるのか整理をし、提案、発言いたしましたが、避難となった要因である放射性物質の状況について村長は村民一人一人考え方方が違うとしながら、森林初め村全域の80%以上の放射性物質が除去されていないにもかかわらず、危険があるが帰村していくような考え方になっていること。さらに、営農再開といいますけれども、土壤の安心・安全も、土壤調査も本当に大丈夫なのか確認もしないでの事業となっていること。

村民は、当初2年で帰れると言われ早期除染もできるとあり、そして4年が過ぎ去ってしまいました。今、村民の要望は健康で安心・安全な生活環境、生活できるインフラ整備、完全賠償や完全除染などあります。

同じ情勢でも村民を分けているように、戻る人、戻らない人、考え中の人とあるのでしたら、村外に土地や家を求める方々への対応ももっとしっかりと居住地で人として生きていけるような支援をすべきであります。人として生きていくのに放射性物質のある生活ではない環境づくり、年間1ミリシーベルト以下の生活が必要なのであります。村独自の調査と安心・安全な生活環境の実現、何よりも村民に対して公正・公平な行政執行をされるよう強く求め、反対討論といたします。

議長（大谷友孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで、討論を終わります。

これから、議案第7号「平成27年度飯舘村一般会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。

よって、議案第7号「平成27年度飯舘村一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第8号「平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第9号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第10号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号「平成27年度飯館村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「平成27年度飯館村介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第12号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第2号 平成26年度飯館村一般会計補正予算（第13号）

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第2号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 33ページにおけるプレミアム商品券販売事業業務、このことについてど

んな活用となるのか、それを取得した村民がどのような方法で使用していけばいいのでしょうか。

39ページの災害弔慰金ですけれども、これは因果関係が問題としてきてますけれども、1年、2年、3年、4年、5年と同じ審査というのが私にはどうもおかしいのではと。私としては、発病は例えば2年目でも使途は5年目になるとか、そういういろいろなことが長期になって考えられると思うんですけども、その辺をお聞かせ願いたい。

41ページになりますけれども、一時帰宅支援業務、1日平均3.5人とかでしたか、この精査理由ですけれども、なぜ200万円余り余ったのか。

43ページにおける子育て支援センター建設工事、これは寄附を受けたからということで大きく減額でありますけれども、この受けた物件は、今後の条件とか何か、幼稚園のように終わった時点でだっと壊して持っていくようなとか、何か条件はあるんでしょうか。

あとは、45ページにおける内部被ばく検査業務、この業務はほとんどNDで、ND以外のことはわからない検査なのはどうか。NDの値に近いのか遠いのか、具体的にどのように検査したことで村民は今後の生活のあり方や何かで、何か考えることがあるんでしょうか。

49ページにおける営農再開支援事業補助金、除染がおくれたために4,700万円余らせていると、この事業はどんな事業を今年度において組んでおられたのか。

51ページにおける中山間地域等直接支払事業交付金が1,623万6,000円の減額ですけれども、これは何を意味するものなんでしょうか。

さらに、61ページにおける電子黒板、これも寄附ということで186万5,000円の減額でありますけれども、内容と今後の活用といいますか、寄附されたものがどうなっていくのか。

63ページにおける未来への翼事業業務、この事業での3カ所の負担はどのぐらいになって、なぜ205万円の減額となるのか。さらには、この事業の呼びかけは対象者全員にきちんとされていたのでしょうか。

65ページの給食センターの消耗品費、これは100万円ですけれども、この減額があっても何ら給食センター運営には問題なかったのか。

以上、伺うものであります。

総務課長（中井田 榮君） まず1点目のプレミアム商品券でございますけれども、これは国の緊急経済対策としまして今回、地域消費喚起型ということで国から国の交付金として1,653万1,000円が歳入として入ってきます。

内容としましては、プレミアム4割増しで商品券を販売しまして、つまり村民に対しまして1人1枚6,000円で1万円の買い物ができる商品券を販売しまして、1世帯2枚まで販売ができるような形で、震災以降1,953世帯を対象にしまして消費喚起型のプレミアム商品券を販売したいといった内容でございます。

健康福祉課長（高橋正文君） まず、災害弔慰金の減額でございますが、今年度は1名分支出ということでございますが、この方は被災年の平成23年度に亡くなられた方で、認定は25年度に認定になってございます。お支払いの関係で、いろいろ個人の都合でございま

すが、相続関係等が未了であったため今年度に支出したという内容でございます。亡くなられたのは23年度の方でございます。

続いて、すくすくの上物、三井物産から寄附をいただいた上物の件でございますが、使用期限は当面の間ということで3年からそれ以上ということで協定を結んでおります。いただくときの約束は、3年程度使うということで協定をしております。

使用目的については、子育て支援事業に使用するということで、それとは全く違った目的外には使用しないという約束事がございます。支援センターで使わなくなった後の取り扱いでございますが、これは今のところは未定でございます。取り壊すことになるとなれば、村の責任で取り壊すことになると思いますし、あと福島市さんでもし使うとなれば、その辺の協議も必要となってくる。また、議会の皆さんともその辺は協議させていただきたいと考えてございます。

あともう1点、最後の内部被ばくのNDの状況ということでございますが、今年度693名、内部被ばく検査を受診しまして、再検査、要観察のB判定の方が11名、1.6%ございました。その内容につきましては、B判定の方は囊胞が5ミリ以上とか、しこりがあるというような内容でございます。11名のB判定の方で悪性の方、もしくは悪性の疑いの方はいなかつたという内容でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは41ページの一時帰宅支援業務の整理予算の件でございますが、26年度は1回当たり平成4.2人の利用でございました。今回の整理予算の208万1,000円というのは運休日の整理予算になります。以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは49ページ営農再開支援事業の当初の計画ということでございますが、おただしいただきましたように除染のおくれがございまして、それに伴って引き渡しがおくれたものですから、今回減額となったところでございます。26年度当初においては二枚橋エリア全域について早期の引き渡しがなされ、全域で営農再開ができるものという内容で当初の予算を想定しておりましたものですから、この分について減額となったということでご理解いただきたいと思います。

それから、51ページの中山間の交付金の減額理由でございますが、こちらについては、当初対象地域全域ということで予算を計上しております。仮々置き場ができたことで、そのエリアの対象面積が減ったものでございますから、今回その分減額ということで補正させていただいております。以上であります。

健康福祉課長（高橋正文君） 濟みません、私、先ほど内部被ばく検査の内容を答弁すべきところを甲状腺のお話をしましたので、再度申し上げます。

内部被ばく検査のNDの状況ということで、村ではあづま脳神経外科さんにホールボディカウンターをお願いしまして検査している状況でございますが、NDの中身につきましては、測れる最小限度でNDという内容になっておりますので、数値が高いか低いかという詳細については把握してございません。

教育課長（村山宏行君） 私からは61ページ、中学校の備品購入費の減額でございますが、これは当初電子黒板3台を村で購入する予定でしたが、ご寄附を受けておりますのでそつくり不要になったということでの減額でございます。

続きまして、63ページでございます。

未来への翼事業の減額でございますが、これは参加者が当初10名程度ということで予定していたんですが、実際のところ8名ということで、参加者減による精算予算でございます。それから、呼びかけの方法でございますが、対象となる中学生全員に対しましてダイレクトメールで、これは村外、村内も問わず全て案内しております。

続きまして、65ページ、給食センターの備品購入費の減額でございます。

こちらは主に食器とか、それから給食に係ります調理器具、そういったことの備品の購入ということで予定しておったんですが、26年度中、大きな食器の破損等ございませんでした。事務にも確認をしたんですが、今年度中はもういらないだろうということでの減額であります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） プレミアム商品券は、内容はわかりましたけれども、これは村内で使うのは難しいですから、スーパーとか、県のどの範囲のところで使えるようなものを設定されているんでしょうか。（ ）

総務課長（中井田 榮君） 避難をしている村民は全国に散らばっているわけでありますので、全国で使えるようなクオカード的な商品券を発行できればと考えております。

7番（佐藤八郎君） 他の自治体とはまた違う試みで、全国どこでも使えるというものにしていくということですね。

総務課長（中井田 榮君） はい。今回の避難によりまして、全国に避難をしているという関係もありまして、福島初めお世話になっておりますので、全国どこでも商品が買えて、消費喚起ができるような形にできればと考えております。

7番（佐藤八郎君） 1世帯2枚までということですので、例えば2枚必要な方は1万2,000円を納入しなければならないんでしょうけれども、そこに発生する手数料、事務的なものというのはどのようにになっているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 現在、商工会と相談しております、商工会に事務委託をして、その辺の事務費、さらには郵便料まで含めて、全体の予算にありますように4,046万円の中で事業ができればと考えております。

7番（佐藤八郎君） 災害弔慰金ですけれども、23年度死去して、いろいろ理由があり延期になった分が1人いたということありますけれども、災害弔慰金はもう該当する人は今後ないというような考え方でいいんでしょうか。私が思うには、1年、2年目に避難をしたことによって病気が発生し死去は延びる場合だってあると思うんですけども、この審査会での審査項目なり何なりよくわかりませんけれども、明らかにされていませんから、そういうものは何ら変化なく終わりを迎えるだけなんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 今後も該当する見込みはないのかということでございますが、そうではないということでございます。とにかく、市町村に認定が委ねられているわけですので、村の審査委員会に公平・公正に案件をかけると。それで認められれば災害弔慰金が該当になるということでございます。

ただ、一番大切なのは、当初からの村の審査会の一定の基準を維持していくことが飯舘村の村民に対する公平性が保たれるというのが一番大切ではないかと考えております。

○ 7番（佐藤八郎君） この災害弔慰金が支給される率が他の市町村に比べて飯舘は低いんですけれども、他の町村と何が原因で低いんでしょうか。

○ 健康福祉課長（高橋正文君） 先日も申し上げましたが、岩手、宮城なんかは県で広域を取りまとめて一括でやっていると。ただ、福島県の場合は市町村に委ねたということで、認定率については当然やや幅が出てくるのかなという考え方を持っております。

さらに、避難の過程が市町村によってさまざまであると。着の身着のままですぐに避難した市町村もあれば、家族が亡くなつてそのまま行方不明のまま避難した方等、沿岸部ではいると。飯舘村については、4月22日の計画的避難の指定までやや時間があったと。これが他の市町村よりも負担がないということではないんですが、そのような市町村によってさまざまな条件が違うということで、多少認定率には幅が出てくるのかなという考え方を持っております。

○ 7番（佐藤八郎君） 福島県内の認定審査基準は、他の市町村と厳しいから比率が低いんじやないんでしょうか。審査基準なるものは他の市町村と同じなんでしょうか。

○ 健康福祉課長（高橋正文君） 災害救助法の審査基準のもとになっているのが新潟地震のときの長岡基準というのが国で示している審査基準の基本ということになってございます。市町村もその基準をもとに各市町村で審査会を開催していると思っておりますので、基準についてはほぼ同様の基準でやられているのかなという考え方を持っております。

○ 7番（佐藤八郎君） 村民の中なり、不幸のあったところに行って聞きますと、避難ということがなければもっと生きたろうという人が圧倒的に多いですね。そういう好き好んで避難して病気になり死んでいるわけではないんですね。そういう意味では、できるだけ審査基準なるものはどういうものかわかりませんけれども、せっかくの災害弔慰金でありますのでもっと活用できるような工夫はないんでしょうか。

○ 健康福祉課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおり、避難によって死期が早まったという方も少なからずいるとは考えてございます。

ただ、これは先日も申し上げましたとおり、一律どなたにでも給付するという公的扶助の性格ではございませんので、まず市町村でしっかりと審査をしていただいて、その途中で審査基準を変えるとかというのではなくて、先ほど申し上げましたけれども、当初からの審査基準を維持して公平・公正に審査をいただくのが大切かなと考えてございます。

○ 7番（佐藤八郎君） 一時帰宅ですけれども、これは運行日は前に決まっていて予算をとられていて、今の答弁だと運休日があったので200万円の減額だという話ですけれども、この過程はどういうことなんでしょうか。

○ 生活支援対策課長（細川 亨君） 2点ほど理由があります。

まず1点目は、2日前に予約制になっておるものですから誰も帰る人がいなかつたという点が1点挙げられます。

2点目には、台風等の災害が起きたときに運休させるということでこういう減額になつてしまつたということでございます。

○ 7番（佐藤八郎君） 子育て支援とあるんですけども、当面の間というのはあれですけれど

も、3年後は見ている流れのようですがけれども、その後解体云々ありますけれども、あの建物の安全性は何ら問題ないんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 建築基準から申し上げますと、あの建物は一般住宅と何ら変わりはない。仮設と言われる唯一のものが基礎ということで、基礎が松ぐいの基礎になっているということでございます。5年程度は十分にその松ぐいの基礎で保管できるということで、何ら建築的には問題はないと考えております。

7番（佐藤八郎君） 利用率を見てみると、なかなか遠いところから来るのは大変だというのがあるのか、そこでの従業員というか働く人にとっては今の人数が適当なのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 利用率ということですが、先日もお話ししましたように、平均で大体平日が10人、あとイベントのときは30人弱利用している状況でございます。現在のところ保育士1人に事務補助員1人という2名体制でございますが、若干2名では対応が大変な場合があるということで、27年度の予算につきましては3名体制で計上させていただいてございます。（ ）

7番（佐藤八郎君） 内部被ばく検査、受けた人に言わせると何のために受けたんだべなと言う人がいるんですね。なぜかというと、例えば長泥で私はかなりの時間外にいて、そういう流れできて避難指示が出るまでいろいろ食べ物もそれなりに食べたりしていたけれども、それが単なるNDと言われただけだと受けなくてもいいのではないかというのが口コミで広がって、俺が受けて何でもなかつたんだからみんなそれ以下の生活をしていたので受けなくてもいいのではないか、みたいになっている面をよく聞くんですけれども、その辺はどういうふうに感じいらっしゃるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおり、内部被ばく検査につきましては、災害後、日がたつにつれて放射能に対する関心が薄れてきているということで、内部被ばく検査の受診率も大体15%程度であると。そのうちの96%程度がNDだということでございます。

内部被ばく検査につきましては、ある程度日数がたちますと体外に出てしまうということで、実際に何かしら体の中に入れていない方はほぼNDだということでございます。ですから、食べていない方につきましては出るはずもないということで受診率が上がらないのかなという考えを持っております。

ただ、内部被ばくの一方、甲状腺につきましては長期的、継続的な観察、見守っていくということが大切になりますので、そちらも甲状腺と内部被ばくあわせまして今後も受けさせていただくようなお願いをしてまいりたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 内部被ばくは、もう食事とか、極端に飯館に行って暮らさない限りは受ける必要ないようなことだととれるんですけども、今言われる甲状腺については18歳という、これは18歳以上、そのとき18歳が今は22歳ですか、この経過措置はどうなっていますか。

健康福祉課長（高橋正文君） 3.11当時、0歳から18歳の方が対象となります。県では、隔年実施ということでございますが、当時対象だった方が二十になるまでは2年に1回ずつ

やると。それ以降については、5年に1回、県では検査を実施するという方針が今示されております。よって、県・国についても長期にわたって当時の対象者を見守っていくという方針と考えております。

7番（佐藤八郎君） その当時18歳以上の人のがかなり甲状腺というものになっているかどうかわかりませんけれども、喉が悪くてかかっている人もかなり周りに聞くんですけども、その辺の検査とは違うんですよね、このかかっている人の検査は。検査といいますか、治療といいますかね。

健康福祉課長（高橋正文君） この甲状腺の検査の結果につきましては、県立医科大学や国の専門チームの所見によりますと、放射能の影響は今のところ認められないということでございますので、村としてもそのように理解している現状でございます。

7番（佐藤八郎君） 営農再開支援補助金、二枚橋が除染の関係で引き渡しできないからという話ですけれども、4,700万円の事業とはどんなものだったんでしょう。

○ 変更対策課長（愛澤伸一君） 当初見込んでおりましたのが二枚橋104ヘクタール、あとは白石の一部、あとは長泥のいわゆるモデルで除染したエリアということでございまして、この営農再開支援事業の対象面積10アール当たり3万5,000円を上限として営農再開に向けた作業ができるという制度でござまして、104ヘクタールに若干のエリアを加えた面積に3万5,000円を掛けましておよそ5,500万円ほどの事業費を見込んでいたところでございます。

ただ、これの除染がおくれまして、再開できた二枚橋の一部のエリアにつきましても満額3万5,000円の作業をするのはちょっと不可能ということでございまして、今回減額措置をとらせていただいたということでございます。

7番（佐藤八郎君） 除草と耕耘が1反分3万5,000円でしたか。

○ 変更対策課長（愛澤伸一君） 後の管理ということでございまして、村の場合は草刈りが主になるかなと、草刈り、耕耘、あとは試験栽培やらいろいろメニューはあるわけでございますが、現状としてできるのはそのぐらいかなということで、それを1回当たり、例えば5,000円なり6,000円なりということで決めていただいて、その合計金額が上限3万5,000円になるまではこの補助金が使えますと、こういう制度でございます。

7番（佐藤八郎君） 土地を引き渡してもらって草を刈って耕耘をしていれば1回3,000円とか5,000円と決めていただいて支給するという流れというのは、27年度においても同じようなことになりますか。

○ 変更対策課長（愛澤伸一君） この制度は27年度も同じでございまして、除染が終わりまして後の引き渡しがされれば、順次、県の復興組合を立ち上げていただきまして、そこで作業していただくと。そこに対して、作業量に応じた助成金が出るという、こういう仕組みでございます。

7番（佐藤八郎君） あと、中山間地の部分ですけれども、これ面積はどのぐらいだったんですか。

○ 変更対策課長（愛澤伸一君） 年度当初、対象面積1,031ヘクタールを見込んでおります。この中で、中山間地に引っかかりました仮々置き場の面積が186ヘクタールということで、

最終確定、この中山間の対象面積845ヘクタールということでございます。

7番（佐藤八郎君）あと、186ヘクタール分減ったので1,623万6,000円が減額ということでですか。

復興対策課長（愛澤伸一君）おただしのとおりでございます。

7番（佐藤八郎君）電子黒板は、減価償却的に見てはどのぐらいもつものなのでしょうか。

そして、その後のというか、これは学校があるうちにはずっと使うということですか。

3年か5年か先になりますけれども、どういうふうに活用になっていくんですか。

教育長（八巻義徳君）お答えします。

減価償却というよりも、ハードよりもソフトの変更が基本なのかなと思っております。

基本的には、今の教科書のソフトは入れておりますので、大体5年くらいを見ながら、あとは教材等の変化等を考慮しながら、またご相談申し上げたいと思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君）未来の翼2名分参加者いなかつたのでということでありますけれども、

これは参加した方の負担額はどのぐらいになったんでしょうか。

教育課長（村山宏行君）失礼しました。

参加者の負担は、個人であります集合場所への交通費、それから事前研修のための交通、それから個人で取得しますパスポート、それについては個人の負担になりますが、ほか行程に係る部分については全て村費からでございます。以上です。

7番（佐藤八郎君）そうしますと、小遣いさえ持つていけばいいということになりますか。

教育課長（村山宏行君）はい。おただしのとおりだと思います。

7番（佐藤八郎君）給食センター、100万円というのは故障なり物品の破損なり、そういうものを考えてとっていた予算だということになりますか。

教育課長（村山宏行君）済みません、ご質問、備品購入出ましたか。

7番（佐藤八郎君）いや、消耗品費、給食センター。

教育課長（村山宏行君）そうですね。食器とそういった消耗品費になります。済みません。

議長（大谷友孝君）いいですか。ほかにございませんか。

4番（北原 経君）33ページの先ほどのプレミアム商品券についてなんですけれども、これは利用の方法とかお聞かせください。

総務課長（中井田 榮君）プレミアム商品券の利用の方法でありますけれども、とにかく先ほどもお答えしましたように、原発災害で福島初め多くの市町村に避難をしておりますので、自由に使えるクオカードなどの準備をしながら、いろいろな商品を村民が購入できるような商品券になればと考えております。

4番（北原 経君）その店とか場所とか、そういったものに縛りというのではないでしょうか。

総務課長（中井田 榮君）今のところ縛りは考えておりません。どこでも自由に使えるような形にできればと考えております。

4番（北原 経君）それならまあ。

次に、需用費の6,593万円の減額なんですけれども、33ページのその下。カートリッジ

の件なんですけれども、これはどうしてこの減額があったのか教えてください。

生活支援対策課長（細川 亨君） 当初、飲料水用のフィルターということで5年分の本体とフィルターを予算計上しておりました。それで、5年分というのはちょっと多いんではないかということで、1年4カ月分を今、本体とカートリッジを交付している最中でございます。その残が6,593万円ということでございます。以上です。

4番（北原 経君） このカートリッジなんですかでも、村民から言わせると何か蛇口に設置するところがちょっと今の現代風にマッチしていないという苦情があるんですけれども、その辺に関しての減額では全くなかったわけなんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） なかなか蛇口もさまざまにあるものですから、全ての蛇口に本体が合うということではございませんので、ぜひ本体に合うように蛇口をかえてほしいということで皆さんにはご説明しております。申しわけございません。

4番（北原 経君） 高額なものを設置する上で、大変今安全な水が飲みたいということで設置するわけです。配っても家庭で設置しないおそれが十分にあるのではないかということを危惧しているわけなんですが、その辺はどうお考えですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） その辺については、問い合わせがあつた分については全て合うものに蛇口をかえてほしいという話はしておりますが、なおかつ安全・安心のためには独自でつけられるのかなと思っております。

4番（北原 経君） 蛇口で旧式の型にはうまく設置されると。しかしながら、今この状況下にあっては全く旧式な蛇口はほとんどないと言っていいほど使っていない。その状況下においての配布は、やはり行政側として対応すべきものだと私は考えますけれども、どうでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 私もそういう話を聞いておりまして、機器に蛇口をかえるというよりは、その機器に蛇口に合うフィルターというのか、そういうのは必要だなと思っています。

今、担当に聞いたところ、5年分の購入の予約をしているということではないらしいので、もし、これ5年分と言っていますから、次々新しいフィルターも出てくる可能性もあるので、蛇口をこれに合わせてくださいというのは受けるほうからすれば何言ってるんだと、こういう話になると思いますので、ちょっと今年は無理だと思いますが、その後のことについては検討させていただきたいと思います。

4番（北原 経君） そのようにうまく検討してください。

あと、53ページの建設機械の技能講習の件なんですけれども、200万円の減額なんですけれども、これはどうして200万円が減ってしまったのか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 建設機械等の運転技能講習会の補助金でございますが、当初、森林組合、振興公社、一般の方を想定しておりました。ただ、振興公社の部分についてはほとんど利用がなかつたというか、振興公社独自で講習を受けたということでなかなか人数が伸びなくて、最終的に今現在24名の利用者ということになっており、今回減額となったということでございます。以上でございます。

4番（北原 経君） これは1回切りの講習会だったんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 1回切りではなくて、それぞれがそれぞれの講習ということで何回も受けられております。その中で、人数がそれぞれに2人とか1人とかいう感じでの講習会だったものですから、いまいち参加者が伸びなかつたのかなという状況でございます。

4番（北原 経君） 57ページ、スクールバスの助手の賃金350万円の減額、あとはその下の委託料でスクールバスの運転業務と運行業務、これは増額になっておりますけれども、これとの関連性は全くなくて、どういう関連ですか。ちょっと聞きます。

教育課長（村山宏行君） 57ページ、スクールバスの助手賃金の減額でございますが、こちらについては期間中やめられた方、あと当初スタート時にちょっと欠員があつてなかなか見つけられなかつたという部分がありまして、それで減額でございます。

委託料の増額につきましては、まずスクールバス運転業務については村が直営でやっておりますバスの臨時に動かした部分での増加、それからスクールバス運行業務、こちらは民間に出しております部活バスと、それから村塾へのバス、その金額分が増加しているということでございます。以上です。（ ）

4番（北原 経君） そうしますと、今まで部活はあったんですけども、それがふえたということなんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） はい。部活バスにつきましては、全部村で行うということになつておりますし、その分がふえています。また、村塾も昨年まで福島市の市内でやつてあったんですが、環境を考えて飯館中学校で行っておりましたので、その分でふえております。

4番（北原 経君） 33ページに戻って、先ほどのプレミアム商品券なんですけれども、再度、総務課長に今の使う店とか、そういうしたものに関して先ほどのとおりでよろしいのか何か、もう一度聞かせてください。

総務課長（中井田 榮君） ありがとうございます。

先ほどもお答えしましたように、今現在どうするかというのを商工会と詰めていまして、この予算が通りましたら、その辺クオカードにするか、先ほどのどこでも使えるのかという話なんですけれども、ある程度クオカードにすると特定されますので、その辺なるべく多く使えるような商品券にする形でご相談をしながら進めたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

4番（北原 経君） そうしますと、なるべくいろいろな店で使えるように努力しますということですか。わかりました。終わります。

議長（大谷友孝君） そのほかございませんか。

6番（伊東 利君） 1件だけ伺います。

47ページの全村警備保障業務の1,190万1,000円の減額補正であります。説明ですとセコムで203件、アルソック136件の内容だということであります。この1,190万1,000円もこれだけの数字でこれほどの補正になるのかどうかというのを、何を計上したのか伺うものであります。

住民課長（藤井一彦君） 全村警備保障業務でございますけれども、これは昨年度、見守り隊

を3交代から2交代にいたしましたものですから、全村警備の保障業務も希望者がふえるだろうということで予算上370件ほど予算化をさせていただきました。しかしながら、申し込みあったのが2件だけしかありませんでしたので、その分ちょっと予算が多かったということで今回減額になっております。以上です。

6番（伊東 利君） と言いますと、1個は我々だと思うんだけれども、私は予算委員会でも申しました。今年27年度も三千何百万円も計上されているんだよね、予算されている。ちょっと待ってください。3,452万6,000円が今年27年度も計上されました。ということは、まだこのような数字の発生にはならないんですか、今の状況から考えまして。

住民課長（藤井一彦君） 27年度につきましても、予算は370件分とっておりますので、また改めて新年度になりましたら募集をさせていただいて、少しでも安全・安心を確保しながらやってまいりたいと思っております。以上でございます。

6番（伊東 利君） じゃあ、私は補正やるからいいのではなくて、ある程度は見込みというやつは立てて計画するんだと思うんです。ですから、最後に補正すればいいだけではなくて、やっぱり見積もりを立てるときとか、想定するものはきちっと置かないと前年を踏襲するだけでは、この連続だと私は思うのであります。以上です。

議長（大谷友孝君） 答弁いらないのかな。

6番（伊東 利君） 答弁。じゃあお願ひします。

村長（菅野典雄君） 今、ご指摘いただきました。村民の安全のためにということでその思いはわかるなんありますけれども、ご指摘いただいたとおり、やはり去年の状況を見れば大変考えなければならない項目だと思っておりまして、改めて反省しながら少しでもそういうことのないようにこれから努力をしてまいりたいと思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

1番（高野孝一君） 私からは、33ページの総務管理費の委託料、アンケートの調査作成・集計業務についてお伺いします。

これは今回ご承知のとおり復興省と県と村の合同でとったということで削減したということでありましたが、当初の段階では村単独でという考え方であったと思うんですが、どのような経緯でそのような状況になったんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） アンケート調査でありますけれども、ご承知のとおり、除染の状況、あと賠償の状況、全体の状況を見ながら、ある程度アンケート調査をやるというようなことで当初予算をとらせていただいたわけでありますけれども、国も昨年同様アンケートをやることでずっと年度を通して全体を見ながら進めてきたわけでありますけれども、国も年度末近かったわけでありますけれども、一緒にということで、さきにもお答えしましたように、あのような形でのアンケート調査を最終的には今回やらせていただいたといった内容でございます。

1番（高野孝一君） 今回のアンケート調査も1世帯1名というような調査であったんですけども、この前も申したように家族でばらばら、夫婦でばらばらというようなことからして、やはり1世帯1名という調査ではきっととした把握ができないのではないかなど

思ったんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、震災前は1,700戸の世帯でありましたけれども、震災後、現在3,200の世帯に分かれているわけでありますけれども、親と子、さらにはさらに分かれている状態でありますし、村としては前の1世帯1名よりはさらに若い世帯の声も反映できるような調査結果になっているのかなと考えているところでございます。

1番（高野孝一君） この前の村長の提案理由の中では前回より回収率が下がったというようなことでもありました。その辺の考え方についてお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 若干下がりはしたんですけども、ほぼ同数の調査結果だったのかなと思って、ある程度調査内容を見ますと、若い世帯の回答率が低いということもありますので、今後調査する際にはなるべく多くの方がお答えできるような形で調査内容も、さらにはPRにも努めてまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君） 2月いっぱいにまとまるというような話がありました。そういう中では、戻る人が8ポイントほどアップしたというような数値でございましたが、これらを踏まえて村としては何人ぐらいの方が戻ると推定されているんでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） 今、アンケートは約半分の方であります。今、課長から話がありましたように、答えていただいている方がどちらかというと高齢の方の答えということになりますから、今30%というのが戻りたいという話、あとは30%ぐらいがどうしたらいいかわからないということになりますから、どうしたらいいかわからないという方が半分と見ますと45%ぐらいという形なんですが、それは何度も言いますように、今の段階での話でありますから、全くこれは予測がつかないということであります。

全体としてほかの自治体などのことも考えますと、とりあえず30%前後のところあたりか、あるいは20%台真ん中ぐらいのところからスタートするのかなと思っています。やはり1人でも多く戻ってもらって、多くの人たちがまた将来戻ってきていただくようにみんなで準備をするというか村づくりをしていくということが大切だらうと思っておりまして、そういう意味では何人戻ったからだめだ、何人戻ったからよかつたという話ではなくて、精いっぱいふるさとに思いをかけていただける方が多いように今からいろいろなことをしていくということではないかなと、このように思っているところであります。

1番（高野孝一君） 今年の予算の中には調査費計上されていなかったように思っていますが、今後若い人、特に40代までの世帯の回収率が低かったという中にあって、調査の方法等についてはどのような考え方でいるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） これは国もいろいろ調査はしたいという思いがあるんでしょうけれども、我々もそれは必要なことはわかりますが、調査、調査だけでいいのかという問題が私はあると思っています。

どこかでやっぱり戻る方に戻っていただいた上で、どういうふうにその後対応するかということではないと、アンケートをやるとなれば今言ったようにもっと簡単な方法にするとか、いろいろなことで回収率を高めていく、あるいは住民の本意のところをしっかりと捉えていくということは大切だらうと思うんです。どんどんどんどん調査、調査とい

うだけでいくよりは、とりあえず戻るような形にしながら、その後戻らない方たちに、あるいは戻った人たちにどういう問題が起きているのか、どういう対応をすればいいのかという意識がないといけないのではないかと思っています。

必要ということ、あるいは国からということになれば、また議会に予算をとらせていただくということでありますので、今のところ上げなかつたと、こういうことだと思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） アンケートの中で公営住宅、村営住宅の確保という問題もあるわけなんですが、以前に村営住宅に入居されている百数十名の皆さんのアンケート調査結果が示されました。その後、再度電話確認をして110世帯程度というようなことだったんですが、今回の大谷地の住宅あるいは深谷の拠点整備の住宅を建設するに当たって、今、村営住宅に入っている若い人の、あれ以降の意向調査というのをされているんでしょうか。

○  
復興対策課長（愛澤伸一君） 昨年末に行ったアンケート調査の結果でございます。ちょっと済みません、手元に資料なくて申しわけないんですけれども、回収率を上げるということで、その後、未回答の方に電話連絡等させていただいておりまして、140通くらいは返ってかと思います。回収率80%ぐらいになっていたかと思います。ちょっと正確な数字は持っていないくて申しわけございません。その中で、村の住宅に戻りたいという方は44戸でございます。また、うち大谷地住宅という方は22戸と記憶してございます。

ただ、この結果につきましても今回の調査ということであって、今後また時間がたてばいろいろと条件も変わってくるのではないかなど思っているところでございます。

1番（高野孝一君） 今、除染が本格的に始まった中で、28年度までかかる、その後、水田によってはゼオライト散布、カリ、リン、そして深耕、終わったら引き渡しをするというようなことで、ますますまだ帰村時期については、村長は今年の秋ごろということで住民の皆さん、議会とともに協議するということなんですけれども、やはり帰るまでの期間がまだまだ時間があると思うときに、もう少し村民の声を吸い上げるようなアンケートの内容にしなければならないと思っています。

○  
先ほど、村長の答弁の中にもそういう部分がありましたけれども、やはり私は復興省、県、村合同のアンケートではなくて村独自のアンケートをして、そのニーズに合わせた行政を進めるべきだと思っていますが、再度考え方をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 1,700世帯が今3,100～3,200世帯になっていますから、やはり最終的にその辺を捉えるのにはアンケートしかないのかなという気はしますが、先ほどの住宅の問題も含めて、できるだけ、面と向かってという言い方がどうかわかりませんけれども、そういう形でやっぱりやっていくこともしていかないと、ただ紙ベースで相手とこちらの真意というのはなかなか大変ではないかなと思っています。

村営住宅は建てかえていかないなと思っていますが、その他の件は、なかなか個人情報で難しいところはあるんですが、できるだけその辺は情報を入れながら、アンケートということになれば今申しましたように村独自というのも簡単な形でやっていきたいと思っています。

ただ、どちらかというとアンケート、アンケートになりますと帰るか帰らないかという

形になりがちではないかなという気がします。そこが私は、かえってまたそこに村民の心の葛藤を広めるという形になりはしないかということも一方で考えなければならないのではないかという気がします。

それぞれこうして近くに大方の方が住んでいただいているから、もっと柔軟に考えて、2地域居住であったり、いろいろなケースでも村とかかわっていけると、こういう考え方もあるよという形にしていかないと、どうしてもこのアンケートは戻りますか、戻らないですかというのにやっぱり重きを置いてしまうような傾向でありますので、その辺工夫ができれば、ぜひ村民の村独自のアンケートというのも考えられるのではないかなど、このように思っていますので、今のご意見、貴重な意見ということでとらせていただきたいと思っております。

1番（高野孝一君） それでは、51ページ、6款農林水産業費の13委託料、ため池汚染拡散防止実証事業業務ですが、過日、説明していただいたのは、県で実施した提出の部分における事業だったと私は思っています。6カ所の平均値を資料としていただいたと認識しておりますけれども、この部分の事業というのは、もみ殻を敷設してどのくらいセシウムが減るかという事業だったのではないかなと思っています。改めて、この事業の結果についてどのように推移しているのか、お伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 51ページのため池汚染拡散防止実証事業の件でございます。

おただしのとおり、国・県・村とで、村全体の15カ所のため池を調査しております、うち3カ所について、村でため池から出た水を一時沈砂池にためて、そこから今度はもみ殻というお話ですが、いわゆる有機物を通したときにどのくらい放射性物質がとれるのかという事業を行っております。

実証事業を行いましたのは大久保の高森池と前田の小山田入のため池、それから比曽の笹峰ため池ということで、3カ所で実証いたしました。その結果でございますが、ため池から出る水については、ほかのため池と同じように水溶性のセシウムについてはほとんどが測定下限値以下ということでございます。

それから、今回この有機物を利用して用水をとったんですが、有機物をスクリーンとして用水を通過させることで放射性セシウムを吸着させる効果は確認できたという経過でございます。それから、有機物でとる前に一定程度の沈砂池をつくって、そこでも計測したんですけども、1カ月間でトータル3万ないし12万ベクレルの放射性物質がたまつたということでございます。

ですから、有機物を使ってスクリーニングするだけじゃなくて、手前に沈砂池を1つ設けることで、そこでも放射性物質を除去することができるということがわかったという結果の報告をいただいているところでございます。以上です。

1番（高野孝一君） ちょっと今難しい表現でありましたけれども、じゃあ1つは我々にはもみ殻という表現だったんだけれども、この有機物の種類についてお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 当初、もみ殻で考えておったんですが、いろいろと技術的な問題等もありまして、おがくずを使ってございます。

1番（高野孝一君） どのような理由で変更になったのか専門家ではありませんからわかりま

せんが、吸着が確認できたということですが、数字的に示してもらえばわかりやすいのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 3カ所の資料をまとめてお渡しするのがいいのかなと思っております。

9月から11月まで毎月、1カ月間にたまたま放射性物質を計測しております。3回ほど計測しておりますが、その中の最大値は、10月30日に採取した小山田地区の1万6,315ベクレル／キロメートル。最小値は、高森地区において9月30日に採取した8,897ベクレルと、数字としてはこんな数字が上がってきてございます。

1番（高野孝一君） 今の数値で見ると、おがくずでそのぐらいの8,000ベクレル、あるいは1万6,000ベクレルを超える高い数値が確認されたということあります。提出の感度によっては、この前平均4万ベクレルだと、高いところは10数万ベクレルということであれば、今後この実証実験を踏まえて、やはりため池、河川、用水路の除染に向けて、やはり国・県等々にやりたい、やるというような要望をして事業を進めるべきではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 県の事業としてはあるんですが、手を挙げればということなんですが、それはそれぞれの自治体でやりなさいということになっています。

そうすると、今、それでなくとも手が足らなくて、とってもそれに追いつける状況ではないので、いずれはやらなきやならないのかもしれませんけれども、今の除染その他いろいろ、除染が終わった後の農地なり何なりをどうするかというところにもうありとあらゆる手をかけなければなりませんので、それはないよという話で、だからきちんと国・県が職員をよこしてもらうんだったらば幾らでもやりますから、ぜひその辺で考えてみてくださいと言っているんですが、今のところ国も県もその様子はないので、今なかなか地団駄を踏んでいると、こんなような状況でございます。以上であります。

1番（高野孝一君） いや、よこさないなんて言っていました。この前、3人、3人、6人よこすけれどもと、6人では全然事業としては話にもならない人員なのかなと思っています。

除染に向けてもU字溝はやりますという中では、土側溝はやらないというような問題もありますけれども、今後とも汚染防止対策については意を用いて実施していただきたいというお願いをして終わります。

議長（大谷友孝君） そのほかございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号「平成26年度飯舘村一般会計補正予算（第13号）」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第13号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第3号 平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（大谷友孝君） 日程第11、議案第3号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は

原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第4号 平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第4号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第5号 平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第5号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第14、議案第6号 平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第6号「平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号「平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 嘸飯のため休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

(午前11時56分)

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時10分)

○ ◎日程第15、議案第13号 飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

## 基準を定める条例

議長（大谷友孝君）　日程第15、議案第13号「飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第13号「飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を採決します。（ ）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号「飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第16、議案第14号　までのいの村陽はまた昇る基金条例

議長（大谷友孝君）　日程第16、議案第14号「までのいの村陽はまた昇る基金条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君）　対象者ですけれども、③でその他村長が認める者は、村内に住所を持っている方に限定しないで村長が認める者となるんでしょうか。

村長（菅野典雄君）　特別認める者というのがどうなるかはこれからでありますし、出てきたところのいろいろなことの可能性があるので、こういう項目があるわけでありますけれども、基本的には住所、これから二重住民票という話が一部ではありますけれども、国でどういう形になりますかはわかりません。

飯館村に住所を置きながら長くほかの自治体に住めるということができるのかどうか、なかなかこの辺が難しいんできますけれども、やはりこうして何年も村民としてやってきたわけですから、その方たちに対して、何でもかんでもというわけにはいきませんけれども、少なくとも原発事故に対してのいわゆる最低限のフォローというものはやっぱりしたい、あるいは村からの情報発信とか、あるいは健康についての不安を少しでも取り除くこととか、そういうもの、あるいは場合によっては将来村に戻ってきてもらえるような形の子供への支援とか、何かそういうものはやっぱり必要なんだろうなと思っています。

これからいろいろな話を聞かせていただいたり、あるいは検討させていただいてやって

いきたいと思いますが、それは基本的には大体村長の特別認める者以外のところに当てはまるという形ではないかなという気はします。その辺は、一応その項目をつくっていればどのような形ができてきても、村長の一存でというのではなくて、皆さん方との相談の上でという話と私はとっているところあります。

7番（佐藤八郎君） 転入ができるようになるのはいつかわかりませんけれども、今の流れの中では、当地はもう転入できるようになったのかどうかわかりませんけれども、その辺はどう見ていらっしゃるのかと、対象事業が一人一人の健康やら放射性物質に関するものは入っていないんですけども、我々村民が避難を強いられたのは放射性物質が村に放散されたからということが大前提にあるわけですから、そういう事業の中としても、やっぱり健康、その他とありますからそこに入っていると言われればそれまでですけれども、大切な、やっぱり人あっての村ですから、その辺ではどうなんでしょう。

○  
村長（菅野典雄君） 健康福祉の充実のために、の中にどちらかというと体の健康というが言葉として入っていないということなのかなと思っております。当然、ここには入りますので、つけ加えさせていただきたいと思っています。

どの程度できるかもわかりませんけれども、何せ内部被ばくにしろ甲状腺にしろ、やっぱり長くやって初めて何でもなかったとか、あるいはどうだったということがわかるわけでありますから、先ほどでしたか、なかなか係る方がいないんだということありますけれども、やはり一時的なことで大丈夫だ、大丈夫でないという話は決して本来の話ではないと思います。ほかの病気とは全く違うわけであります。病気といいますか、ほかの災害とはもう全く違うわけでありますから、そういう意味ではある程度長期にわたって、それが5年なのか10年なのか15年なのかわかりませんけれども、やっぱり見ていくということが大切だろうと、このように思っているところであります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○  
議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号「までの村陽はまた昇る基金条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「までの村陽はまた昇る基金条例」は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17、議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第17、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（高野孝一君） 昨年の12月に人事院勧告に基づいて0.23%アップ、そして期末手当でも0.15カ月アップという改正がされました。

今回、新たにまた改正にあって、改正内容に書かれているとおり、改正後に給料が減るものについては、平成32年3月31日まで改定前給料との差額を支給すると記されておりますけれども、今回は何%が減るのか、平均してどのぐらいの金額が減るのかふえるのかということについてお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 人事院勧告に基づきますと、ご承知のとおり民間との格差をなくすということで、月例給でありますけれども、職員給が38万2,941円。あと民間の給与の月額が38万3,560円、これは平均であります。その格差が619円、0.1%格差があるということでの今回の人事院勧告に基づいての改正だということでございます。

1番（高野孝一君） 今言ったように、減るものについてはというようなことで、専門的には現給保障という表現をされるわけでありますけれども、ふえる職員によっては619円、減る職員はどのぐらいの金額になっているんですか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、年齢が増すごとによって減る率が高いわけなんですけれども、表でいきますとこのナンバー1に載っておりますけれども、これは改正後の行政職の給料表でございます。それを比較しますと大体退職間近ですと8,400円くらい減ると。あと、大体40歳くらいだと2,600円くらい減ります。50歳で3,200円ほど大体減るという形になってございます。

なお、経過措置でありますけれども、32年3月31日までということで緩和措置として5年間は今の給料で、といった内容でございます。

1番（高野孝一君） （4）に勤勉手当の支給割合関係がでていますけれども、今まで固定した月、数であったわけなんですけれども、この辺の評価についてはどのように取り組んでいくんですか。

総務課長（中井田 榮君） 今、飯館村におきましては県の人事院勧告を遵守してやってきたわけでありますて、今回勧告に出ていますように引き下げられますので、このような形で実施してまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君） 私の考え方が勘違いしているかどうかわからないでありますけれども、その引き下げがあった中で総トータル金額は変わらないんだけれども、その一生懸命頑張っている職員はプラスでちょっと努力が足りない人はマイナスという評価のための金額ではないんですね。その辺お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 今ご質問のような形ではなくて、人事院勧告はここにありますように率を75.0%というような形で引き下げをするということでございます。

7番（佐藤八郎君） 今ほど説明ありましたけれども、退職近くになれば減額がそれなりに大きくなり、若者の部分では、ということでありますけれども、これは今こういう状況の中で働く職員にとって勤勉手当も引き下げるというのは、職員との協議の中ではどういうお話がございましたでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 期末、勤勉ではトータル同じでありますので、このような形で内容等については改正するといった内容でございます。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第18、議案第16号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第18、議案第16号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第19、議案第17号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第19、議案第17号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 災害対策特別措置法の中でということで勤務手当を支給するという流れですけれども、健康を安心・安全なものにするための労働をするに当たっての線量測定なり時間の関係なり、そういうことではきちんと決定されて守られていくんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 昨年4月から2つの課が本庁勤務ということですが、その前から本庁勤務がないときからもこの制度ができるから線量管理をしておりますので、特

に本庁勤務になってからは毎日、朝と帰り、結果を累計して今集計していますから、危険な状態になったときにまだ働き続けるということはありませんので、ご理解いただければと思います。その辺はしっかりとやっていかないと、職員の皆さんのが不安になりますので、その辺はしっかりとやっていきたいと思っています。

7番（佐藤八郎君） 復興というよりは除染課がほとんど外回りが多いのかなと思うんですけれども、その時間は1日何時間とかというのはあるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 詳しいことは担当課長がよくわかっているかなと思いますが、除染の現場の苦情なりいろいろありますから、その辺のところで現場に出る機会は当然多くなっていると思います。

その辺の健康管理については、今私が申し上げたように、毎日の積算線量を集計して対応していますから、その辺のところは大丈夫なのかなと思いますが、1日何時間出ているのかというのは私ちょっとわからないんですが、平均どのぐらい出ているかというの担当課長からお答えさせていただきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしの飯館村においての状況でございますが、時間は4時間程度かなという部分では話をしておりますが、ただ、先ほど話が出ておりますように、やはり現場対応がどうしても出てくるということでは4時間を超えるときもあるという状況でございます。

先ほど、副村長からもありましたように、今現在、積算線量計を必ず復興対策課、除染推進課職員全て持ちまして、日ごと日ごとの状況を把握しているという状況でございます。先日、予算委員会の中でもお話ししましたが、除染推進課で割と内業の方は1年間を見ますと1ミリシーベルト程度と。あとは、外に出られる方は1.8から2ミリが今年の3月ころまでということで見込んでいる状況でございます。

ただ、これも20時間の積算でありまして、それぞれの本庁に来てからの数量は大体固定はしているんですが、避難先の部分も積算されているということで、その避難先の状況でも一人一人が変わっているという状況でございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 私ども議会で原子力発電所に行ったときもそうでしたけれども、バスでちょっと通る範囲でも相当な放射線量が出ていれば1回にいっぱい、時間が長くなくとも浴びるというのがありますから、除染の同業者の中ですごく高くて、私そこで作業できないという労働者がいて、そうしたら1時間やってくれと、次の方がまた1時間そこで同じ続けるというようなことをやったと、村内での話ですよ、聞いていますので、職員も目に見えない、におわないので線量をつぶさにチェックしながらやればいいんですけども、仕事の関係で自然に気にしなくなってしま性化するというか、そういう点が怖いので、そこはきちんとやっていかないと、精神的ストレスから自治体労働者が福島は15%も病気がちだと言われている中で、さらに村の中に立ち入って仕事をしているわけですから、その辺はきちんとしてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今、議員おただしのとおりでありますと、やはり除染は進まなくもありますけれども、やはり場所によっては高線量の箇所があるということもあります

すので、その辺に対しましては気をつけていきたいと思っております。

それで、今持っております積算線量計は、時間単位でもわかると、時間で24時間、あと日にちで365日と、日ごと日ごとの部分もわかるという状況になっておりますので、それらを監視させていただいているということあります。なお一層、その辺については注意を払っていきたいと思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） そのほかありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第20、議案第18号 公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第20、議案第18号「公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号「公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第21、議案第19号 飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第21、議案第19号「飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号「飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第20号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例

( )

議長（大谷友孝君） 日程第22、議案第20号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 6段階が9段階、そして保険料年額もかなりの額面で変わっていくわけですけれども、今、避難中ということでの減免というか免除になっていますけれども、これは震災前の住民の経済状況からして、とてもじやないけれども大変な金額ではないかと思うんですけども、今後、帰村なり平常に戻る段階の中では、このまんまの状態でいけば大変な負担を強いられるわけですけれども、その点についてはどう考えておられるでしょう。

健康福祉課長（高橋正文君） 介護保険料のことでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、第6期については一番人口の多いところで8,000円、その前、第5期ですと5,700円、その前の第4期は3,700円と、ほぼ2,000円アップですね。その前が3,100円ということで、当初1,500円程度から始まっているんですが、7倍程度になってくると。

今おっしゃられたとおり、必ず減免が終了しまして賦課されるときが来ます。そのときは、今おっしゃられたとおり、本当に納付が困難になってくる方も中には出てくるということでございます。そういう場合、通常、基金からの財源を投入するとか、場合によっては一般財源を入れるとか、そういう実際賦課になった場合は議会の皆様ともご相談する場が必ず必要になってくると考えております。

将来的には、大分落ち着いてはきていますので、ただ右肩上がりには変わりないということで、賦課になった場合はいろいろな手当てが必要になってくると。例えば、保険料が高騰した場合の激変緩和措置をとるとか、その辺も議会の皆様とも近い将来ご相談させていただいて、検討させていただきたいと思っています。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第21号 飯館村使用料条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第23、議案第21号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第22号 飯館村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第24、議案第22号「飯館村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号「飯館村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「飯館村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第23号 飯館村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第25、議案第23号「飯館村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号「飯館村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「飯館村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第24号 飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第26、議案第24号「飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（高野孝一君） 説明の中で、昔はラッパ班長、現在はラッパ部長なんですかけれども、その階級を副分団長に改めるという件については了解するものであります。

この一覧表の新旧対照表というものがないので、ここに副分団長の職が1人ふえているのかどうか、お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 45ページの改正条例の四角の中でありますけれども、消防団のここなんですけれども、訓練本部長、従来は2名だったんですけれども、部長から1名が上がって3名という形でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（大谷友孝君） そのほかございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号「飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を採

決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「飯舘村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第25号「までの子育て保健室設置条例の一部を改正する条例」

議長（大谷友孝君） 日程第27、議案第25号「までの子育て保健室設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

○ 7番（佐藤八郎君） 先ほど、補正でもあれですけれども、対象児の拡大を図るということで2カ所にするということありますけれども、この体制はどうされて、拡大の人数目標たるものは幾らなのか。なおかつ小学校卒業前までということになりますと、今幼稚園の脇でやっている放課後預かりとのかかわりでどういうふうに整合性を持っていくのか。近いところにそれぞれとなっていくのか、片方が減っていくとなるのか、どうなんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） までの保健室の内容でございますが、まず2カ所ということで、1カ所はすぐ内に設置すると。もう1カ所は松川第1の仮設の1戸をお借りしてやると。この2カ所というのは、まず、すぐくは健常者のお子さんを一時預かりすると。風邪等を引いている病中、病後の方は松川第1を想定してございます。やまゆり保育所でやっているものとは性質が違う一時預かりでございます。この一時預かりは、お母さんが冠婚葬祭とか、あとは病院の通院とかで一時預かってもらうようなのをイメージした一時預かりでございます。

○ 日数とか目標ということは、希望があれば開館時は毎日やると。特に目標の人員等は定めてございません。

○ この預かり保育の受け皿ですが、今までの保育保健室をやっていました保育ママ等を考えてございます。予算的には、その方々は賃金で当初予算を予定してございます。

きょう、議決いただければ、細かい内容を詰めてまいりたいと考えております。

○ 7番（佐藤八郎君） すぐ内では健常者、松川の仮設住宅1戸は病気、乳幼児が小学校卒業前まで拡大、体制は保育ママ何人体制かわかりませんけれども、そうすると、この松川でやるやつは病的なことを一時預かるというだけなのか、ちょっともう一度よく説明をお願いいたします。

健康福祉課長（高橋正文君） ちょっと説明があれでしたので、まずはすぐくは、議員おつしやるとおり、何の風邪とかも引いていない健常者のお子さんを預かると。松川第1内には、風邪と、あとは例えば水ぼうそうとか、そういう方も預かると。それは所内感染を防ぐために病中、病後の方と分けて預かるということでございます。

あと、保育ママの体制は、これから細かいこと、人選とか募集とか、あと細かい運営の内容なんかは詰めることになってございます。

議長（大谷友孝君） よろしいですか。

7番（佐藤八郎君） 幼稚園の脇は何だっけ、小学生まで預かるんだよね。（「放課後児童クラブ」の声あり）放課後。そことの整合性はどうなんですか。全く無関係なんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 全く無関係ということではないんですが、こちらのすぐ近くで設置するものについては福島周辺のそういう対象のお子さんで、多少、放課後児童クラブみたいな利用をされる方も出てこないとも限らないんですが、向こうのやつとは基本的には若干性質が違うという預かりを予定しております。

村長（菅野典雄君） 幼稚園の脇は全く親がつくことはないということです。幼稚園にしろ小学校にしろ、責任を持ってやるということあります。

すぐすくは、親がいないとだめだということになります。ところが、その親がどうしてもちょっと用事があって、という場合にいわゆる保育ママ的な村民の方が以前やっていたように交互に都合のつく方がその対応をしていくという形になる。しかも、本来ならば幼稚園の脇でそれもやれればいいんですが、どうしてもやっぱり市内に住んでいる方が多いので、なかなかこここの飯野までというのは大変なので、今度すぐすぐのところで相談事であれ、ちょっとほかの方との意見の交換なり何なりができるようにと、こういうことがあります。以上です。

議長（大谷友孝君） よろしいですか。そのほかありますか。

1番（高野孝一君） 第4条に使用料について新旧対照表になってありますが、これの現状の考え方についてお伺いします。1時間当たり400円の使用料を納入しなければならないというように書かれていますが、現状はどうなの、今後はどうなのという考え方についてお伺いします。

健康福祉課長（高橋正文君） この400円というのは、当初飯館でやっていたときの単価等の設定と同額でございます。こういう避難の状況ということで免除というのも考えたんですが、やはりお子さんを一時預かりでも預かることもありますので、飯館のときと同額で施行したいということでやっております。

1番（高野孝一君） ということは、使用料は徴収するということでおよそですか。

健康福祉課長（高橋正文君） そのとおりです。

1番（高野孝一君） 27年度の収入を私もさらっとは目を通したんですが、予算書にはどの辺に載っているんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 収入は、当初は予算措置してございません。（「了解しました」の声あり）

議長（大谷友孝君） そのほかございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号「までの子育て保健室設置条例の一部を改正する条例」を採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「までの子育て保健室設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第26号 飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第28、議案第26号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（大谷友孝君） 日程第29、議案第27号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（高野孝一君） 教育委員会の委員長を廃止して教育委員にする。これは27年4月1日から施行するということありますけれども、単純に今のこの表を見ると、4月1日から教育委員会の委員長がなくなるともとれるわけなんですけれども、附則の説明がなかったものですから、附則について説明を求めます。

教育課長（村山宏行君） 議案の55ページ、附則の部分ですね。この条例はということで、こ

の法律が27年4月1日から施行されるわけですが、ここの6行目にあります「教育委員会の教育長が在職する場合においては」というところでここが適用になります。

つまり、現在の教育長が在職するその任期中については、この法律の適用はせず、改正前の法律を適用し、その効力を有するという、そういう文章でございます。

1番（高野孝一君） もう少し皆さんにわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

教育課長（村山宏行君） 繰り返しになるかもしれません。

附則のところですね。「この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、いわゆる国の法律ですね、この法律の附則第2条の規定というのがありますて、この附則第2条の規定というのは激変緩和措置のことあります。

つまり、内容は、現行の教育長が在職する場合ということで、「この条例の施行の際、在職する改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合において」というのは、つまり地方自治体で定めている教育長が、任期中、その場合においてはこの第1条から今回定めています第4条規定による改正後の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の規定、これは全部適用しないということになります。

副村長（門馬伸市君） 何か法律読まれてわからないと思いますが、実は今度の法律の改正で教育長は、今度は村長が議会に提案して、それで村長が任命するとなるんです。

今の法律は27年4月1日から本来であれば実施なんだけれども、今、教育長が任期中なので、任期外の再来年の3月いっぱいまでは今の地方教育行政の法律を施行して、現行のままでいくというのが附則の中身です。

ですから、再来年の3月になれば、今度この新しい法律にのっとって、この法律が生かされて内容が変わっていくと。委員長もなくなると、こういう話です。ですから、今のままで教育長が在職する再来年の3月までは何ら変わりないということです。

1番（高野孝一君） 一応勉強してきましたので、その辺は重々承知なんですけれども、この表を見ると、4月1日から教育委員長の給料が教育委員の金額になるんじゃないかなという思いをして、ちょっと調べました。

そういうことありますから、今の副村長の説明によりますれば、現在の委員長は教育長の任期までは教育委員長としての月額の報酬を支払いますということでおろしいんですね。

副村長（門馬伸市君） 再来年の3月までは現行のまま暫定的にいくということですから、教育長は、今の我々の三役のではなくて、私と村長の給与ではなくて、教育長の給与の条例でそのままいくと。それから、委員長も今の非常勤特別職の教育委員の報酬でそのまま再来年の3月まではいくと、こういうことです。

ですから、報酬が変わるとか、あるいは委員長がいなくなるとか、そういうことではないです。今のまま、あと2年はいくということです。

1番（高野孝一君） とすれば、今の法律というようなことですから、4月からは、そうすると今後、新しい教育長の任期は、法律でいけば3年になるということなので、村として

も法律にのつとった教育委員会になるということでよろしいんですね。

副村長（門馬伸市君） そのとおりです。

8番（佐藤長平君） 教育委員会は承知というのはわかりました。

それでは、国が求める村長の教育委員会に対する権限というのは、この激変緩和措置期間は今までどおりと解釈してよろしいんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 法的には今の暫定期間になりますから、今までと同じ取り扱いで2年間、教育長の任期まではいくということです。

ただ、それは言っても暫定期間とはいいつつも、趣旨がそういう趣旨で法律が変わるわけですから、全く今までのままでいいのかといえば問題ありなのかなと思います。その辺の長のかかわるスタンスというのがどの辺までというのは微妙だと思いますけれども、全く関係なく今までのとおりとはならないのかなと。その辺はある程度の教育委員会に対する長の重い権限というのは当然あってしかるべきなのかなと思っています。法の趣旨がそうですから。

8番（佐藤長平君） そうしますと、一定程度、村長の教育委員会に対する権限がある程度発生するという立場から所見を求めるものであります。

けさほど、教育委員会の行政に対する特別決議を議会が全会一致で決議を見たところであります。今の状態、教育委員会と議会はねじれています。この辺を解決する考えについて所見を求めるものであります。

村長（菅野典雄君） 先ほどの決議案は決議案として受けさせていただくということでありまし、今の副村長から話がありましたように法律の趣旨でありますので、その辺でどういう形にできるかというのはこれからでありますので、お互いに意思をきちんと疎通しながら議会にも話をしながらやっていくと、こういうことでありますので、今のところ、まだこれからと考えていただきたいと思っていただければと思っております。

8番（佐藤長平君） 我々の議会の決議を尊重しながら、教育行政は進めていくことということでおよろしいでしょうか。

村長（菅野典雄君） いただいたということは厳粛に受けさせていただくということでありまし、また一方ではやはり教育の皆さん方との話し合いもしていかなければならぬということでありますので、そういう中で議会の決議案も十分頭に入れながら、こういうことがあります。以上であります。

議長（大谷友孝君） そのほかございませんか。

高野君、一度指名してございますので、終わりです。何回も3回もというのはございませんので。

そのほかござりますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第30、議案第28号 飯館村保育所における保育に関する条例を廃止する条例

議長（大谷友孝君） 日程第30、議案第28号「飯館村保育所における保育に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。 ( )

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号「飯館村保育所における保育に関する条例を廃止する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「飯館村保育所における保育に関する条例を廃止する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第31、議案第29号 佐須辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（大谷友孝君） 日程第31、議案第29号「佐須辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号「佐須辺地に係る総合整備計画の策定について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「佐須辺地に係る総合整備計画の策定について」は原案のとおり可決されました。

○日程第32、議案第30号 岩部辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（大谷友孝君） 日程第32、議案第30号「岩部辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号「岩部辺地に係る総合整備計画の策定について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号「岩部辺地に係る総合整備計画の策定について」は原案のとおり可決されました。

○日程第33、発議第5号 土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について

議長（大谷友孝君） 日程第33、発議第5号「土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番（松下義喜君） ただいま議題となりました発議第5号「土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について」を提案いたします。

土曜授業については、学校現場と保護者がアンケートを初めとした調査や懇談会が開催され、議会と教育委員会間でも意見の交換をしてまいりましたが、その内容、事実関係について不明瞭な部分もあることから、教師、保護者、教育委員会、議会の総意が詰らっていない状況にあります。

このままでは、主眼とすべき児童のための学校、教育に重大な支障を来すものと思われますので、本問題について総合的な見地から調査を行うため、土曜授業等に関する調査特別委員会を設置するものであり、調査事項並びに委員定数は別紙のとおりであります。

土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について

1. 名 称 土曜授業等に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び飯舘村議会委員会条例第5条
3. 調査事項 土曜授業等の開始までの経過全般について  
草野・飯樋・臼石小学校3校長早期配置について
4. 設置期間 本特別委員会は閉会中も審査を行い、委員会の任務が完了するまで継続する。
5. 委員の定数 議長を除く全議員

設置期間は調査が終了されるまでとし、議会の閉会中の調査を行うことができるものといたしました。以上であります。

議長（大谷友孝君）　自席にお戻りください。

お諮りします。この件につきましては、質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略することに決定しました。

お諮りします。発議第5号「土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について」の件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。

これから、発議第5号「土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。

よって、発議第5号「土曜授業等に関する調査特別委員会の設置について」の件は原案のとおり可決されました。

なお、この特別委員会の設置期間は、審査が終了するまでの期間としたいと思います。

お諮りします。ただいま設置されました土曜授業等に関する調査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定により、1番　高野孝一君、2番　渡邊　計君、3番　菅野新一君、4番　北原　経君、5番　松下義喜君、6番　伊東　利君、7番　佐藤八郎君、8番　佐藤長平君、9番　飯樋善二郎君、以上9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

なお、本会議の休憩中に土曜授業等に関する調査特別委員会を議場に召集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

## ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君）　ここで暫時休憩いたします。再開は2時45分とします。

（午後2時16分）

## ◎再開の宣言

議長（大谷友孝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

議長（大谷友孝君）　ここで事務局長職務代理者に報告をいたさせます。

事務局長職務代理者（但野正行君）　報告します。

休憩中に土曜授業等に関する調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に7番 佐藤八郎委員、副委員長に9番 飯樋善二郎委員、以上のとおり互選された旨、報告がありました。以上であります。

議長（大谷友孝君） ただいま報告があったとおりであります。

○ ◎日程第34、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第34、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、また総務文教常任委員会から、目下委員会において、審査中の事件について会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○ ◎日程第35、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第35、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、各学校等の教育施設並びにその他所管に関する施設の状況について、産業厚生常任委員会から、他市町村の復興住宅の整備状況と住民の意向等に関する事項について、それぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

○ ◎日程第36 議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第36、議員派遣の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

○ ◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成27年第2回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

（午後2時48分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月17日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友彦

同 会議録署名議員 渡邊計

同 会議録署名議員 喬野新一

同 会議録署名議員 北原、経